

平成24年5月29日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第1号

第2回定例会

平成24年5月29日(火曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
 - (2) 第127回山形県市議会議長会定期総会の報告について
 - (3) 第64回東北市議会議長会定期総会の報告について
 - (4) 第88回全国市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
 - (2) 平成25年度国県に対する重要事業の要望事項について
 - (3) 平成23年度寒河江市土地開発公社決算及び平成24年度寒河江市土地開発公社予算について
 - (4) 平成23年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議会案第2号 寒河江市議会基本条例の制定について
- 〃 8 議会案第3号 寒河江市議会政治倫理条例の制定について
- 〃 9 議会案第4号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
- 〃 10 議会案第5号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 〃 14 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 15 報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 17 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 18 報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 19 報告第9号 平成23年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 20 報告第10号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 21 質疑
- 〃 22 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)

- 〃 23 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）
 - 〃 24 議第 45号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）
 - 〃 25 議第 46号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 26 議第 47号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 27 議第 48号 寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 〃 28 議第 49号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 〃 29 議第 50号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更について
 - 〃 30 議第 51号 市道路線の認定について
 - 〃 31 議第 52号 町及び字の区域並びに名称の変更について
 - 〃 32 請願第 2号 村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 33 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様申しあげます。過般の議会運営委員会におきましてエコスタイルの推進期間に合わせ、議場における服装について決定をしております。本会期中の会議において、上着及びネクタイの着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、8番工藤吉雄議員、12番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成24年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月24日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から6月12日までの15日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの15日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成24年5月29日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月29日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、表彰状及び感謝状伝達、人権擁護委員候補者推薦、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、議案説明	議 場
5月30日（水）		休 会		
5月31日（木）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月1日（金）		休 会		
6月2日（土）		休 会		
6月3日（日）		休 会		
6月4日（月）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月5日（火）		休 会		
6月6日（水）		休 会		

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 7日 (木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	総務文教常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月 8日 (金)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
	午前9時30分	厚生常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月 9日 (土)	休 会			
6月10日 (日)	休 会			
6月11日 (月)	休 会			
6月12日 (火)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 第127回山形県市議会議長会定例総会の報告について、
(3) 第64回東北市議会議長会定期総会の報告について、(4) 第88回全国市議会議長会定期総会の
報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 平成25年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 平
成23年度寒河江市土地開発公社決算及び平成24年度寒河江市土地開発公社予算について、(4) 平成
23年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社予算につい
て市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、寒河江市議会6月定例会に当たりまして主な市政の概況について御報告申しあげます。

まず、このたびの豪雪と暴風による被害状況などについてであります。

今冬の雪による果樹の枝折れが中山間地域から平野部にかけて市内一円で多数発生をし、またさくらんぼの加温・無加温を含む雨よけ施設や花卉園芸施設の倒壊が129棟発生しており、豪雪による被害額は樹体被害と合わせて1億2,000万円に及んでいるところでございます。

また、4月上旬には急激な低気圧の発生による暴風で、農業用施設が倒壊するなどの被害が発生をいたしました。暴風による農業用ハウスの倒壊やビニールハウス被覆材の剥離などが54棟発生しており、被害額は約480万円に及んでいるところであります。

これらの被害によって農業生産者の営農意欲が低下することがないように、被害農家には県や市独自の補助制度により雨よけ施設の原状回復や補植用果樹苗木の導入に対して助成を行うなど、復旧に向けて積極的に支援してまいりたいと考えております。

いつ発生するか予測が難しい自然災害には常日ごろからの備えが大変重要であります。去る5月13日には山形県と合同によります林野火災防衛訓練を最上川寒河江緑地を会場として実施をいたしました。約450人を超す消防関係者が参加し、多くの市民の方々からも参観いただき、改めて防火に対する市民の意識高揚が図られたものと思っております。

次に、東日本大震災の復興支援につきましては、全国的に取り組んでいかなければならない問題ではありますが、とりわけ大きなネックとなっております震災瓦れきの処分については被災地の隣接県の自治体としてできる限りの支援をしていかなければならないと考えているところであります。市といたしましては、市内民間事業者によります宮城県岩沼市からの震災木くずの受け入れについて、先般事業所に隣接する地域住民の方々などに対して説明会を開催し、理解をいただいたところでございます。

震災木くずの受け入れについては、国で定めたガイドラインに沿って安全が確認できたものみの受け入れを行い、搬入車両の放射線量の測定や定期的に事業場の敷地内や境界敷地の空間放射線量の測定を行って公表するなど万全を期してまいりたいと考えております。

一方、以前から国に要望しておりました簡易放射性物質検査器について国の第4次配分により貸与が決定し配置されることになりました。これにより、学校などの給食や市民が希望する食品の放射線測定などが可能となり、さまざまな要望に対応できるものと考えております。今後とも、市民の安全・安心の確保に迅速に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

さて、これから本格的なさくらんぼのシーズンを迎えるわけでありませうけれども、原発事故の風評被害を払拭し、本市観光産業の振興により一層取り組んでまいりたい所存であります。去る5月22日には、宮城県の日本製紙クリネックススタジアム宮城において開催されたプロ野球東北楽天ゴールデンイーグルス対中日ドラゴンズ戦を寒河江さくらんぼナイターとして協賛し、実施をしたところであります。市民、生産者など約150名の方々が観戦ツアーに参画をいただき、大いに本市さくらんぼの周知に努めてまいったところであります。試合はあいにく途中で雨天中止となったため、振りかえ日の5月24日の試合において改めて寒河江さくらんぼナイターとして球場内でのCM放送や広告掲示など、寒河江のPRを行ったところでございます。

また、東京都内では4月1日から6月末まで新橋を起点に銀座や築地をめぐり東京スカイツリー周辺を走行するバスにさくらんぼの里寒河江の広告を施したラッピングバスの運行をしております。多くの首都圏民の目に触れ、「日本一さくらんぼの里 さがえ」の情報を発信しているところであります。

す。

加えて、4月18日、19日には東京都内の大田市場や銀座の山形県アンテナショップ内でトップセールスを行い、寒河江のさくらんぼの周知活動を行ったところでございます。

来る6月17日開催予定の全国さくらんぼの種吹き飛ばし大会につきましても、北は岩手の小岩井牧場から南は福岡の博多口駅前広場まで全国で予選会を開催し、さくらんぼキャンペーンを展開しているところであります。既に開催された各地では毎回多数の参加者が殺到し、各種マスコミや地元情報誌に大きく取り上げられ好評を得ているところでございます。

また、今年度から周年観光農業推進協議会の協力を得ながらさくらんぼ狩りの予約システムを整備をし、県内外から訪れる観光客がスムーズにさくらんぼ園に入園できるようにパソコンや携帯電話から入園日と市内5カ所の希望するさくらんぼ管理組合を予約できるようにいたしましたところであります。

今後とも、力を合わせて「日本一さくらんぼの里」の地に多くの観光客が訪れていただけますよう一層取り組んでまいり所存であります。

次に、つや姫について申し上げます。平成24年産つや姫の作付面積については、県全体で6,500ヘクタールと全体の約10%を占めるまでに伸びており、寒河江市においても127.5ヘクタール、生産者数は112名と面積、生産者とも前年を大きく上回り多くの方々に栽培をしていただいております。

そのような中で、市内古河江、北江地区に圃場を持つ生産者の方々から県内初のつや姫団地を集約していただきました。面積15ヘクタールの団地は「つや姫ヴィラージュ」と名づけられ、去る5月15日に開村式が行われたところであります。同一の土壌による統一した肥培管理や水質管理を徹底するなど、寒河江のつや姫としてのブランド産地の形成に向けて大いに期待されるところであり、市としても支援してまいり所存であります。

次に、子育て支援について申し上げます。ハートフルセンター内に整備中の子育て支援センターにつきましても、6月中には完成の見込みで、7月8日に開所式を行う予定となっております。この施設を多くの方々から御利用いただけますよう現在愛称募集を行っているところであります。児童センターとの一体的な活用を図りながら、本市における子育て支援の拠点施設として機能を十分発揮できるよう準備を進めているところであります。

また、ことしで10周年を迎えます「花咲かフェアINさがえ」については、来る6月9日から7月1日までの23日間の予定で開催を予定しております。ことしは会場の最上川ふるさと総合公園に大型遊具が今月中に設置されることを踏まえ、家族単位の来場者の集客を図るために子供向けイベントの充実や子供連れの来場者が安心して安らげる空間を準備するなど、さらなる誘客の拡大を図ってまいります。また、復興支援の日を設け、復興支援物産市を実施するなど引き続き震災復興支援に取り組んでまいります。節目の年にふさわしく、工夫を凝らし市内外より多くの皆様の御来場をお待ち申し上げる次第でございます。

以上、3月定例会以降の市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力をいただきながら新第5次振興計画の着実な推進を図るため、スピード感を持って市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、平成25年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告を申し上げます。

国県に対する重要事業の要望事項につきましては、去る5月21日の議会全員協議会で御協議をいただいたところであります。協議の結果を踏まえ、県商工労働観光関係の「景気雇用対策の充実、強化

及び経済活動におけるリスク分散について」の項目において、中小企業対策の充実や東北地方への交通や輸送に関する優遇策の実施を求める内容を追加いたしました。そのほか、御意見をいただきました事項につきましては関係機関と協議するなど、今後検討してまいる考えでございます。

なお、詳細につきましては議会全員協議会で御説明を申しあげておりますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと存じます。

次に、平成23年度寒河江市土地開発公社決算及び平成24年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申しあげます。

初めに、平成23年度事業報告及び決算であります。平成23年度の主な事業の内容は造成事業では寒河江中央工業団地第4次用地の盛土造成工事、用排水路移設工事、道路改良工事を行うとともに関連工事として雨水排水施設設置工事を行っております。また、土地の処分では、中央工業団地第4次造成用地1区画の分譲、チェリークア・パーク整備用地ののり面の売却により約1ヘクタールの処分を行っております。

この結果、収益合計が1億4,971万5,000円、費用合計が1億1,356万3,000円で、平成17年度以来6年ぶりの黒字決算となり3,615万2,000円の当期純利益が計上されております。

次に、平成24年度の事業計画及び予算でございますが、地価の下落及び土地需要の低迷により全国的に土地開発公社を取り巻く環境が厳しい状況にある中、平成24年度においては公社所有地の処分に重点を置き、特に寒河江中央工業団地の分譲に力を入れることとしており、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業については引き続き企業の立地動向を見きわめながら、オーダーメイド方式により進めていくこととしております。

これに伴う収益的支出予算として33億6,284万円、また資本的支出予算として62億4,867万4,000円が計上されているところであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

次に、平成23年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申しあげます。

体育振興公社につきましては市体育施設の指定管理者に指定し、施設の管理運営を行っているところであります。平成23年度につきましては、昨年3月に発生しました東日本大震災の避難者支援のため、市民体育館の利用制限を依頼し、また市民体育館合宿所を避難所として被災者を受け入れさらに2次避難所として利用したことから、体育施設の年間利用者総数が12万7,000人と前年より約4,000人減少しておりますが、利用料金収入は前年を上回り施設の小規模な補修や改善、用具等の整備を行うなど良好な施設管理が行われているところでございます。また、各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習指導要請に積極的にこたえるとともに、寒河江市総合スポーツクラブ「アスポーツさがえ」の運営支援を行いながら生涯スポーツの普及振興に努めているところであります。

その結果、当期収入合計6,495万4,000円、当期支出合計6,460万1,000円となり、当期収支差額として35万3,000円が計上されているところでございます。

また、平成24年度につきましては指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い市民がスポーツに親しむ機会をより多く提供するために予算総額6,439万3,000円が計上されているところでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

以上の2件については地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう議員において配慮されるようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成25年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成23年度寒河江市土地開発公社決算及び平成24年度寒河江市土地開発公社予算について質疑ありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 開発公社の関係について大きく3点お尋ねをしたいと思います。

一つは、決算の明細書を見させてもらっておるんですが、代替用地の3件あるわけでありましてけれども、その地目はどうなっているのか教えていただきたいことが一つ。

それから2点目でありまして、プロパー事業としてやっております住宅団地、これ平成24年度それぞれ3カ所で6区画処分する計画になっています。もちろん平成23年度もゼロでした。そこで緑町団地が1、醍醐団地が3、白岩さくら団地が2というので6区画の処分、計画されていますけれども、何らかの手だてをしないという、ただ処分するという方針だけではだめだと思いますので、その処分に当たっての対策などどのように考えているのかお聞かせいただきたいというのが2点目です。

それから3点目でありまして、工業団地の第4次用地、これ処分計画されているわけでありまして、下水道の使用が可能なのかどうかということが一つ。それからもう一つは、この件について受益者負担金の関係はどのようになるのかということ。

以上の点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 代替用地の地目については、たしか農地であると記憶しております。

住宅団地の対策についてであります。公社のほうでは事業計画に載せまして積極的に取り組んでいくということにしております。また、宅建業者への依頼も行っているようであります。

下水道につきましては、下水道課長のほうに。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 工業団地の4次拡張エリアの下水道関係でございますが、使用につきましてはその開発行為の中で、これは負担金にも一緒になるわけでございますが、開発公社がその負担を行いながら開発を行うということで、供用もできますし、その負担金はその開発公社の中で価格に転嫁になった中で処理されているということでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 さらに、お聞かせをいただきたいと思いますが、代替用地、農地はわかりました。現況はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと。田なのか畑なのかの関係。

それから、プロパー事業の住宅団地の関係でありますけれども、今言われたようにさまざまな手だてをとられるんだと思いますけれども、平成23年度も全然、ゼロなわけですね。したがって、どういう問題点がありどうしなければならないのかという、そういう総括があつて方針を立てないと、単に計画書に載せるというだけでは、なかなか大変なんであろうなと思いますので、平成23年度も全然売れなかったという状況などをどういうふうにとらえて分析しているのか、この点お聞かせをいただきたいと思います。

それから、工業団地の関係については受益者負担の部分も価格に入れて、公社のほうでもうその金を出してあるので分譲する際に処分価格に入るんだということでもありますので、理解をいたしました。

○高橋勝文議長 副市長。

○那須義行副市長 それでは、住宅団地のほうについてお答えを申しあげたいと思います。

住宅団地については緑町が一区画、それから醍醐が6区画、それから白岩が5区画残っているわけですが、新年度の予算では先ほどお話があったように緑町1、醍醐が3、白岩2と分譲したいということで御報告を受けているわけですが、売る方法としては特に工夫を加えたいという点については、一つは特に醍醐の団地については一区画当たりの面積が非常に大きくて100坪を超えるというものも多いということで、現代の特に若い夫婦の需要あたりが大体50坪から60坪ぐらいのところ成家を建てるという需要のほうが多くなっていますので、一つは醍醐の住宅団地についてはいわゆる半分にして道路両側に面しておりますので、半分にして売るような方法についても取り入れるということで考えているところであります。

もう一つは、新年度4月から醍醐については単純に坪当たり7万6,000円ということで、非常に近隣の住宅団地ないしは市内の宅造でつくられた団地といえますか、宅地について非常に割高感があるということで、新年度からは一応坪7万6,000円のを坪5万5,000円という形で価格を改定して販路を広げてきた、そういう形で対策をとっているところであります。具体的には、醍醐については4月になってから1件の成約が図られたところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 代替地につきましては市のほうでは現況を把握しておりませんが、公社の資料を見ても田であります、そのうち2件が耕作されているというふうなことであります。ただ、これは直近の資料ではありませんので、現在現状がどうなっているかは把握しておりません。なお、公社では全体の土地につきまして7月に現地視察をするということにしておりますので、その際に実際の現状どうなっているかというのがわかるかと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 報告書、以前は代替用地などの明細部分の報告書の中には現況なども記載されておつたので、そういう部分わかるように今後工夫をしていただきたい。前にやっておつたのでできると思いますので、ぜひそうしていただきたいということをお願いしておきます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 寒河江市立病院の用地で開発公社が先行取得しております。約、利息だけで150万円

近くあるわけでありまして、利息。金額にして1億9,000万円ばかりの、開発公社でまだ土地持っているわけでありまして。その辺の計画、いつまでこの状態でいくのかどうかです。その土地を市で買い上げる、市立病院のために買い上げる時期はいつなのか、それとも別のに変更されるのか、その辺どのようにお考えになっているのでしょうか。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 病院用地につきましてはこれまでも病院の増改築計画が出た段階で売却なり新たな用途を考えるなどの検討をすると申しあげておりました。現在まだ市としての方針は決まっていないわけでありまして、病院の改革プランができて、その中では病院の増改築につきまして検討するということが、表記になっております。そんなに長い期間でなく方向性が決まると、決めるといふふうに考えておりますので、それを踏まえてこの公社からの買い上げあるいはその用途について検討をしていくという考えであります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、新しく市立病院、増築になった後いろいろ計画あったんですけども、20年近くもそのまま個人から買い上げて草刈り等をやっているわけでありましてけれども、余りにも会社の負担も重いんじゃないかなと私なりに思うんです。

市長はどのように、市立病院の改革プランもあるわけですけども、どのようにお考えになるのかであります。副市長は理事長でありますし、やはり何とか早く解決しなきゃならないと私なりに思うんですけども、その考えなどはどのように思っていますか。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 病院の用地についてであります。先ほど菅野課長が答弁したとおりであります。大部分取得してからほぼ10年が経過をしております。ただ、この間の病院の経営といいますか、それが非常に大変なというか困難な時期を迎えておりますのでそれに伴って当初依頼が、開発公社のほうに要請をした時点の情勢と今非常に変わっておりますので、ただ課長のほうから先ほど答弁いたしましたようにほぼ近い将来にその病院の改築なりの計画が改革プランに従って定まってくるので、それに沿ったような形で市のほうとしては処理をしていきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、10何年もたなざらしになっているわけでありまして。その辺の、寒河江市立病院もいろいろと計画があるわけでありまして。やはり150万円近くの利息も払っているわけでありまして。開発公社も今なかなか土地の取引も大変でありますし、その辺のことを考えながら、早急にというか一、二年あたりで結論出さなきゃならないような感じはしておりますけれども、市長の決意、その辺どのように考えているのか、市長の考えだけ一言お願いしたい、お願いします。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 寒河江市として、そういう方向で今いろいろ困難な情勢に立ち向かいながらそういう形で公社に依頼をした用地についてはきちんと処理対応をしていくということでありまして。

○高橋勝文議長 ほかに。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 開発公社の平成24年度の事業計画について1点だけお伺いします。これも病院の事業用地にもかかわるものでありますけれども、市立病院拡張整備用地事業と取得予定632平方メートルがあるわけでありまして。未買収地の取得ということですけども、これも既に取得しているところが

事業拡張できない状況の中でさらにまたこの、前から計画あるからそのまま計画に載せていくというのどのようなものなのかなと思います。したがって、この辺については削除をするなり計画の変更をするなりをすべきでないかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 この計画書は市が作成したものではなくて公社の計画書に記載されたものを報告しております。ですから、市のほうで削除するということはできないわけですが、公社のほうにつきましてはこの拡張整備用地事業であります、市からの委託で載せておりますので、公社自体では市のほうでこれを委託を取り下げないと削除できないという状況になっております。

この土地は、現病院の東側の用地の一角であります、全体がきちんとした正形の形で計画、委託をしているわけですがその一角が取得できないために不整形になっております。それで、先ほど病院の増改築について計画を立てるといふ、検討するということですが、それを踏まえましてその用地が必要かどうかということも判断いたしまして、そこがなくてもいいというのであれば市からのほうの公社への委託を取り下げて削除されるものとなります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 開発公社では市からの委託だからそのまま載せたということでもありますけれども、開発公社の理事長は副市長がしておるわけでもありますし、やはりその辺はちょっともう少し検討して見込みがないんじゃないかなというところについてはそのようにされるべきじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成23年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達

○高橋勝文議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達についてであります。

事務局長から申し上げます。

○丹野敏晴事務局長 私から申し上げます。

5月23日に開催されました全国市議会議長会第88回定期総会におきまして本市議会から佐藤良一議員が表彰を受けられました。

また、全国市議会議長会評議員としての功績に対しまして、高橋勝文議員に感謝状が贈呈されておりますので、伝達を行います。

佐藤良一議員には議長から、高橋勝文議員には副議長から伝達をお願いいたします。

それでは最初に表彰状の伝達を行います。佐藤良一議員、御登壇をお願いいたします。

〔佐藤良一議員 登壇〕

○高橋勝文議長 表彰状。寒河江市、佐藤良一殿。

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められたその功績は著しいものがありますので、

第88回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成24年5月23日。全国市議会議長会会長 関谷 博。代読。

おめでとうございます。(拍手)

[表彰状伝達]

- 丹野敏晴事務局長 続きまして感謝状の伝達を行います。副議長お願いいたします。高橋勝文議員、壇上をお願いいたします。

[高橋勝文議員 登壇]

- 鴨田俊廣副議長 感謝状。寒河江市、高橋勝文殿。

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第88回定期総会に当たり深甚な感謝の意を表します。

平成24年5月23日。全国市議会議長会会長 関谷 博。代読。

おめでとうございます。(拍手)

[感謝状伝達]

- 丹野敏晴事務局長 以上で、表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

- 高橋勝文議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり委員候補者1名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第7、議会案第2号から日程第10、議会案第5号までの4案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第11、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第2号から議会案第5号までの4案件については会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第2号から議会案第5号までの4案件については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第14、報告第4号から日程第20、報告第10号までの7案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、報告第4号から報告第8号まで、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について5案件を一括して御説明を申しあげます。

報告第4号は、本年2月24日未明、寒河江市字中河原地内の市道三泉堤防線において落雪により発生した車両の事故であります。

報告第5号は、本年2月28日午後6時ごろ、報告第6号は同日午後6時30分ころ、寒河江市大字西根字長面地内の市道八鍬日田線において発生した車両の事故であります。

報告第7号は、本年3月27日午前9時30分ごろ寒河江市大字白岩の清水山地内の市道留場葉山大円院線において発生した車両の事故であります。

報告第8号は、本年3月7日午前8時ごろ寒河江市大字日田の市営住宅ひがし団地敷地内において落雪により発生した車両の事故であります。

いずれも示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、御報告申しあげる次第であります。

次に、平成23年度補正予算で繰越明許の手続をとりました報告第9号平成23年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第10号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2案件を一括して御説明申しあげます。

報告第9号は、保育所耐震化事業や子育て支援センター整備事業費など2億9,739万4,000円、報告第10号は公共下水道建設事業9,332万4,000円をそれぞれ平成24年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申しあげるものであります。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第21、これより質疑に入ります。

報告第4号について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 この事象の具体的な状況等についてお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 説明を申し上げます。

本年度の大雪によりまして除雪作業につきましては大変市民の皆さんに御不便をおかけしたような事態を生じたわけでございますけれども、その中でこの報告4号につきましては、除雪の中で市道三泉堤防線上の転落防止柵に除雪によって積み上がった雪が雪庇となって積み上がっていた状態でございますけれども、それが反対側の住宅の駐車場敷地内のほうに転落をして、それが雪が一たん落ちてバウンドして車両の側面に当たってそれが損傷したということに対して私どものほうで損害賠償という形で処理させていただいている事案でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 まさに、ことしの異常豪雪がもたらしたことだと、基本的な部分はわかるわけでありましてけれども、これたまたま今回のやつは民地のほうに落ちていって車に損害与えたという物損ですけれども、もし万が一そこに人がいた、子供がいたということで人災ということになれば極めて管理責任として市の側が問われるわけがありますので、こういう事態というのはやはりなかなか想定できないんだろうとは思いますが、再発防止策として今後どういうふうに見直されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 除雪事業における道路パトロール、状況確認が一番必要なかなと思っているところでございます。今回の大雪の中でもこの場所以外でも中郷地内あるいはあたりで雪庇による危険性が発見されたということで、私どもで処理したのもございますし、また住民の方が雪庇を落とすのでその排雪をしてほしいということで、共同作業などでやった事案もございます。そういったことで、危険を事前に察知するというところでございますので、除雪期における、特に大雪時の除雪期における道路パトロールのあり方について今後次期のシーズンに向けてさまざまな課題、これだけでなくありますので、道路パトロール等巡視等の体制強化に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 報告第5号について質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 これ議長、6号と関連するものですから、両方関連した中で質問してよろしいですか。

○高橋勝文議長 了解します。

○新宮征一議員 今申しあげましたように、5号と6号が市道八鍬日田線において同じ日に発生しているんですね。同じ2月28日の午後6時と6時30分。我々、八鍬日田線と言われてもどの辺なのかちょっとぴんとこないのが、場所がどの辺だったのかがまず1点なんです、それからこの2件とも同じ箇所だったのかどうか、30分置きに2件が発生しているという状況からいって同じ箇所なのかどうか、その辺御説明いただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 八鍬日田線の箇所でございますけれども、ちょうど西根小学校から寒河江のほうに向かってくる、西根小学校の前の通りですね。西根小学校よりも大体市役所側というか県道側

に向かって大体100メートル前後の部分でございまして、穴が2カ所ほどありまして、そのどちらかで連続、若干離れているんですけれども、ほぼ近づいている場所がございましたので、その同一箇所でパンクしたものと確認されているところでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 全く同じ場所ではないということなんですけれども、一般的に多少の穴ぼこがあっても車がバウンドする程度であればそんなに心配はないんですけれども、どちらともタイヤが損傷する、かなりの状況だったのかなと想像できるんですね。これ道路パトロールとかあるいは地元からあるいはどなたかから事前に補修の要請などはなかったのかどうか。これ、要請があって事前に状況がわかっておってもそのまま放置しておいたということになりますと、これは行政の怠慢ということに言われるわけですから、その辺の状況はどうだったのか。かなりのひどい損傷のように想像できるんですけれども、パトロールあるいは地元からのそういった補修に対する要請などなかったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 パトロールにつきましては実はこの期間はまだ除雪期間中でございまして、幹線道路、ここは特に車両通行が一定程度あるということで、除雪による車両通行の確保をまず第一義的に実施していたところでございます。この時期はまだ住宅地内の除雪あるいは路面の除雪がまだ完了していない時期でございまして、そちらのほうの要望が大分強くあった、要するにお住まいになっている住宅地内の支線の除雪が、まだ除雪排雪が終わっていない時期の事案でございました。そういった意味では、パトロールについて若干対処が細やかでなかったのかなという反省はございます。

住民の方からの通報等については残念ながら私のほうで承っていなかったものですから、夕方の暗い時間の30分の間に2回ほどなってしまったわけなんですけれども、私どもでちょっと確認できなかったということでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 冬、2月の末ですから、非常に今課長のほうから答弁あったように当然大変な時期だったと、除雪のほうにとられるといった状況、理解できます。また、そういう状況の中でパトロールの中でも見つからなかったということでもあります。その辺は了解しましたけれども、その後の対応はどうなさっておったのか、これだけお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 現場につきましては即刻、穴の修繕補修を行ったところでございます。例年の道路パトロールについても通常5月連休前にまたやるわけでございますけれども、この時期ということで、幹線道路につきましては既にこのことと同じように除雪なって路面が出ているところになっていましたので、まず幹線道路についてはパトロールを実施いたしまして同様なものの状況がないかどうかについて確認作業をして、そういう穴の危険なところについてはまず補修をしたところでございます。

現在、5月連休前にも行っていますけれども、ことしの雪の関係で例年よりは道路損傷状況が大きいものですから、5月前にも、4月末ですね、やりましたけれども、6月、本来はお盆前にもやりましますけれども、6月にもう一度道路パトロールを実施する体制で現在考えております。

○高橋勝文議長 ほかに。佐藤議員。

○佐藤良一議員 今回の事故ですね、市民の通る市道というわけでありますけれども……。

○高橋勝文議長 マイク使ってください。

○佐藤良一議員 保険を適用なっていると思います。どのような保険で対応なされたのかであります。国の保険、都道府県、市町村がありますけれどもどのような保険で寒河江市では対応なされているのかであります。

また、寒河江市で事故発生から報告受けたのはいつの時点だったのかであります。2点。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 まず、保険の関係でございますけれども、保険につきましては全国市有物件災害共済会のほうに市のほうで加盟しておりまして、そちらのほうから保険の支出をお願いしているところでございます。

それから、この道路の事故の報告でございますけれども、午後7時ころ通報をいただいたところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 いろいろと保険の適用があるからといっても、やはり一般車両初め冬はいろいろと大変であります。やはりスピードも出ていないからあれぐらいで、報告で済んだのかなと私なりに思うわけであります。やはり、舗装やった時期ですね。同じ路線で大体壊れるというのは何かの原因があるんじゃないかなと私なりに思うんです。その辺の舗装をやった時期など、厚さなど期間ですね、いつころやったのかというの調べたときありますでしょうか。それによって舗装の壊れ方も結構違うんです。ことしは凍害で壊れた調査もあるようでありますけれども、その辺のこれから調査するというのを考えておりますかどうかです。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 八楯日田線につきましては昭和58年3月22日に供用開始をしたところでございます。それなりの年数はたっているところでございますけれども、今回のパンクの事案を見まして路面の状況について再度ちょっと点検をしながら、単なる穴埋めだけでいいのか、それとももう一定程度大きい対策をとらなければならないのか現在検討中でございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり冬期間の降雪積雪時の舗装道路の舗装の欠損という部分が今回のやつでありますけれども、これの対応はそういうことでわかりました。

ただやはり、それをきちっとするための対応、再発防止策としては雪降る前にきちっとすることが一つであろうと思うんです。それから、道路パトロールをしてやるということでもありますけれども、先ほど課長のお話でもまだお盆ころとかいう、次一斉にとかいう、全市的にパトロールする計画も示されたわけでもありますけれども、まさにこういう事故というのは起きれば30分以内にも二つも三つも事故起きるということでもありますから、まさにスピーディーにやらないとだめなんだと思います。

したがって冬期間だけでない、夏期間などはすぐ見えるわけでもありますからもっともっと道路パトロールの回数をやはりふやすべきなんだと思うんです。したがって、現状どうなっているのか。現状

の回数というか。前はそのための建設管理課にパトロールするための人の配置もなって運転手さんがおったわけでありましてけれども、そういうふうな部分がなくていろいろ工夫しながら対応されているんだと思いますけれども、どういう回数なっているのか、もっと余計すべきだと思います。

そして、夏期間は私も時々通って穴あいていた、こういう事故あると悪いからその場から携帯電話で電話するようにしています。常に思ったときに。しかしそうであっても、毎日通っているところでないところへ行くと結構穴あんのよね。ということですので、道路パトロールの回数や、ふやすということでありましてけれども、どれぐらいまでできるのか、その体制がどうなっているのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、あと一つは、今回のやつは舗装の欠損でありますけれども、冬期間危ないなと思うのは下水道のマンホールと道路の関係です。マンホールの上はすとんと解けていて、かなりの落差あります。除雪してもなかなかむけ切れない。寒さが続いていてアイスバーンというか氷がかたくて道路の積雪状況がかたいとなかなかむけない。そうするとかなりの深さが出ます。こういう部分についての事故起きないうちの対策ということも極めて必要だろうと、今回のこの報告を受けて思っていますので、その辺についての対応策などもお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 まず、道路パトロールの件でございますけれども、基本的には行楽シーズンあるいは車両が大量に通る時期の前ということで、4月の連休前、春先ですね、行うということと、それからお盆前に行うということと秋口除雪シーズン前に行うということをまず基本的に原則、その3回は最低でもするという形にしております。先ほど申しましたとおり、ことしはちょっと路面の状況がひどいので6月にもう一度させていただくという状況でございます。

体制としましては、3班体制等で市内の市道につきまして人員、職員みずからでございますけれども、アスファルトの補修材を持ちながら全区域を回る形でパトロールをさせていただいている状況でございます。

先ほどありました下水道のマンホールにつきまして、ことしの冬特に段差があるという御指摘などもございますけれども、基本的には除雪の中でそこに段差できないようにしたいということであるんですけども、どうしても排雪、雪が押せなくて圧雪なる部分についてはそういう事態もありました。その部分についてはその都度現場のほうへ行きましてできるだけむくという形で段差を少なくするという対処をさせていただいておりますけれども、完璧にすべて路面を平らにしていくことはなかなか実態上できなかったのが実情でございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 パトロールについて今課長のだけでは私は市民の安心・安全というのは担保できないと思いますので、再度検討して内部で市民の安心・安全などももちろん道路管理、もし事故あった場合責任などが問われるわけでありましてから、責任問われると同時に市民の安心・安全を担保することが行政としての極めて重要な役割でありますので、ぜひ検討していただきたいということを申しあげておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。報告第6号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第22、承認第2号から日程第32、請願第2号までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第33、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、まず御説明を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、寒河江市市税条例の一部を改正するために専決処分を行ったものでございます。

改正の内容は公的年金等に係る所得以外の所得を有しないものが寡婦、寡夫控除を受けようとする場合に申告書の提出を不要とするものなどでございます。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

これも地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い寒河江市都市計画税条例の一部を改正するために専決処分を行ったものであります。

改正の内容は宅地等に係る負担調整措置を平成24年度から平成26年度まで延長するものなどであります。

以上、2案件について議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議第45号平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、老人福祉センター等の耐震工事に係る公共施設耐震化事業費等を計上し、地域子育て支援拠点事業費等を追加するものでございます。

その結果、1億6,779万5,000円の追加となり予算総額は歳入歳出それぞれ155億4,279万5,000円とするものであります。

次に、議第46号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は太陽光パネル設置に係る再生可能エネルギー等導入事業費8,900万円を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ16億7,813万4,000円とするものでございます。

次に、議第47号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は山形県の浄化槽水環境保全推進事業費補助金の新設に伴い浄化槽整備事業費470万円を追加するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2億4,013万9,000円とするものでございます。

次に、議第48号寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

総合的な子育て支援事業を行う拠点施設である寒河江市総合子どもセンターを設置するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、東日本大震災での被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の譲渡期限の延長の特例を国民健康保険税の総所得金額等に適用させるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第50号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定施設の名称変更するため、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第51号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため2路線を認定しようとするものでございます。

次に、議第52号町及び字の区域並びに名称の変更について御説明を申し上げます。

土地区画整理法に基づく寒河江市木の下土地地区画整理事業の施行に伴い、施行区域内の町及び字の区域並びに名称変更しようとするものであります。

以上、8案件を御提案申しあげました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげ次第であります。

以上であります。

散 会 午前10時50分

○高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成24年5月31日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第2号

第2回定例会

平成24年5月31日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いをいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成24年5月31日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	南部地区の河川の安全性について	(1) 河川の危険箇所の把握について (2) 老朽化している上郷ダムの安全性について (3) 島地区の護岸工事について	7番 沖津一博	市長
2	新たな住宅団地の	(1) 島北に環境に優しいエコの街をつ		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	開発について	<p>くることについて</p> <p>(2) 都市計画道路について</p>		
3	震災がれきの受け入れについて	<p>(1) 寒河江市としての市長の基本的な考え方について</p> <p>(2) がれき焼却に対する見解について</p>	2番 阿部 清	市長
4	インターネットを使用した寒河江市のさらなる情報発信について	<p>インターネット利用者数は、国内だけで9,462万人、普及率78.2%（平成22年末）。費用対効果や、他の媒体と比べて優位性のあるものについて、さらなる導入を検討してみてもどうか。</p> <p>(1) 寒河江市役所のフェイスブックページ</p> <p>(2) チェリンによるツイッター</p> <p>(3) デジタルフォトライブラリー</p> <p>(4) 寒河江の人・物・イベント（さがえちえり～WAVEで紹介した情報の二次利用）</p> <p>(5) 寒河江の企業案内</p>	4番 後藤 健一郎	市長
5	寒河江市水道ビジョンについて	<p>今春3月に本市の水道ビジョン（基本計画）が策定された。以下の3点について伺います。</p> <p>(1) 現況と主な課題について</p> <p>(2) それらの克服策について</p> <p>(3) 実施計画ができるのはいつごろか</p>	11番 荒木 春吉	市長
6	フローラ・SAGAE活性化策について	<p>市立美術館で障害者製作品の企画展等を開けないか</p>		教育委員長

沖津一博議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番、2番について、7番沖津一博議員。

〔7番 沖津一博議員 登壇〕

○沖津一博議員 おはようございます。

10周年を迎える花咲かフェアが6月9日に開幕、そして間もなくさくらんぼの季節と、寒河江市にとって最も明るくにぎやかなよい季節がやってまいりました。去年は、東日本大震災、そして福島原

発事故の影響による風評被害で観光客は激減の年でありました。ことしは、多くの観光客においでをいただき、日本一おいしいさくらんぼをおなかいっぱい食べていただきたいなと心から願っているとこころでございます。

私は、新政クラブの一員として、また南部地区の住民の一人として以下の質問をさせていただきます。

通告番号1番、南部地区の河川の安全性について。

12月定例会において、同僚の阿部議員、工藤議員が寒河江ダムの安全性や寒河江川の堤防決壊などの危険性について一般質問をなさったと記憶しております。

そこで私は南部地区に生まれ育った者として、寒河江市内の河川による最も危険な箇所は大きな最上川が流れる島地区ではないかと感じております。子供のころから大雨による最上川の大洪水で畑や土手の流れていくのを何度となく経験し、恐ろしい思いもたくさんありました。川は日ごろとても穏やかで、子供のころよく釣りをしたり川遊びをしたり、毎日川を眺めておりました。最近では川岸も荒れ放題になり、釣りをする人もほとんど見かけないようになりました。それは、釣りをする場所がなくなり河川が危険になったからであります。

島地区の河川は、堤防の下にコンクリートの護岸工事がなされ、さらにテトラポットというコンクリートの大きなものが川の中ほどまで置かれておりました。私はそのテトラポットでコンクリートの護岸が守られていると認識しております。ところが、最近になってテトラポットは流され、コンクリートの真下まで川が来ており渦を巻いている状況にあります。

最上川の河川は国土交通省の管轄ということは十分に認識をしておりますが、市民の安心・安全、南部地域の住民を守るため寒河江市も常に注視をし、危険箇所があれば国土交通省に要望しておくべきと思いますが、市長にここで何点かお尋ねをしたいと思っております。

一つ目に、寒河江市として河川を巡回したり危険箇所の把握といったことを行っているのかどうか伺いたいと思っております。

二つ目に、寒河江ダムは大変安全性の高いダムであるということですが、朝日町にある上郷ダムの安全性についてどのように感じているのか。また、私が中学生のころ、昭和39年、40年ごろの大雨のとき、ダムの水を無断で放水し、現在の水面広場のところの畑が流され人が取り残されるということがありました。最近では地球温暖化の影響によりゲリラ豪雨や大型の台風、梅雨前線の停滞など水害が懸念されます。ダムの水を無断で流すことのないように、申し入れておく必要があるのではないかと思います。この件について、どのように考えているのか所見を伺います。

三つ目に、先ほど申しあげましたが、島の護岸工事は昭和何年ごろに行われたのか、またその図面などは市に保管されているのかどうか、図面などがあれば侵食状況などがわかるのではないかと思いますので、お尋ねをしたいと思っております。

次に、通告番号2番、新たな住宅団地の開発について。

将来島北地区に、環境に優しい、地震に強い、日本一のさくらんぼの里にふさわしい美しい町並みをつくっていただきたいという地域の願いがあります。南部地区は45年ほど前から急激に住宅地として開発が進み、自動車ディーラー、スーパーやガソリンスタンド、飲食店も並び、寒河江市産業通りとの名称で大変活気のあるにぎやかな地域でありました。しかし、山形自動車道ができ市内と分断されるようになり、さらには寒河江バイパスの完成により自動車ディーラーの多くがバイパスや横道の

ほうに移転、現在は複数あったスーパーやガソリンスタンドも姿を消しました。最近ではコンビニと八百屋さんが数軒ある程度になりました。

しかし、今年度完成予定の最上川寒河江緑地多目的水面広場、南寒河江駅前の歩道橋の撤去により交差点も明るくなりました。南部地区はこれから住宅地などの開発に最も適しているものと思います。その理由を申し上げますので、前向きに検討されるようお願いしたいと思います。

一つには、島地区は南寒河江駅まで歩いて数分の距離にあり、通勤や通学にもとても便利であること。

二つには寒河江インターチェンジ車で3分、寒河江サービスエリアスマートインターチェンジまでも車で3分と立地条件も大変よいところであります。さらには、市民浴場、県が整備を行っております最上川ふるさと総合公園など、環境や景観のとてもよいところあります。

市長は3月定例会で杉沼議員の質問に、大型の宅地開発は今のところ考えていない、業者による開発には協力していきたいとの答弁がなされたと記憶しております。私は、人口減少に歯どめをかけ、寒河江市が今後とも成長し、子供たちが誇りを持って暮らせるためにも美しい町並み、地球環境に優しいエコのまち、エコタウン構想を近い将来島北に実現してほしいと思いますが、市長の所見を伺います。

また、山形自動車道にあげられているボックスカルバートという穴ではありますが、寒河江市が都市計画道路を近い将来つくると言ってあげていただいたと聞いております。自動車道ができ、はや13年がたっております。ボックスカルバートを利用した都市計画道路幸田町島線の整備と団地の一体開発ということ、前から地域の方が願っているところあります。市長の考えをお伺いして第1問いたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

沖津議員からは南部地区の河川の安全性について、それから新たな住宅団地の開発などについての大きく2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

最初に河川の危険箇所の把握ということについてであります。御指摘のとおり最上川は国の直轄河川でありますので、国土交通省山形河川国道事務所、寒河江出張所が管理を行っているところであります。出張所では週2回、日常巡回パトロールを行っており、また春と秋にはボートによる河川からの点検及び堤防の集中的な点検作業を行っているところあります。

市におきましても毎年大型連休前、そして夏休み前に河川の安全点検を国とともに実施をしているという状況であります。また、大雨などによって中郷、長崎の観測所の水位がはんらん注意水位を超えた場合には、平塩橋、最上川寒河江緑地などの河川占用工作物の点検をその都度行っているところであり、安全確認に努めているところあります。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

次に、上郷ダムの安全性についても御質問を賜りました。上郷ダムにつきましては、昭和37年に東北電力株式会社が発電用のダムとして建設をした高さが23.5メートルの重力式コンクリートダムでございます。

東北電力株式会社によりますと、安全性の確認については年1回ダム変位測定を実施し、計測器を用いて直接ダムの挙動の有無も確認しており、いずれの測定結果においても現状における上郷ダムの

異常は確認されておらず、昨年3月11日発生しました東日本大震災、東北地方太平洋沖地震においてもダムの漏水状況、変位状況を加えた臨時点検を実施をして異常は確認されていないということであります。

また、上郷ダムの放流方法についてもお尋ねがございましたが、上郷ダムは発電専用のダムでございますので、発電を有効に行うための水量の調整は行いますが、最上川上流にあります白川ダム、長井ダムのように洪水の調整は行っておりません。上郷発電所の最大使用水量が毎秒100立方メートルを超えるおそれがある場合にはダムから放流を開始をいたしますが、下流河川の水位が急激に変動しないよう実施をしているということであります。

なお、大雨による最上川水系の「洪水予報・水防警戒の連絡体制」につきましては、中郷、長崎に設置をしております水位観測所の設定水位の状況によって国土交通省より山形県を通じて寒河江市に連絡が入り、市民の方々に広報する体制となっております。同時に県より報道機関に連絡をして、テレビ、ラジオを通じて情報提供するというところになっていくところであります。

沖津議員から御指摘のとおり、最近の異常気象による大雨などの災害というものが危険、懸念されるところでありますので、今後とも国交省、山形県と綿密に連携をして迅速な対応をとっていかねばならないと考えているところであります。

次に、島地区の護岸工事についてもお尋ねがございました。国にお聞きしますと、島地区の低水護岸工事は昭和41年から57年にかけて整備されたもので、その当時の工事に関する図面などは市でも保管されておられません。また、護岸工事施工前の当時の河川の形状を示す図面もございませんので、侵食状況の比較は難しいのではないかと考えているところがございますが、いずれにいたしましても御指摘のテトラポットの流失などで築造された護岸の機能に支障を来さないように、安全対策については引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

また、危険箇所の改修要望につきましては最上川上流村山地区改修期成同盟会、さらに寒河江市独自でも行っているところでありまして、昨年より最上川寒河江緑地の侵食対策の要望を行ったところでありまして工事も実施をいただいているところであります。

御案内のとおり、南部地区にはフットパス、さらには今秋に供用開始される最上川寒河江緑地が整備されつつありますので、その利用者の安全を図るためにも河川の安全点検に一層努めて、危険な箇所については今後とも国に対し強く要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、新たな住宅団地の開発について御質問がございましたが、新第5次振興計画におきましては市内外の多くの人々に寒河江市を居住地として選んでいただくためには場所、環境、価格などを意識した魅力ある宅地供給を継続していくということが重要であると考えておりまして、現在特に子育て世代を応援する住宅環境の整備に力を入れて取り組んでいるところであります。

また、新第5次振興計画の策定に際しまして、地域ワークショップや地域の座談会などにおいても宅地開発を求める御意見が多数ございましたが、経済の動向が不透明であること、また人口が減少傾向にある状況においてはこれまでのような長い期間を要して大規模に市街地を拡大する宅地開発ではなく、コンパクトで効率的なまちづくりを行うために既成市街地内での個人施行土地区画整理事業でありますとか、開発行為などによる魅力ある住宅団地の整備を誘導していくということが重要ではないかと考えているところであります。

現在、宅地開発の事業者の方々と宅地開発に関する意見交換会を開催をいたしまして、美しく、そ

して安心して暮らせる町並みを形成するために民間で開発する際の支援策でありますとか行政との役割分担などについて鋭意検討を進めているところでございます。

御提案がありましたエコタウン構想についてでありますけれども、昨年県におきまして寒河江市をモデル地区としまして電力の有効利用や再生可能エネルギーなどを交通システムや市民のライフスタイル変革まで複合的に組み合わせた社会システムでありますスマートコミュニティーの構築に関する調査を、県のほうから行っていただいたわけであります。その調査報告書の中で、太陽光発電や地下水熱利用を中心とした住宅団地の事業モデルというものが示されております。住宅団地のスマート化の主体というのは基本的には個人ということになります。各家庭で太陽光発電システムを導入すること、そして組合をつくって井戸や蓄電池などの共同利用施設を設置することなどを、これまでの住宅団地開発とは異なって、宅地造成から住宅建築、そしてエネルギーの共同利用ということで、長期にわたって一貫した対策というものが求められますので、スマートコミュニティー化した住宅団地、つまり言ってみればエコタウンの構築は民間開発の事業者の取り組みにより実現が可能なのではないかと認識しているところであります。

エコタウン構想については5年後、10年後の将来の可能性というものとしてとらえているわけですが、御提案の島北地区も条件的には候補地に入るのではないかと考えております。今後立地条件のよい地区について、開発を検討する事業者の方々と協議をしながらそのエコタウン構想の実現化、開発へ向けて研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

さらに、都市計画道路についてお尋ねがございました。御案内のとおり、都市計画道路は健全で文化的な都市活動が確保されるように都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路であるわけであります。寒河江市の都市計画決定された道路というのは23路線、延長で59キロメートルでございます。昨年度、木の下土地区画整理地内の内回り環状道路落衣島線が完成をして、また現在木の下区画整理地内から市役所につながる下釜山岸線が工事中であります。さらには、市立病院前の山西米沢線の整備に昨年度から着手をしているということであります。これまで、整備された市内の都市計画道路については平成23年度末現在で延長37キロメートルということであります。整備率にいたしますと62%となっているところであります。

御質問ありました都市計画道路幸田町島線についてでありますけれども、先ほど御質問にもありましたが、平成3年1月山形自動車道の寒河江西川間の路線発表を受けて高速道路が市内の南部を東西に通過するということによって、都市計画区域が分断されるということになるために都市計画道路の見直しを行った際に新たに計画された道路ということになっております。将来の道路整備に支障が生じないように、先行的にボックスカルバートで横断部を整備していただいたということでございます。この路線の整備については今後、先ほど御答弁申しあげましたが、住宅団地の開発構想の推進など地域の発展を十分、将来の地域の発展を勘案しながら総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 1問目に対しまして大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

河川のほうであります。国土交通省では週2回また春秋にボートで行っているということであります。寒河江市も国と一緒にいるということですが、堤防の上をただ車で見て歩いた

だけでは危険箇所というのはわからないのではないかと思いますので、住民から聞き取りをしたりとか大雨のとき巡回をしたり、危険箇所があれば住民に知らせていただいたり国土交通省に申し送りしていただきたいなと思っておりますので、市長はその辺の、寒河江市と国で回っているとき、どのような方法で回っているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 国と市のほうでどのように回っているのかということでございますので、お答えしたいと思います。

最上川の部分に限ってでございますけれども、国のほうの寒河江出張所と一緒に回る場合につきましては平塩橋のところから最上川寒河江緑地のところまで主要河川の管理道路のところを中心に護岸の手前のところを歩いて見ているところでございます。それで、その中で部分的に局所的にやはり侵食されているところとか上のほうから見るわけでございますけれども、その部分については今後早急にあるいはどの程度危険度合いがあるのかということ河川のほうの担当部局と協議しながら、ここは早目にやってくれということなどをお願いしているようなところでございます。

あと、河川の方からの、川のほうからのということでございますけれども、年1回直接河川のためではございませんけれどもゴムボートによって大江町から中山町まで下るということを毎年1回6月にやっておりますので、その中で私どものほうで確認した危険箇所については河川事務所のほうに要請をしているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 市のほうでも回っていただいているという状況はわかりましたが、私議員になる前5年ほど前でしたか、ちょうど温泉から100メートルぐらい下のところが大きく崩れて砂利がめくれているような状況がありました。それで国土交通省のほうに代議士と一緒にお願いをして、5年ぐらい前に工事をやっていただいたところがあります。そういったところを市のほうで本当に把握していたのかどうなのかというのが疑問でありますので、その駐車場の下の大きく崩れていたところは市として把握していたのかどうかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 その部分については市のほうで当時具体的に確認していたと言われますと、ちょっと確認がとれていない状況でございます。ただ、先ほど沖津議員のほうから御発言ありましたとおり、議員の地元のほうでの要請ということで河川のほうに要請した中で実施されたものとお聞きしているところでございます。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 最上川の中流といいますか、私どもの河川であります、増水するというのは米沢のほうに雨が降ると増水するわけですね。寒河江市で雨降っても余り最上川の水というのは多くなりなわけでありまして、米沢の山中あるいは置賜地方の大雨により洪水になるということでもあります。

3年ほど前、新潟県のほうで大きな水害がありました。そのとき、テレビの画面で梅雨前線の流れを見ておきますと、あと数センチ上のほうに来るとちょうど米沢にかかるんですね。それで非常に私は気味の悪い思いをしていたところであります。最近、洪水はありませんが、常に住民にも行政にも

危険性を頭に入れておいていただきたいなと思っております。

また、護岸工事の図面は市のほうでないということでもありますけれども、5年に1回ぐらい航空写真のようなものを国土交通省あたりで撮っているのではないかなと思いますけれども、もしそういったものがあれば侵食状況がわかるためにもぜひ見せていただきたいというか、あれば大変結構だと思いますけれども、そのことについてはいかがか考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ちょっと今の段階、今時点でその図面があるか写真があるか、前の写真と現在の写真があるかどうか確認できませんけれども、いろんな方法を、過去の資料などもいろいろ調べて比較できるところは比較をして、できればそういった状況、侵食の状況なども把握できれば大変これからの対策を打つにしても有効な対策が打てるのではないかと思いますから、そこら辺は調査調べてみたいと考えております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 そうですね。私、先ほども言いましたけれども、子供のころよく川に行って遊んでいたわけでもありますけれども、そのころから見るとやはり川が相当島の地区のほうに来ているというのは一目瞭然であります。島地区に最近移ってこられた方あるいは若い方というのは川の危険性ということをほとんど感じていられない人が多くて、それよりも70代、80代、昔川でいろんなことが、洪水なんかを経験した方は非常にあそこの場所は危険であるということを言っているわけですね。これはさっき言ったカヌー場のところでなくて、島地区のほうのちょうど河川の湖畔の小道、河畔の小道だっけ、あその前からちょうど100メートル上くらいまで3カ所程度、護岸のところまで水が来ているような状況でありますので、ぜひ国土交通省にその崩れたところだけでも補修をしていただいて、安全を守るようにしていただきたいなと思っております。

それから、次に団地のほうに移りますが、やはり大型の団地をつくるには大きな決断もあると思います。また、売れるところにつくらなければならないとも思っております。私たちは6年ぐらい前に法人をとらない個人の区画整理組合をつくり、島南のほうに30戸余りの団地をつくりました。保留地、それから換地ともに1年かからないで販売できたわけでありまして、そのおかげと申しますか、島1町会は、寒河江市は今人口減っていますが、島1町会は現在もふえている状況にあります。人口の歯どめをかけるとともに経済効果が大変大きいものでありますので、そういったものを先ほど市長からも答弁ありましたけれども、再度伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、住宅団地の造成というのは寒河江の人口減少の社会の中である程度の人口を確保して地域を活性化するという意味では必要なことだと認識しております。ただ、先ほどもこれも申しあげましたけれども、大規模な住宅団地を造成することになりますと時間ももちろん費用もかかるということでもあります。

過去のいろんな市外の住宅団地の状況など見ると、実現をしたころには状況が一変をしているというようなこともあって大変苦戦をしているというような住宅団地の状況もあるわけでもありますので、できる限り時期を失しないときに造成をしていくあるいは機動的に対応をしていくということでは、先ほど沖津議員もおっしゃいましたけれども、民間事業者によるコンパクトな取り組みというものも必要なのではないかと考えておりますし、今事業者の代表の方あたりといろんな意見交換をさせてい

ただいておりますから、そういった意見の中でそれぞれ役割分担をしながら住宅団地の造成が図られるよう今後とも努めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 南部地区は、40年ほど前から住宅団地がふえてきたと先ほど申しあげましたけれども、区画整備のならないまま業者や不動産により次々と開発され、通り抜けることのできない道路、幅の狭い道路での開発が進んだため、ことしのような大雪では雪を押すところもなくて大変困っている状況にありました。また、行きどまりの道路がありまして、長くて幅の広い道路、最近したところでもありますか、それも市道にもならないような現状もあります。そういったことを繰り返さないように美しい町並みをつくっていただきたいと思いますが、その南部地区の行きどまりの道路も行政が許可をして、今の市長さんではないと思うんですけれども、やってきたと思いますね。ですから、やはり町並みのきれいなものをつくっていただきたいなど申しあげておきたいと思います。

それから、島北団地ということで先ほども申しあげましたが、最大の理由の一つには專業農家が非常に数えるぐらいしかいない、兼業農家も後継者がいなくて高齢化が進んでおります。原因の一つには、宅地開発が進んできたことや県の園芸試験場に買収されたこと、またあるいは水害で畑が流されたことがあり、島には本当に農家で一生懸命働いて專業農家というのはますますいなくなって、5年後高齢化が懸念されますので、住宅の団地を農家の方も本当に望んでいるところでもありますのでもう一度市長の見解をお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 住宅団地、島北地区に住宅団地をという御要望でありますので、そこら辺は十分お聞きをしていきたいと思っておりますし、先ほどから申しあげているとおり、やはり団地の造成というのはいろんなところでの要望も強いわけでありまして、地域の方々のみならず住宅産業というのは非常に裾野の広い産業であります。経済的な波及効果も大変高いと思っておりますので、そういった経済効果というものも含めて対応していかなければならないと思っておりますし、現在御案内のとおり住宅建築の推進事業でありますとか子育て支援の住宅建築事業なども展開をしながら、そういう新たな希望される方々に対しての支援をしているという状況でありますので、我々としても十分意を用いながら、そして先ほど言いましたけれども、去年度県のほうでも調査をしていただきましたスマートコミュニティ、その調査の結果を踏まえて調査だけでなく今度実践の取り組みというものを我々は期待をしているところでありまして、その中でも住宅団地全体の整備に向けた取り組みというものを先ほど申しあげましたけれども、大変いろんな面で効果がある、そして島北地区においてもそういう意味ではおっしゃるような非常に有望な候補地の一つではないかと思っておりますので、鋭意検討させていきたいと思っております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変ありがとうございます。

私は、住宅団地は地震に強い地盤のきちっとしたものを整備して坪単価少し高くても喜んで買ってもらえるようなものにならなければならないと思っておりますし、また耐震の家づくり、さらには省エネ、電気をためることのできる蓄エネあるいは太陽光発電、小型の風力発電、水力発電など再生可能エネルギーを兼ね備えた少し高くても買えるような住宅を、安心して暮らせるようなまちをつくっていくことでデフレの解消にもなるのではないかと思いますし、寒河江市が美しいまちを子供たちに残すた

めにも地球環境に優しい日本一のさくらんぼの里にふさわしい未来型住宅団地を私は夢見ているところであります。

最後に市長にも大変前向きな答弁をいただきましたので、私の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

阿部 清議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号3番について、2番阿部 清議員。

〔2番 阿部 清議員 登壇〕

○阿部 清議員 新清・公明クラブの阿部 清と申します。市議会議員を拝命いたしましてから早いもので1年を迎えることができました。無我夢中で過ごしておりますが、一步一步前に進めればと思っておりますので、よろしく願いを申しあげます。

通告3番、被災地災害廃棄物、震災瓦れきの受け入れについて伺います。

東日本大震災から1年が過ぎ、震災により甚大な被害を受けたにもかかわらず福島第一原発事故による放射性物質汚染や災害廃棄物の安全性が確保できないために、処理体制ができずにいるのが現状のようであります。このような大変な状況を踏まえ、山形県は安心・安全を確保しながら岩手県や宮城県の復興・復旧をするため妨げになる災害廃棄物処理の支援をしていくという基本的な考えを示しておるようであります。両県の災害廃棄物、放射性物質について県では国が定める基準を下回る数値を設け、受け入れの対象としているようであります。

3月に宮城県から山形県に対し、広域処理による震災瓦れきの受け入れの要請がありました。寒河江市の事業所が岩沼市・亘理・名取ブロックの岩沼処理区から震災瓦れきを受け入れることについて、寒河江市のほうから話を伺いました。震災瓦れき処理の話聞いたときに、地域住民の安心・安全の確保ができ、地域住民の理解が得られ、県が定める基準よりも少ないものであれば隣の県の一人として協力をしていかなければならないと思ったところでもあります。被災地の復旧・復興のためにできることの協力をしていくことは必要であると考えてもおります。

そして、3月21日に日田地区の環境対策委員会のメンバーと西根地区選出市議団、寒河江市の担当者、事業所の関係者で岩沼地区処理区を視察してまいりました。現場での放射線量は地上1メートルで0.06マイクロシーベルトでありました。その視察の帰りに寒河江市の災害瓦れき受け入れ事業所を視察してまいりました。放射線量もはかりましたが、0.04マイクロシーベルト、また日田公民館の放射線量は0.05マイクロシーベルトの数値でありました。岩沼処理区での現場視察を踏まえながら市の担当者、事業所の責任者をお呼びして委員会を開き、3月30日に市の担当者、それから事業所の責任者に出席をしてもらい近隣の住民説明会を開催しております。

年間6,500トンの震災木くずを受け入れすること、1日20トンの柱材、はり材など安全性の確認された木材を破砕、チップにし、家具などの原料としてリサイクルすること。受け入れたものはすべて販売先へ搬出すること。放射線量につきましては山形県が定めた基準以下のものを持ってくること。自主管理については放射性セシウム濃度空間線量を測定し、県、市に月1回報告すること。事業所の放射線量測定は、週1回県に報告すること。安全対策として放射線量測定を定期的に行い、可搬式モニタリングポストを活用した空間放射線量測定を行うこと。安全測定結果を市報や寒河江市ホームペー

ジで報告する、という内容のものであります。

説明後の話し合いの中で、地域住民から意見が出され、「放射能は子供には問題ないのか。粉じんや環境問題、農業の風評被害問題は大丈夫か。本当に安全なのか」など多くの意見が出されました。しかし、被災地の現状や復旧支援のために震災木くずの引き受けに同意をすることといたしました。

3月30日の説明会の後も地域住民から委員会に対しいろいろな意見が寄せられ、それらの意見を集約し委員会の考えや対応について寒河江市長に震災木くず破砕処理に関する要望書を提出して回答を得ております。また、破砕処理事業所とも覚書を締結しております。

環境対策委員会においても、災害瓦れき受け入れに対し、地域の安全・安心と風評被害防止対策の一助になればと寒河江市から放射線測定器を1台借り上げ、定期的に測定していくことにいたしております。そして、委員会全員が測定できるような体制を整えました。

そこで、寒河江市の被災地災害廃棄物、震災瓦れきの受け入れについて伺いをいたします。

最初に、山形県は受け入れの基本的な考え方や基準を公表しておりますが、寒河江市として佐藤市長の基本的な考え方をお伺いいたします。

第2問目に、酒田市や最上広域組合、置賜広域組合が災害瓦れきを受け入れ、焼却処理の方向性を打ち出しております。地域住民の中には、将来災害廃棄物を燃やすのではないかなど心配する声もあります。焼却について佐藤市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 阿部議員からは震災瓦れきの受け入れについて何点か御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

初めに、災害廃棄物の受け入れについての基本的な考え方はどうかということであります。御案内のように、被災地には今なお多くの災害廃棄物が山積みをされている状況であります。復旧・復興を進めていくためには早急にその廃棄物を処理していくということが不可欠になっているわけでありませう。

私も先日、宮城県岩沼市の仮置き場で宮城県の担当者の方あるいは岩沼市の副市長さんなどから保管や処理などについての状況を伺ってまいったところでもあります。仮置き場に集められた膨大な量の廃棄物に改めて被害の甚大さと処理の困難さを再認識させられたという状況であります。

国におきましては、被災地以外の都道府県の処理施設に余裕のある自治体や事業所に処理を依頼する、いわゆる広域処理方式を推進しているところでもあります。御指摘のとおり、既に受け入れを行っている自治体や事業所もあるわけであります。山形県におきましても、いち早く受け入れを表明しておりますことは御案内のとおりであります。

本市、寒河江市におきましては、去る3月16日に山形県庁での説明会におきまして宮城県より宮城県岩沼市・亘理・名取ブロック岩沼処理区に仮置きしてある木くずについて、寒河江市内の事業所での破砕処理の受け入れ要請があったわけでもあります。先般、議員の皆様にも概要の御報告をさせていただいたとおりであります。

処理の内容といたしましては、仮置き場で安全が確認された木くずを、受け入れ事業者において再度確認をして安全が再確認された木くずのみを破砕し木質ボード等の材料のチップに加工して、全量を木質ボード加工会社に出荷するということでもあります。

今回の引き受けにおきましては、市といたしましても当然のことながら地元住民の皆様の意向というものを優先していかなければならないという考え方、姿勢で対応してまいったところであります。3月21日には、受け入れ事業所の地元であります日田地区環境対策委員会と西根地区選出の市会議員の方々より岩沼処理区を訪れていただきまして、処理の概要と安全性の確認体制等について説明を受けていただいたところでございます。また、3月26日には日田地区の環境対策委員会と宝地区町会長、さらに西根地区の議員の皆さんに対して受け入れ事業所のほうから、詳細な事業内容の説明を行っているところであります。さらに、3月30日には日田地区におきまして住民説明会を実施させていただいて、受け入れについて御理解をいただいたところでございます。

説明会の後、地域の方々から対策委員会にさまざまな御意見が寄せられたわけでありますので、先ほど阿部議員からも御質問ありましたとおり5月20日に委員会のほうから私に対する要望書をいただいたところであります。内容としては、対策委員会の方が独自に空間線量を測定するための放射線測定機器の貸与、さらに受け入れ事業所における自主管理体制の遵守、事業所で測定した放射線量の公開、風評被害防止対策、さらには市が知り得た情報の委員会への報告などございました。

これに対しまして、市といたしましても放射線測定機器の貸与を初め、事業所に対する指導の徹底実施、さらには市報やホームページでの線量公開の実施、そして風評被害防止のための安全・安心の確認と情報発信の実施、そして情報の委員会への提供などについて積極的に取り組んでいく旨の回答をいたしましたところでございます。

震災廃棄物の受け入れに当たりましては先ほども申しあげましたけれども、安全性の確保と丁寧な説明を行い、住民の皆さんの理解を得た上で進めていくというのが最も重要であると考えて対処してきたところでございます。

震災廃棄物は一般廃棄物でありますので、本市で震災廃棄物を焼却する場合の施設となりますと、西村山広域行政事務組合のクリーンセンターということになるわけであります。先ほど御指摘ありましたけれども、県内におきましては一部事務組合などにおいて受け入れを表明しているところもあるわけであります。当クリーンセンターにおきましては、そうした県内の状況なども今注視をしている状況でございます。

こうした状況の中で、5月21日付で宮城県知事、岩手県知事から環境大臣に対しまして広域処理に関する協力依頼があり、5月22日には東北地方環境事務所から山形県に受け入れに関する状況調査依頼がございました。翌5月23日には、その山形県のほうから西村山広域行政事務組合に対して受け入れ可能数量などについての照会が出されているところであります。

また今般、宮城県受託処理分の対象量について見直しがなされているところであります。理由といたしましては市町による災害廃棄物の1次仮置き場への集積がほぼ完了したこと、被災家屋の解体棟数が大幅に減少する見込みであること、さらに相当程度の震災廃棄物が海洋に流出した見込みであること、広域処理の要請に当たっては詳細な種類別処理量の精査が必須であることなどによって、当初1,107万トンと見込んでおりました処理量が676万トンに修正されております。これに伴いまして、広域処理量も当初の354万トンから127万トンに変更、修正されている状況であります。

議員からは、将来において災害廃棄物の焼却処理するののかというお尋ねがございましたけれども、現時点においては埋め立てや焼却を要する処理の依頼というものは参っておりませんので、その予定はございません。

市といたしましては、被災地の隣県自治体として復興支援のためにはできる限り協力をしていかなければならないと考えておりますのは阿部議員と同じ考えでございますが、震災瓦れきの受け入れに関しましては、先ほども申しあげましたとおり、今回の受け入れについても同様であります。地域の安全性の確保、住民の皆さんの理解を得た上での対応というのが大前提になっていると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、被災地の一日も早い復興・復旧というものを願いながら、また市民の皆さんが安心して生活できるような環境の確保というものにも努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

先ほど御答弁の中で、日田地区環境対策委員会の要望書は5月20日にいただいたと申しあげましたが、5月2日に訂正させていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ただいま、市長のほうから答弁をいただきまして、ありがとうございました。

基本的な受け入れということは、我々が考えているのとそんなに大差なく考えておられるのかなということでもあります。それから、焼却につきましても現時点ではないということでもありますので、非常に安心しております。ただ、やはり宮城県と岩手県の復旧を考えると、これから少し無理をしななければならないことも出てくるのかなということもありますが、ただ先ほども市長のほうから説明ありましたが、瓦れきの量が大幅少なくなってきている、百二、三十万トンぐらいになってきていると。ただ130万という数字も相当膨大なものなので、これからどうなるのかわからないのかなと思っておりますが、現在どうしても世の中が情報過多、それから安全志向型の社会になってきているということで、やはり放射能の問題もあります。風評被害のほうはやはりおっかないのかなというところがありまして、寒河江市というのは、先ほども沖津議員のほうからありましたけれども、日本一のさくらんぼの里でもある。それがこれからのシーズンでもある。それから、つや姫とかおいしい米の里でもあるわけです。そんな風評被害の怖さというものは昨年度痛いほど知らしめられたというところがありますが、やはりこの安全であるということは地域住民が確保させていただいて、それから周りのいろんなところに情報発信していくということも大丈夫なのかなと思います。また、消費者の皆さんとかそれから観光客などの需要者の皆さんというのはやはり信頼の確保をやっていかないとなかなかこちらのほうにいろいろ戻ってこないのかなというところがありますので、その安全・安心の確保というのがやはり最大の被害の防止対策なのかなと思いますので、寒河江市としても対応よろしくお願ひしたいと思っております。

この震災につきましては、余り詳しくやってしまうとまたいろいろな問題が出てくるのかなと思いますので、私は今市長のほうから基本的な考えと焼却について伺いましたので、この辺で質問はやめさせていただきたいと思っておりますので、これからも寒河江市の対策としてよろしく、いい方向にお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号4番について、4番後藤健一郎議員。

〔4番 後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 市議会議員を拝命いたしまして、この5月で2年目に入りました。右も左もわからない中ではありましたが、一般質問でほぼ毎回このように壇上に立たせていただき、いろんな提案をさせていただきました。

私は、寒河江市民がもっと幸せになるには寒河江市がもっと活発になり、そしてそこに住む皆さんが元気になることだと思い、主に観光などに関して一般質問を行ってまいりました。そんな私が言うのもなんなのですが、観光に対する取り組みやイベントは行うことが目的ではありません。あくまでも目的は街の活性化でありそのために取り組みを通じて寒河江市の名前を知ってもらう、そして寒河江市に来ていただくための目的達成のためのプロセスやツールの一つであります。取り組みはやっただけではただの経費でありますので、その経費以上の効果がなければいけません。経費以上の効果を上げるためには、私は広報活動にもっと力を入れていかなければならないと思っております。

広告関係で仕事をしてまいった私の経験から言いますと、一般的に事業をするに当たりその1割を広告宣伝にかけるのが一つの目安と言われております。しかしながら、限られた予算ではありますし、3月議会にて今年度予算は可決されたばかりでありますので、今すぐに大きな予算をつけるということは難しいということを重ね承知しております。

そこで私は、費用も余りかからず、しかし大きな効果が今後期待されるインターネットを使った広報を今後寒河江市でも重要視していったらいいのではないかと考えております。

よく、「ネットなんてまだまだ見る人が少ない」という話を耳にいたしますが、平成22年末時点でのインターネットの利用者数は国内だけで9,462万人、普及率で78.2%となっており、決して少ない人数ではありません。また、調査によりますと最も接している時間が長いメディアはテレビ、そして新聞となりますが、商品購入などの具体的な行動に関して参考にするのはインターネットが1番という調査があります。皆さんも経験があると思いますが、何かを調べるならまずインターネットで調べてみるというのが現在の定番になっているようです。さらに、山形県は3世代同居率が全国1位であり、寒河江も同居率が高いものと思われれます。市のお知らせは全世帯に配られる市報がありますが、親は見ているけれども、子供は見えていないという話はよく聞いておりますし、家族すべてが見ているとは言い切れないと思います。特に若い人は市報を読む人が少ない傾向にあるようです。

これから申しあげることが、現在のライフスタイルなどを考慮してインターネットによる補完的な役割をさらに充実させていけばという話であり、すべてネットに移行するのがいいということではございません。それらを前置きとして述べさせていただいた上で、インターネットがほかの媒体に比べて優位だと思われる以下5点に関して導入検討をしてみてもと思いますので、市長の御見解をお聞かせいただければと思います。

まず、1番目に寒河江市役所のフェイスブックページ運用についてです。先日上場し、ニュースなどでも流れましたが、ユーザー数が全世界で8億人を超える世界最大のソーシャルネットワーキングサービスにフェイスブックがあります。これについて説明をいたしますと時間が幾らあっても足りませんので詳細は申しあげませんが、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場所を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校あるいは友人の友人といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供しているのがソーシャルネットワーキングサービスであり、フェイスブック

はその最大手となります。

インターネット上で今最も有名な自治体といえば佐賀県武雄市が挙げられると思います。こちらは、昨年8月に市のホームページをフェイスブックに完全移行いたしました。これにより市のホームページのアクセス数が今まで月5万件だったところ現在は月300万件と60倍にアップし注目を集め、行政が行う情報発信の成功事例として最近ニュースなどでもよく取り上げられております。

現在は私が知っている限りですが、約50の自治体がフェイスブックの運用をしており、続々と自治体がフェイスブックを使つての情報発信を開始しております。山形県内では4月26日に新庄市役所商工観光課が、5月1日に山形県がこのフェイスブックページを開設しております。

仕組みやメリットデメリットを詳しく説明しますと、これもまた非常に時間がかかりますので、省略させていただきますが、利点の一つに双方向であるということが挙げられます。前述の武雄市では市民から土砂崩れの情報が写真つきで寄せられて、見ている方が認知しているという状況もあります。また、最近の事例としては秋田県横手市では、寒河江市でも被害が大きかったのですが、4月の暴風被害の際、発生直後から市内の停電状況などをフェイスブックに掲載し、市民に好評だったそうです。また、翌日には東北電力からの「停電は復旧した」という発表をフェイスブック上に掲載したものの、直後にまだ停電中の家庭があることがフェイスブックを見ていた市民のコメントでわかり、実際に調べてみると多数の世帯で停電が続いていることが判明、市が所有する発電機を停電世帯に配付するなどの策がとられたとのことでした。

ここまでの対応というとなかなかすぐに取り組めるというわけではないと思いますので、これはまず今後の検討課題としていただき、まずは情報発信に関して導入してみてもと思います。というのも、フェイスブックの利点の一つに情報を更新した瞬間に、ファンになっていただいている方々にすぐに届けられるということが挙げられるからです。前述した、佐賀県武雄市のフェイスブックページのファンは約1万5,000人おります。つまり、ホームページに新しく掲載された情報が瞬時に1万5,000人に届く仕組みになっておりますから、非常に鮮度のよい状態で市が発信した情報がユーザーに届くという仕組みになっております。

寒河江市にもホームページがあり、各課からの情報を更新できるようになっておりますので、鮮度のよい情報がホームページに載っていることはと思いますが、いつ情報が更新されたのかは常にホームページを見ていないとわかりませんので、よほどのヘビーユーザーでない限り更新された情報をすぐに受け取るということは難しいのではないかと思います。ホームページに掲載する情報をほぼそのままフェイスブックにも掲載できますので、費用はもちろん手間もほとんどかかりません。前述の新庄市役所商工課や山形県も、まずは情報発信についてのみ使うというような使い方をしておりますので、寒河江市でもまずはそこから取り組んでみると思います。いかがでしょうか。

2番目に、ツイッターを利用したチェリンのつぶやきについてです。140文字の短い文章をフォロワーと言われるファンの方々に対して発信するのがツイッターです。こちらは実名登録のフェイスブックとは異なり、匿名の方が多く気軽に情報発信できるために、比較的ライトユーザーが多いように思われます。また、こういった中では寒河江市役所として発言するよりも、市のイメージキャラクターであるチェリンが発信していくという形のほうがユーザーに受け入れられやすいと思われます。こちらも先ほど同様、ホームページに掲載するテキストを使い回すことができると思いますので、費用や時間が大きくかかるというものではないと思われます。

ツイッターを使用して情報発信している自治体は、私の把握している範囲内だけでも500を超えております。フェイスブックとツイッター、両方に言えることですが、「スピードは最大の付加価値」と言われる今、市報や回覧板よりも非常にスピードが速くコストが安い手段として検討の余地があるのではないかと考えております。

3番目に、デジタルフォトライブラリーについてです。こちらは私が勝手に名づけさせていただきましたが、寒河江市のホームページ上に開設された市の写真をストックしていくコーナーのことです。今の時期であればツツジそして間もなくさくらんぼ、さくらんぼの種吹き飛ばし大会の写真がホームページには掲載されることと思いますが、そのときだけの一過性のものではなく、1年間を通じて、またイベント以外も写真を掲載して寒河江のよさを知ってもらう。それを目的としているのがこのデジタルフォトライブラリーです。毎年12月20日号の市報に「1年を振り返る」というタイトルで寒河江で行われたイベントやニュースを掲載しておりますが、あのコーナーのインターネット版と考えていただいてもいいかと思っております。

また、出来事を紹介するだけではなく、寒河江の観光を目的としたチラシをつくりたいんだけど、どんな写真を市が保有しているのか、どこに言えば貸し出してくれるのかという方のために、ライブラリーで見た写真をすぐにダウンロードできる、または問い合わせをしてメールで写真を送ってもらえるということを行えば写真を使用するのにハードルが1段下がり、さらに寒河江市が露出しやすくなっていくことにもつながるのではないかと考えております。

4番目に、寒河江の人・物・イベントを紹介するコーナーについてです。先ほどから情報発信と言っておりますが、無味乾燥な情報の発信ではなく共感を共有した方が同じ情報でも広がり方の強度が全く違うと言われております。そういう意味で、人の顔が見える情報、具体的なものが見える情報というのが読者にはより共感してもらいやすくなると言えます。寒河江市では、昨年より毎週火曜日にラジオ放送「ちえり〜WAVE」を行っており、毎週寒河江でお店をやっている方やイベントの主催者、名物や人気メニューが登場しております。しかしながらラジオですので、せっかく時間をかけて取材をしてもその瞬間に聞くことができなければ伝わりませんし、そのまま流れていってしまいます。おいしそうなおそばを実際に見ることもできませんし、登場されている方のすてきな笑顔を見ることもできません。これは非常にもったいないことだと思います。

聞き逃した方にも寒河江市のことを知ってもらえるように、またイベントで頑張っている方の顔を見てその思いに共感できるように、そして見ればにおいがしそうなおいしそうなおメニューを見て食べに行きたくなるようにするためにも、せっかく取材した大事なコンテンツをホームページ内に掲載していくことが今後のためにもなると思っておりますが、いかがでしょうか。

5番目、最後に寒河江市の企業案内についてです。寒河江市にどんな企業があるのかということも市の魅力の一つではないかと思っておりますので、寒河江市にある有名な企業あるいは中央工業団地にある企業を紹介するのも市役所の仕事のひとつではないかと考えております。

私は人事も担当したこともありますので実感しておりますが、ハローワークに求人を出していない場合であっても一生懸命で熱意がある方が来社していただければ今後のために雇用を考えたいという企業もあると思います。そんな方々が企業を知る手段としては何といたってもインターネットが一番あります。商工会さんのホームページに企業案内があることは承知しておりますが、寒河江市として寒河江の企業を応援しているということを皆さんに知っていただくためにも、市の公式ホームページ

である市役所のホームページに企業を紹介するページを設けてみるのも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、長々となりましたが、インターネットを使った費用対効果の高い情報発信の導入について市長の御見解をお聞かせください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 後藤議員からはインターネットを活用した寒河江市のさらなる情報発信ということで何点か御質問がございましたが、広報活動の重要性というのは、我々としても非常に充実をしていかなければならないという政策の一つだと考えております。そういった意味で、御質問にもお答えを申しあげたいと思います。

初めにフェイスブックについてでございますけれども、最近パソコン、インターネットの浸透、スマートフォンということでインターネット上の新たなコミュニケーションの方法の一つとしていろいろな面でフェイスブックというのが話題になっているわけでございます。その中で、昨年起きました中近東の民主化運動などにおいてもフェイスブックというのが大きな役割を果たしたのではないかとということもマスコミで取り上げられている御時世でございます。情報提供あるいは意見の交換していく上で、フェイスブックというのは大きな可能性を持っているものだと認識しております。

先ほど、議員の御質問にもありましたけれども、現在寒河江市の情報提供の方法というのは主に市報あるいはホームページということによっているわけでありましてけれども、このフェイスブックについては先ほど来お話がありました、基本的にはお互いのやりとりを楽しんでいく交流サイトということでありましてけれども、大きな災害時などは新たな情報をリアルタイムで提供できるあるいは提供してもらえるとというような大きな魅力ある媒体ではないのかと思っております。フェイスブックについては実名の登録による会員制の交流サイトということでありまして、会員をふやしていくことが重要でありますので、魅力的な情報をきめ細かく発信するなどさまざまな会員を増加する方策というものを取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。

寒河江市内におきましてはことしから新たに市の観光協会が観光シーズンに合わせて4月27日よりと聞いておりますが、フェイスブックを開設をして桜まつりやさくらんぼ祭りなどの観光情報を発信をしているということでありまして、そういった状況なども検証しながら、また御指摘のように県内の導入している他の自治体も若干ですがあるわけでありまして、そうした自治体の状況なども参考にしながら、寒河江市としてもその導入を図ってまいりたいと考えているところであります。

御指摘のように、まずは市からの情報提供というところを中心に掲示板的な利用というものを進めていきたいと考えておまして、双方向の交流については個人的な情報の管理でありますとか掲載などの基本的なルールの設定なども課題として聞いておりますから、その辺のところを十分研究しながら順次推進してまいりたいと考えております。

次に、ツイッターについても御質問がございました。ツイッターについては、御案内のとおり匿名で約140字以内の短い文章を投稿し合うというサイトであります。フェイスブックと同様に投稿がリアルタイムで表示されるというものでございますが、反面、匿名であるということからフェイスブックよりさらに個人的な情報の投稿あるいは言葉だけが先行していくような傾向などが指摘されているということでありまして。

寒河江市におきましては、今年度花咲かフェアでのイベント情報についてツイッターで片方向の情報発信を試験的に実施していくことにしております。その状況を見ながら、その他の各種イベントでありますとか観光情報発信などに導入できないかさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、導入に際しまして本市のイメージキャラクター「チェリン」の活用についてどうかという御提案がございましたが、昨年6月より寒河江市のイメージキャラクターとしてデビューをいたしましたわけでありまして、お子さんはもちろんでありますけれども多くの市民の皆様より大変好評なイメージキャラクターでありますので、御指摘のようにさらなる知名度アップにもつながると思いますから、ぜひ活用を検討していきたいと考えているところであります。

次に、デジタルフォトライブラリーということで後藤議員命名のライブラリーということですが、市のホームページ上や市報などの取材で撮影をした、市が保有しております多くの写真や映像など市の情報を広く発信するための有効かつ貴重な資源であると思います。これらの資源をホームページ上にストックをして、市民の多くの皆さんから好きな画像をダウンロードして個人で使用したりとか、団体などでのホームページやパンフレットなどに自由に使えるように無料で提供するサービスというものは、御指摘のように本市の幅広いPRを図っていく上で大変有効なものかなと思っているところであります。

人物を含む写真のプライバシーでありますとか、肖像権の問題、さらには販売目的の印刷物への転載への制限など課題も想定されますが、こうしたサービスへの需要、どのくらいの需要があるかということなども見定めた上で開設に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

次に、さがえちえり～WAVEについて御質問がございました。寒河江市のさまざまな情報を、FM放送を通して県内全域に発信をして本市のPRを行っているわけでありまして。昨年度からFM山形に委託をして、毎週火曜日の昼12時から55分間本市を紹介する番組を放送していただいておりますが、2年目に入るわけでありまして、番組のブログには毎月1万件を超えるアクセスがあると聞いております。大変好評なのではないかと思っているところであります。

その内容について御質問のほうで市のホームページ上に掲載してはどうかという御質問であります。御案内かと思っておりますが、放送された番組の著作権、放送権というような権利などについてはFM山形のほうにございますので、直接市のホームページ上に掲載するということは大変難しいのではないかと思います。しかしながら、FM山形のホームページ上に過去に放送した番組を試聴できるコーナーというのがありますので、その旨を市のホームページ上で紹介してそこからリンクして行けるようにしていくということは可能であろうかと思っております。今後、FM山形と調整を行っていきたくと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

最後に、寒河江の企業案内について御質問がございましたが、現在市のほうではホームページ上に寒河江中央工業団地のバナーを開設をして企業誘致のための支援策でありますとか中央工業団地の概要をPRしているところでございます。その中で、中央工業団地に立地済みの企業について、区画図の中で企業名を紹介している状況でございます。

議員御指摘のとおり、若者が企業情報を入手する場合インターネットを活用していくというのが一般的、主流になっていると思います。市としても、御指摘のとおり地域産業を支えていただいている地元企業や誘致企業を支援するという意味からも、ホームページ上における企業情報の紹介の必要性というものを認識をしておりますして検討を進めてきたところであります。そういった意味で、今年度

改めて市内の企業の製造品でありますとか特徴的な企業の事項などを調べていこうということで、企業基礎調査事業というものを実施する予定にしているところであります。この調査の中で、市内企業の基礎情報を整理をして今後の企業間連携の促進でありますとか企業誘致、そして雇用開発に向けて有効利用を図っていきたいと考えているところであります。

市のホームページ上で公開するということになりまして企業側の御理解、御協力というものは当然いただかなければなりません、もちろん企業側に十分御説明を行いながらその企業基礎調査事業完了後にできるだけ新しい情報を整理しながら、早い時期にホームページ上での企業情報紹介を実施をしてみたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に市長のほうからは前向きな御答弁をいただきましたので、余り第2問というものもなかったのですが、まずは現状としてお伺いしたいので質問させていただきます。

現在市役所でホームページを運用しておりますけれども、そちらのほうのアクセス数、例えば先月、もしくは今月でもいいんですが、どのくらいあるのでしょうか。まずはそのアクセス数をお伺いしたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市のホームページのアクセスでありますけれども、平成23年度でいいますと、年間28万件ぐらいとなっております。一月に平均しますと2万3,000件ということですかね。そのくらいになっておりますが、月別に見るとやはり5月、6月。6月になると3万9,000件、4万件ぐらいにふえるという状況になっております。直近の1週間ぐらい見ますと6,600件ぐらい、1週間ですね。日ごとに見ると平日は1,000件を超えております。土日が少なかったという5月末の状況でございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 それと、今更新に関しましては担当部署が行うとしていると思うんですけども、この更新内容とか更新、いつ更新するという指示系統、それらはどのような形で更新することになっておられますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な話でありますので、担当課長のほうから御説明申しあげます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 ホームページの更新につきましては、具体的にいつの時点で更新するという指示は行っておりません。それぞれの課で独自の判断で常に新しい内容を入れていくとしております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 そうしますと、その更新する内容とか時期というのは各課の課長が指示をしてとい

う形で理解してよろしいでしょうか。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 基本的には各課で課長さんが責任を持ってやるわけでありましてけれども、情報観光課と私どもの政策推進課のシステム担当のほうでチェックをして最終的にホームページに載るといふことにはしております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

まず、アクセス数が、私28万件あるというのは初めて知ったんですが、非常に思ったよりも多い方が市のホームページを見ていただいているのだなと感じました。特に、先ほど言ったようないろんなインターネットを検索するに当たって例えばSEO対策と言われる、できるだけ上位に出てくるようなこととかいうところとかフェイスブックとかツイッターで取り組むなんていうことがあるんですが、それらのこと余り今のところはしていないと思うんですけども、それでもこれぐらいの方が寒河江市の情報を知りたくて、市民の方かそれ以外の方かそこまではわかりませんが、それらの方がこれだけ情報を知りたいと思ってアクセスしていただいているわけですから、これに対してさらに検索しやすくなると思いますか、情報が取り出しやすくなる方法をやっていけば非常にもっとホームページのアクセス数も上がると思いますし、情報をたくさんの方に伝えていけるのではないかと思います。

私も試しに、実はきのう自宅でさくらんぼと打って検索してみたんです。そうするとやはりなかなか出てこない、さくらんぼと打っただけでは、検索かけただけでは全国さくらんぼの産地もありますので、出てこないんですね。さくらんぼ狩りと打って検索をかけてみても、やはりなかなか寒河江の情報は出てこない。どこまでやれば出てくるのかと思ひまして、次に、さくらんぼ狩り、山形と打って検索してみたところ、残念ながら40番目ぐらいに初めて寒河江市のさくらんぼ農園の方、これは個人の方ですけども、行っていらっしゃる情報が出てくるという形になっております。

非常に、先ほど申しあげたとおり、何かをするにはまずインターネットで調べる、例えば先ほどのお話ですと、週末、今少ないということなんです、例えばさくらんぼ狩り、今からの時期ですと出かけるのとすると土日に、じゃあきょうさくらんぼ狩りに出かけよう、じゃあどこに行こうかなと検索をかけるのが大体だと思ひますけれども、現在市のホームページアクセス数が土日少ないということはイベントの情報を求めてホームページまで来ている方は多分少ないのではないかとと思われるんです。平日という、どちらかという基本的には会社とかで検索をかける、もしくはパソコンを使う方が多いわけですから、どちらかというビジネス的なもの、もしくは生活に関するものというのがあると思ひますが、週末のイベントがどういうのがきょうあるのかということですね、知りたいという方はやはり土日にパソコンを使ってもしくはスマートフォンだったり携帯を使って情報を得ようとする方が多いと思ひます。やはり、現在のところ土日が少ないということは、なかなかそこまで市民の方に、もしくは市民以外から来る方に情報が行き届いていないのではないかとされます。

やはりせっかくですので、先ほど御答弁で前向きに検討していくというようなお答えをいただいておりますので、できるだけたくさんの方から見ていただくために、イベントに来ていただくためにもこれらのことを使っていっていただければと思います。

先ほど御答弁で、やりとりを楽しむのがフェイスブックにあるということなんです、もちろんそ

それはそうなんですけれども、ほかの自治体の運用を見ておきますと基本的にはやりとりというよりもあくまでも情報発信の一つとして使っているということで、新庄市の商工課のほうでも、山形県のほうでもそうなんです、コメントは基本的にメールで受け付ける、フェイスブック上にはコメントを書き込んでこちらのほうでは受け付けないというスタイルでやっていらっしゃると思いますので、あくまでも寒河江でもやっていくならずはこの形から入っていけば非常に運営する方法としても負担が少ないのではないかと思いますので、そのような形でやっていってはいかがかだと思います。

もう1点、「スピードは最大の付加価値」というお話をさせていただいて、観光の情報なんかも申しあげたとおりなんです、例えばパブリックコメントをホームページで募集しているなんていう話をよく出てくるかと思うんですけれども、現在のところホームページにパブリックコメントを募集していますと載せたところで、なかなかやはりすぐに情報を今募集しているということを感じく方が少ないということが今現状としてあると思いますので、やはりこういったところはこういったツールをうまく利用して行って、今こういったことやっているんだよということを皆さんに認識してもらうためにも、この双方向性もしくは即時性という意味でこれらのツールを使っていくのが非常にいいかだと思います。

私たちは、寒河江市というのは私は非常にポテンシャルがあつて、今これをしっかり生かすことができるともまちが元気になっていくのではないかと思いますので、ぜひそれらを今やっていることをできるだけたくさんの方に知っていただくために、これらのインターネットを使っていけばいいと思っておりますので、ぜひ前向きに、そしてできるだけ早く検討していただければと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号5番、6番について、11番荒木春吉議員。

〔11番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として通告番号5、6番について質問しますので、市長並びに教育委員長の御答弁よろしくお願ひいたします。

まず5番、寒河江市水道ビジョンについて伺います。本市の水道ビジョンは今春3月に策定されました。計画期間は平成24年ないし平成33年の10年に及ぶものです。厚労省の水道ビジョンと本市の新第5次振興計画の整合性をあわせ持ったものです。その上に立って、本計画は政策課題、施策、工程表を提示するものであり、実施計画は別途定めるとしております。

地表と人体の7割は水分であり、全世界195カ国中、水道栓をひねるとそのまま飲めるところは5カ国のみと言われる現況です。水は、人類にとって必要不可欠な大切なものであり、食糧安保にとっても貴重なものです。国内ではなかなか実感できないが、水と安全・安心はただではあり得ません。地球上の人口が70億人を突破し、食糧問題がにわかに取り上げられている現代ですが、かぎは水の確保になります。幸いにして我が国は周囲を海に囲まれ森林被覆率は7割であり、真水の河川が縦横に走っています。地勢的には余りにも恵まれ過ぎていて、水のありがたみに想像力が及ばなくなってはいないか。共鳴集団の形成と社会資本の充実には水道網の整備充実が望まれるゆえんです。霊峰月山の班雪と清流寒河江川は本市の貴重な財産です。そこで、以下3点について最初に伺います。

- ①現況と主要な課題について。
- ②それらへの対応、克服策について。
- ③実施計画の作成時期について。

次に、6番、フローラ・SAGAEの活性策について伺います。我が新清・公明クラブは毎月23日水曜日午前中に市内の2障害者施設、寒河江共労育成園とさくらんぼ共生園を視察しました。2施設の平松、木村両園長の話聞き、園内もじっくり参観しました。両園には障害度、内実に違いがあり、一概に比較できませんが、共通するのは園生の元気はつらつした活動ぶりでした。両施設とも園生の制作品には汗と一生懸命の結晶作用が見てとれました。両園ともに、市内のさまざまなところに陳列しているのを見かけます。

厚労省は、来月に障害者雇用促進法の施行令を15年ぶりに改正予定です。中身はいずれも0.2ポイント引き上げるもので、国や地方公共団体、特殊法人は2.3%、都道府県教育委員会は2.2%、去年6月時点で1.65%の民間企業は2.0%になります。法律により、障害者雇用率は5年ごとに見直すよう決められています。

現在社会はノーマライゼーションに向かっていますが、なかなか現実には厳しいものです。だからこそ、障害者と健常者が出会う場として本市美術館に制作品を陳列するスペースを確保するのは小事でも大事なことはないか。

現代は、ど近眼、検索三太郎、そして関心は50センチ半径内だけという人間を量産するパソコン、携帯電話全盛のデジタル社会です。人同士がもっと顔を合わせ話し、食べ、遊び、歌うアナログのほうが最もまとまりのよい集団サイズを形成し、人の信頼に基づくネットワークの充実に直結します。本市美術館整備はフローラ・SAGAE活性化の一手段となるものです。本市美術館で障害者作品などの企画展示が可能かを伺って第1問とします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 荒木議員から私のほうに寒河江市水道ビジョンについて現状と課題、そして対策などについて御質問いただきましたから順次お答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、水道というのは市民の生活を営む上で欠くことのできない重要なライフラインでございます。本市におきましては幾多の変遷を経ながら今日まで給水区域の拡大、それから施設の整備などを図りながら水道水の安定供給に努めてきたところであります。現在、事業期間を平成13年度から平成26年度までとする第4次拡張事業を実施しているところであります。この事業は、工業団地の拡張や下水道の普及による水需要の増加への対応と災害時での送水停止に対応する貯水能力の増強を図るとともに老朽管等の更新をあわせて実施するというものでございます。

しかしながら、人口減少社会の到来、さらには利用者の節水による需要量の減少などによりまして水道事業を取り巻く環境というものが大きく変化しているところでございます。また、昨年発生した東日本大震災を教訓に被害を最小限に抑えるような対策が強く求められているという状況でございます。

こうした状況を踏まえて、目指すべき将来像と取り組むべき施策を提示する「寒河江市水道ビジョン」を今年3月に策定したところでございます。

御質問の水道事業における現況と主な課題並びに対応策ということではありますが、水道ビジョンの

中でも大きく六つの項目に分けて示しているところではありますが、特に3点に絞ってお答えを申しあげたいと思います。

第1点は水需要の変化についてでございます。水需要につきましては先ほども申しあげましたが、これまで給水人口の増加や生活様式の変化、工業用の需要の増加などによりまして配水量が増加してまいりましたが、近年の人口減少や節水機器の普及、さらには工業用の需要が低迷するなど減少傾向にあるわけでありまして。

実績を申しあげますと寒河江市における配水量は平成15年度で684万5,587立方メートルでございましたが、平成23年度では605万2,856立方メートルで、この8年間で差し引き79万2,731立方メートル、率にして11.6%の減少ということになっている状況であります。このような水需要の減少傾向は今後とも続くと思われしております。これに耐え得るような経営基盤の強化というものも大きな課題の一つではないかと考えているところであります。

対策といたしましては、一つには老朽化施設の改良・更新は資産管理システムを導入して財政状況とのバランスをとりながら効率的、計画的かつ効果的に整備を進めていくこと、また漏水調査等により有収率の向上を図ることなど、維持管理を強化し、事故の未然防止及び施設の延命化を図っていくこと。さらに民間事業者等の積極的な活用を進めることで維持管理費用の削減を進めていくこと。加えて計画的かつ効率的な事業運営を行っていくとともに、これらを踏まえた適正な水道料金の検討を行うことにしているところでございます。

大きな二つ目は、安定水源の確保ということでございます。本市の水道の水源は自己水源であります川原ポンプ場系、三泉ポンプ場系、幸生系、田代系と、そして村山広域水道からの受水ということで5種類に分類されているところであります。平成23年度の取水量は616万3,769立方メートルでございますが、そのうち地下水の自己水源は315万3,997立方メートルで、全体の51%であります。村山広域水道からの受水は300万9,772立方メートルで全体の約49%の割合となっているところであります。

この自己水源の井戸については、田代系を除き昭和40年代後半から昭和50年代前半に設置された施設で、定期的に目詰まりを除去などをしておりますけれども取水能力は設置当初と比較いたしまして約46%低下している状況であります。ポンプ設備は定期的に更新をしておりますけれども、今後予想を超える取水能力の低下があった場合は供給量が不足することが考えられるわけでありまして、その対応が必要になってくると考えているところでございます。

そうした場合の対策といたしましては、一つには既設水源となっている井戸を同じ場所で更新する方法。二つには、既設水源となっている井戸を廃止をして新たな場所に設置をする方法。三つには取水能力が低下した既設水源となっている井戸を廃止をして、不足分は村山広域水道からの受水量を増量する方法ということがあるわけでありまして。今後必要に応じ、以上の三つの方法について検討を行いながら最も効果的・効率的なものを採用してまいりたいと考えているところであります。

三つ目、3点目は安全でおいしい水の確保ということであります。本市の水道水は水道法によるすべての検査項目において基準値内でございますので、安全・安心な水を提供しているところでございますが、しかしよりおいしい水の要件として旧厚生省のおいしい水研究会の調査結果によりまして、さまざまな項目がありますが、残留塩素濃度は1リットル当たり0.4ミリグラム以内とされております。この数値を上回っている水系の解消が課題と考えているところでございます。

その対策といたしましては、自己水源については塩素注入の管理を徹底するとともに、村山広域水

道からの受水については管理者である山形県に塩素注入量の改善などを要請してまいりたいと思います。今後さらに、安全かつおいしい寒河江の水にこだわってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、実施計画の作成時期についての御質問がございましたが、水道ビジョンでは前期及び後期計画で取り上げた具体的な施策について別途策定するというようにしておりますので、現在施設の更新が必要な箇所を選定を行っているところでございます。作成の時期については今年の新第5次振興計画の実施計画作成時期に合わせるよう鋭意進めてまいりたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 荒木議員からフローラ・SAGAEの活性化策について、端的に寒河江市美術館で障害者の方の作品の企画展などを開けないかという御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

寒河江市美術館の運営及び展示企画等の業務についてでございますけれども、ことし4月から私どもの教育委員会で行っております。新たに専任職員を委嘱、配置しております。また企画展の充実強化を図るなど当美術館をより充実したものとするべく取り組んでいるところでございます。

御案内のとおり、市美術館には現在、郷間正観常設展、郷土ゆかりの芸術作品展、そして市民ギャラリーの三つの展示スペースがございます。市民ギャラリーにつきましては市民が自由に展示できるスペースとして団体やサークルの方々から利用をいただいております。4月26日から5月17日までの間でございますけれども、佐藤 満氏の染色展を開催いたしまして、1,300人近くの入場者がございまして好評を博していたところでございます。

美術館の展示につきましては、美術関係、芸術関係に精通した方々で構成します美術館運営委員会において展示計画を検討しております。今年度の展示につきましても協議をいただいておりますけれども、今後より充実した、そして多くの市民の方に親しんでいただけるようないろいろな企画を工夫、検討してまいりたいと考えております。

御質問にありました本市障害者の方々の作品展示の場の確保についてでございますけれども、市の総合文化祭の際に文化センター内で寒河江共労育成園、さくらんぼ共生園、寒河江の庄の方々が制作した作品を展示いただいております。また、フローラ・SAGAE及びハートフルセンターにおきましても、これらの方々を常時展示してきております。

お尋ねの寒河江市美術館での企画展示につきましては、御指摘のとおり障害を持つ方と健常者の触れ合いの場、触れ合う機会という意味からもこの作品展示は有効で意義あるものと考えておりますので、関係者、関係団体と相談、連携しながら検討してまいりたいと考えております。

今後、美術館の展示を充実することで、多くの市民の方が訪れフローラ・SAGAEの活性化につながっていただければと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 御答弁ありがとうございました。

では、一つ、二つ、2問、3問します。

水道ビジョン、課題が何ページだかいっぱい書いてあったので、その中の大事なものというか強調したいところだけピックアップしてくれということをお願いしたんです。それで、まず一つ、市長の答弁の中で言っていました、広域水道からもらっている水が塩素の数値が高いんですね。県に要望して直すように努力しますということだったんですが、数値におさまるにはただ要請するだけでいいんですか。それだけ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ビジョンの中でも一番最後のほうにそのおいしい水の要件ということが書いてあって、塩素、7項目あるわけですね。御案内のとおり、その中で塩素の残留濃度だけがおいしい水の条件としては寒河江の水がちょっと上回っているということでもありますから、そこを基準の中に、おいしい水の要件の中におさめることによって市全体の水がさらにおいしくなると思っているわけでありまして、そこを解決するところではありますが、全体としてその基準におさめるためには先ほども申しあげましたとおり、51%の、49%の双方で努力をしていく、塩素の要件を下げていくということが必要だと思いますので、市で管理している部分の51%についても努力をしながら、さらに村広水のほうにもお願いをして、そして何とか工夫をしていただいて塩素の残留塩素の基準内におさまるように努力をしていただくことを要請して、それが可能であればそれが実現をするということになりますから、その状況を見た上で次の対策というものを考えていく必要があればそういうことになろうかと思えます。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 塩素の件についてはわかりました。

次、市報の5月20日号に水道ビジョンの概要が載っていました。その中で最後のほうに放射能の測定の数値が出ています。これが間違いはないと思いますが、再度確認とどういうふうな検査日数というか、1カ月に1回なのか1週間に1回なのか、それだけ教えてもらえれば。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お答えを申し上げます。

○高橋勝文議長 丹野水道事業所長。

○丹野敏幸水道事業所長 放射能検査につきましては毎月行っております。放射性ヨウ素と放射性セシウムにつきましては川原ポンプ系、三泉ポンプ系、幸生系、田代系。あと広域水道のほうは県のほうで行っております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 この数字うそだろうなんて言うてはいけないと思いますが、ぜひ市民が安心するような体制というか数値、検査していただきたいなと思えます。

私最後に、実施計画いつかと私聞いたんですが、今回会派の視察で私たちは出雲市に行ってきました。その中に国から出向している職員が言うには、計画を実施するには、キャリアの方が言うには、法律条例にのっとり正確なデータに基づいて予算をつけろ、要するに金を張りつける、そうしないと実施計画はまともにできないという話でしたので、ぜひできないものをのっけてもしょうがないので、できるものをのっけて、ぜひ予算を張りつけてほしいなと思っています。お願いします。

次、美術館に障害者の作品を展示することに関しては検討するという返事だったので、それはもち

ろんぜひお願いしたいなと思いますので。今回も視察で倉敷市のホテルに泊まって、その隣は大原美術館なんですね。大原美術館にはもちろん有名な西洋の画家、ピカソとかムンクもありますが、その中に草間弥生さんという日本人のおばちゃんがあります。この人はたしか間違っていない限り障害者だと思います。かなり有名な方ですが、具体的に言うとかぼちゃのオブジェとか、我が市もいろんなところにいろんな置物と言ってはおかしいんですが、オブジェを置いて市民に供していますが、ぜひ障害者は障害者というか、健常者は健常者と別々にすることなくお互い交流できるようにしていただきたいなと。

私も勉強不足で質問通告書出してからわざわざあそこに行ってみたんですが、恥ずかしい話、あそこに教室あるんです、花の花とか何かあるんですが、その中に読売新聞のスクラップが張ってあって6年前に島出身の沖津さんが山形市で企画展をやった、そのコピーが張ってありました。寒河江市民が何で山形で企画展をしなくちゃいけないのかなと、せっかく立派な、立派な障害者と言ってはちょっと日本語になるかどうかわかりませんが、立派な障害者が、活動している人がいるわけですから、それをまず地元で開いてぜひ山形に出世して行ってほしいなと私は思います。永六輔風に言えば、我々健常者もやがては障害者になってあの世に行くわけですから、ぜひ障害者の存在を認めるというか、活動が皆さんの目に入るような施設というかそういうことを、施設ばかりあったってしょうがないんですが、そういう展示物が市民の目に触れるようにしていただければなと思っています。

その点に関して何か返事があれば。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 業務に当たっております教育長からお答えを申し上げます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 寒河江市美術館は寒河江市民はもとより、寒河江市民に限らずいろんなそういう芸術的な作品を生み出す皆さんを対象として運営をしていきたいと思いますが、地元で、郷土で活躍している作家の作品の企画展なんかも大いに計画をしてまいりたい。そういうときに健常者であれ障害者を持っている人ということは私たち一切区別することなく、皆同じそういった作品を展示しながら企画を決定しながら多くの市民の触れ合える場として、そしてフローラの活性化につながるような企画をしていきたいと思っていますので。私たちもいろんな情報を集めたいと思いますし、そういった情報がありましたら提供していただければ、ことしすぐという形にはいきませんが、年次計画の中で考えていきたいと思っています。

多くの方がやはり美術に触れるという、美術館の意義を、さらに価値を高めていきたいなと思っていますのでよろしくお願いたします。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今回、私も施設を見て、その前にも資料をいろんな人からもらったんですが、ちなみに神輿でも交流のある花巻市に障害者施設が、いろんな店舗やら美術館やらをやっているところがあるんですね。私も資料だの写真で見ただけですから、実際行ってみたわけではないんですが、そういうところを参考にしながら4万市民でできる範囲内で頑張っていただければ、いま少しフローラ活性化になるんだか、美術館あれになるんだかよくわかりませんが、なるんではないかなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

これで質問終わります。

散 会 午前11時56分

- 高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成24年6月4日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第3号

第2回定例会

平成24年6月4日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年6月4日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
7	市政一般について	(1) 市長選挙後、3年半を経過するが、選挙公約と自己採点について	15番 内藤 明	市長
8	住みよい環境づくりについて	(2) 反省点と今後の課題について 蛍が飛び交うようなまちづくりについて		市長
9	環境政策について	(1) 市町村設置型合併浄化槽整備の課題について	16番 川越 孝男	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	行政執行の基本姿勢について	(2) 東京電力(株)原子力発電所事故による放射能汚染対策の課題について (1) コンサル依存からの脱却について (2) 課題を先送りせず、対処することについて		市長 市長 監査委員
11	今国会に上程されている「子ども子育て新システム法案」について	同法案には以下の幾多の問題点があり、寒河江市の子育て施策にも大きな影響をもたらすと考えるが、そのことについての市長の見解を伺いたい。 (1) 幼保一体化について (2) 待機児童の解消について (3) 保護者の負担増と直接契約問題について (4) 児童福祉法第24条の廃止と自治体の責任と義務について (5) 最低基準の廃止による保育の質はどうか (6) 企業の参入と市場化による様々な弊害について	3番 遠藤智与子	市長

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番、8番について、15番内藤 明議員。

〔15番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 通告に従って一般質問を行います。

質問に先立って、市長には誠意を持って御答弁いただきますようお願いを申しあげます。

さて、佐藤市長は前回の市長選挙で、選挙公報には「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」というキャッチコピーのもとに、具体的な13の施策を掲げて市民に公約をして市長に当選されました。

市政を担当して間もなく3年半を経過しますが、中学校給食の実施のように既に公約を果たされたものを初め、実施途上にあるものや周辺自治体との合併の推進など未実施のものもありますが、みずから執行してきたこの間の行政運営について総括をし、市長御自身で自己採点をするとは何点ぐらいの点数になると御認識かお伺いしたいと思います。

そして第2に、行政運営の反省点や公約が未実施になっている今後の課題等についての考え方を伺いながら、市民の関心事であることから市長選再出馬の有無についてお答えを願いたいと思います。

次に、蛍が飛び交うようなまちづくりについてお尋ねいたします。

このところわずかではありますが、市内でも自然の中で、飼育されたものではない蛍の飛び交う地域が出てきていると聞き、命をつなぐたくましい生命力に感動を覚えるとともに、下水道の普及などで少しずつ水環境がよくなってきていることを実感しております。

かつて蛍は、皆さん御承知のように里山近くだけでなく民家近くの清水の流れる小川や水路のあるところではどこでも見ることができました。ところが、高度経済成長とともに、田畑には強い毒性の農薬が使用され、家庭排水の垂れ流しなどで蛍の生息する場所は汚染で破壊されてきました。

このように、私たち人間はこれまで暮らしやすさを求めて自然の中に入り込み、川の水を汚したりごみを捨てたりして蛍のすみかを荒らしてきたのであります。蛍の幼虫は水のきれいな環境でしか生きることができず、川の水の濁りぐあいで蛍などの水生生物がすめるかどうか決まってしまう、蛍が生きられる川はきれいな水であることが必須条件となっています。言い換えれば、蛍が生きる環境であるということは自然が豊かであり、人が快適に生きる環境であるということのバロメーターでもあるわけであります。

そしてまた、蛍は真夏の夜に幽玄で神秘的な光を放ち、日本的な情緒としてはなくてはならない存在の一つとしてもあるのではないのでしょうか。

そうした美しい光だけに蛍の名所づくりや地域おこしで観光資源にし、人集めの目玉にしているところもありますが、蛍だけの保護でなく蛍も生息する生態系の保護という視点では違和感のあるところが少なくありません。生態を知り、私たち自身が自然の中の一員であることで減りゆく自然にあえぐさまざまな生物に気づくことができるのであって、飼育や養殖でなく現状を把握して生き物の生活を守ることこそ、私は大切なことと思っております。小さな生命ではありますが、未来を担う子供たちの育つ環境づくりのために蛍の飛び交うようなまちづくりを進めるべきであると考えます。

つきましては、河川改修や水路、側溝などの居住環境の整備に当たってはこうしたことを踏まえ、蛍などの水生生物にも配慮したまちづくりを進めるべきと思いますが、市長の見解を伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

内藤議員からは市政運営についてそして住みよい環境づくりについてということで大きく2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に、選挙公約に関してお答えをしたいと思います。平成20年12月の市長選挙におきまして、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をスローガンとして、13項目の選挙公約をお示しをして挑戦をさせていただいて当選させていただいてから3年半になろうとしているわけであります。

市民の皆様とお約束いたしました公約につきましては、就任以来毎年順次その達成状況について自己検証もさせていただいているところでございます。

特に、公約の中で重要とした4項目というものがあるわけではありますが、地域座談会の開催、医療費無料化の拡大、それから中学校給食の実施、そして財政健全化という4項目でありますけれども、地域座談会については就任後から直ちに実施を開始をして平成23年度末までで53回ほどの開催を数えているところでございます。医療費無料化につきましては、平成21年7月から医療費を就学前まで拡大をし、また平成23年7月からは小学校3年まで実施をいたしました。さらに、来年1月からは小学

校6年生まで拡大を予定しているところでございます。また、中学校給食につきましては、関係者の御理解、御協力によりまして平成23年度から実施をすることができたところでございます。財政健全化については、平成21年度に新たな行財政改革指針とアクションプランを策定をいたし、取り組みを進めながら暮らしに密着した必要な予算は増額をしつつ、有利な資金などを活用して市債の減少、財政調整基金の増額、そして財政指標の改善を図ってきているところであります。ある程度順調に財政健全化の道筋を歩んでいるのではないかと考えているところであります。

そのほかの公約、項目につきましても市民の皆様や議会の皆さんの御理解をいただきながら、おおむね着実に進めることができているものと認識しているところでございます。

御質問は、これまでの市政運営について自己採点をすればどうかというような御質問でありますけれども、言葉を変えて言うならば3年半の佐藤市政をどう評価するのかということでもありますから、それはあくまで受けとめていただいている市民の皆様が評価されるべきものと思っておりますので、その採点につきましても市民の皆様にお任せをしたいと考えているところであります。

次に、これまでの行政運営の反省点、それから未実施となっている公約の今後の課題などについてどうかということでもありますけれども、先ほど御指摘もありましたけれども、公約の中で市町村合併についてはなかなか取り組みが進んでいないというのが実情でございます。合併の協議について西村山の各自治体にも呼びかけを行っているところでありますけれども、各町とも慎重な姿勢を崩していないというのが状況であります。協議の場の設置までは進んでいないところでございます。

しかしながら、御案内のとおり少子高齢化、人口減少という状況が進む中で現状のままでは各市町が十分な行政サービスを提供することが難しくなっていくのではないかと懸念は、私は変わっておりませんので、例えば1市4町で連携して実施をしている観光事業「山形どまんなか探訪プロジェクト」のように共同による、一緒による施策の実施など、探求をしながらできることから広域に連携していくことを進めていく必要があるのではないかと考えています。

また、私は「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を基本目標にしながら、市民が主役、市民主体の協働による市政運営というものを進めてきたつもりでございます。そのため、先ほど申しましたけれども、地域座談会の開催、さらには市民アンケート、パブリックコメントの実施、さらには審議会の公募制の導入、ワークショップや市民100人評価委員会の開催、市長への手紙の実施などということで市民の皆さんの声を幅広くお聞きをし、それを市政に反映するというところを行ってまいりました。また、地域みずからの積極的な取り組みというものを支援していくための地域生き生き元気づくり事業なども実施をさせていただいたところであります。

これらの取り組みによって、市民の皆さんが市政に対してさまざまな意見を発する意識あるいはみずから問題を解決していこうという意識が高まってきているものと認識しているところでありますけれども、さまざまな御意見に対して行政がスピーディーに対応しているかどうかということについてはまだまだ不十分な面もあると思っております。

今後、市民の皆さんからこれまで以上にさまざまな意見をいただけるような仕組みを工夫していくとともに、市民の皆さんがみずから行動し、行政と協働したさまざまな取り組みを拡大していくことが課題ではないのかとも思っているところであります。

また、企業誘致、若者の雇用促進、さらには農産物のブランド化や仙台圏との交流促進などについてもこれまで以上に取り組みを強化していく必要がありますし、市立病院の経営健全化も課題である

と認識しております。

さらに当面の市政課題については、去る3月定例会の冒頭での施政方針でも申しあげておるわけがありますけれども、東日本大震災を経て、安全・安心に対するニーズや新エネルギーに対する関心が高まっております。これらへの対応が新たな課題であると認識しているところであります。

次に、次期市長選再出馬の有無についての御質問がございました。この件に関しては、これまでの私の市政運営を市民の皆様がどのように評価しているのか広くお聞きをしていく必要もありますし、またもちろん支持者の皆さんとも十分相談をさせていただくということになろうかと思いますが、そのこと以上に今寒河江はさくらんぼの時期を迎えて1年間で一番輝く時期であります。ことしは特に、昨年の大震災、福島第一原子力発電所の事故によります風評被害の払拭に向けて市民の先頭に立って市民の皆さんとともに全力で取り組んでいかなければならない、そういう大事な時期であると考えておりますので、次期市長選への態度表明につきましては、今後それにふさわしいしかるべき時期とさせていただきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、蛍が飛び交うようなまちづくりについてということでもありますけれども、御質問の趣旨は蛍を豊かな自然と快適な環境のパロメーターであるにとらえ、蛍が飛び交うような居住環境整備を行うべきではないかという趣旨に受けとめさせていただいたところであります。

御案内のとおり、寒河江は四季折々の変化に富んだ水と緑豊かな自然、美しい自然景観や原風景に恵まれ歴史と文化に根差した街並みや建造物と相まってすぐれた景観が形成されているところであります。この美しくすぐれた景観は本市の誇りとなる貴重な財産であります。これを守り育て後世に引き継いでいくことが、行政のみならず4万3,000市民の使命と言っても過言ではないかと思っているところであります。

本市におきましては地域の身近な環境改善運動でありますグラウンドワークの手法により、フラワーロードや地域の公園整備、そして慈恩寺地区の蛍の里づくりなど市民主体の美しい景観づくり、快適な環境づくりが進められているところであります。新第5次振興計画におきましても、施策の項目の一つに「市民主体の景観整備」を掲げているところでありまして、今後とも市民の皆さんと一体になって美しい景観と快適な環境を守りはぐくむまちづくりを進めていかなければならないと考えているところであります。

具体的な御質問として、今後も水生生物などの生息に配慮した河川改修や側溝などの整備を行うべきではないかということでございますが、河川整備につきましては国においても従来のコンクリート主体の河川改修のあり方が修正をされ、平成9年に河川生態系や植生の保護・育成などを河川管理の目的に加えた、河川法の大きな改正がなされているのは御案内のとおりであります。本市におきましても1級河川であります最上川、チェリークア・パーク内の水辺プラザや寒河江川、チェリーランド河川敷などの親水空間の整備が図られてきております。

反面、近年全国的には異常気象による水害が多発しているわけでありまして、災害の防止対策が河川整備の主要な課題になってきているのも事実でございます。

本市の市街地中心部を貫く沼川につきましては、自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りながら地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として「ふるさとの川整備事業」を県において実施をいただいているところでございます。また、幸生地区では県施工治山事業として水生生物の飼育・観察ができる自然環境に配慮した水辺の楽校が整備をさ

れて、地域に親しまれているところでもあります。中山間地には河川法の適用を受けない普通河川があって、豊かな自然環境が保たれているところでもあります。

今後、災害対策などの改修を行う場合には、地域の方々の御意見を十分伺っていきながら自然環境にも十分に配慮した施工になるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、側溝などの整備については市街地の居住区域の側溝については道路や宅地の雨水排水のために整備されているところでもあります。常には通水がないということから水生生物などの生息配慮は困難なところがあります。一方、用水路についてはこれまで市街地における景観に配慮した工法で整備をしている事例があるわけではありますが、水田地帯では耕作地を面的に集積し効率的な耕作を行うため、農業用水の安定的な確保と維持管理の簡素化が求められているところでもあります。環境に配慮した用水路の整備については、地域住民や農家の方々と十分な理解が必要なのではないかと考えているところでもあります。

以上のように、さまざまな課題もあるわけではありますが、河川や側溝などの整備も含めて今後とも自然環境に十分に配慮した事業の推進に意を用いてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 御答弁をいただきましてありがとうございます。

市政運営についての自己採点はどのぐらいかというお尋ねをしたんでありますが、大変賢明な答弁をされまして、当然こうした公の場で点数をみずからが、自己採点であろうとなかろうと言われますとそれがひとり歩きするという心配もありますし、そういう意味では大変賢明な御答弁をなさったなと思いますが、もう少し何ていいますか、いろいろ政策に取り組まれている現実を今述べられましたので、それをもっと自信を持ってお答えいただいたらいいんじゃないかなと思っております。

愚問であります、点数はお答えになりませんでしたので、もちろん市民が評価するというところでありましようが、私はこれまでの行政運営を見ておまして十分に次の市長選挙に臨まれる気持ちは持っておられると思っております、大変愚問でありますけれども、点数は言われませんでしたけれども、例えば逆に違う聞き方をしますが、優・良・可・不可とあるとしますとどのようなところに相当するとお考えになっているのか承りたいと思っております。

それから……。

○高橋勝文議長 一問一答です。

○内藤 明議員 失礼しました。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員がどういう採点をされておられるのか存じませんが、先ほど申しあげましたけれども、任期途中でありますし、まだ今の時点、いろんな走っている状況でありますから、今の段階でなかなか自己評価などということもできるような状況でないと思えますし、市民の皆さんから御判断をいただいてというのが今の心境でありますので御理解をいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 自己評価をして、私が評価しろという後ろで声もありましたが、それは何ていいますか、決まった形の論評といえますか、おかしなことになると思いますのでいずれそれは評価をする時期もあると思えますけれども、ただ先ほど申しあげましたように十分に次の市長選挙には出られるような

考え方をお持ちだなと私はお見受けしているんですが、最近どうもこの首長さんも吉村知事もそうなんです、もったいぶっているという言い方はおかしいんですが、なかなか再選の出馬の表明をなさらない。ぎりぎりにならないと言わないような、何ていうか、風潮になっているのかなとこういうふうにも思っているところではありますが、かつては大体1年ぐらい前になると次の選挙どうするかというのはきちっと表明されたように思うんです。そうした傾向というのは何かあるんでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 近年特にそうだななどということは、私が申しあげるのもいかがかと思いますが、必ずしもそうでもないのかなというふうにも思っておりますし、私の場合で言えば先ほど申しあげましたとおり、寒河江の6月というのは一番、みんなして頑張らんね時期なんでないかと、こういうときでありますから、そのことに私も先頭に立って頑張っていかなければならないという心境でありますから、しかるべき時期にそういったことは考えさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 しかるべき、そう遠くない時期なのかわかりません。寒河江の6月というのは特別な時期だと市長おっしゃり方だと思いますけれどもいつの時期も備えでは、では9月になると皆稲刈りも始まりますし、皆大変な時期なんです。ですから、いつだといきなんてはないんですね、時期的には。それは何ていいますか、市長選挙というのは特に時間もかかりますし、市民の注目をするところでもありますので、できるだけ早い機会にその人は御自身の対応を決めるべきだと私は思います。他の方の準備の期間もあるでしょうね、出られる意思の持っている方はですよ。ですから現職に対抗するというのはなかなか大変なんです。ですからそういう意味では早目に表明されてみてはいかがなかなと思っているところでもあります。しかるべき時期ということでもありますから、これ以上は多分出てこないんでしょからこれだけにしておきたいと思いますが、できるだけ早い時期に御決断をいただきたいものだとおっしゃることを申し上げておきたいと思っております。

それから、座談会等で多分再選の出馬の要請なんかあると思うんですね。そうしたところではどういうふうにお答えになっているんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域座談会あるいはいろんな各種グループ、団体の皆さんとも意見交換をさせていただく機会もつくっていただいているわけですが、具体的にはやはりいろんな市の政策に対する御注文あるいは御批判、御意見というのが多いのでありまして、そういった内藤議員お尋ねのような御質問は記憶にないですね。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私のところには、市長は次どうするんだというお尋ねが結構あるんですね。やはり、時期的にもう3年半になろうとしているということがあるんだろうと思いますけれども、多分市長にはそういったこと言いにくいんだろうなと思います。それはそれで、そのように本心として受けとめさせていただきたいと思いますが、できるだけ早い機会に決断させていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、水生生物に配慮したまちづくりということで御提起させていただきました。私少し問題提起が遅かったかなと思っているんですが、そうすると反省も私もしております。

少し遅くなったのはなぜかといいますと、やはり市で管理しております河川の場合には限定をされ

ますし、前にも申しあげたことあるんですが、災害発生時だけでなくして対処を進めるべきだと申しあげたことありましたが、なかなか災害が起きないと市の財政的な規模ではそうした河川改修をするというのはなかなか難しい現状がありました。そんなことで、災害が発生をしますと急を要しますし、蛍がどうのこうのなんてやはり言うていられない状況になってしまうんですね。そんなこともありましてなかなか言いそびれたということもあります。

それからもう一つ、先ほど市長のお話にもありました水辺の楽校の話もありましたし、市内では蛍を飼育している学校等の問題もありまして、せっかく飼育している蛍についてこうした問題を提起することによって、けちをつけるなんていっては大変おかしな話ですけれども、そういうふうを受けとめられたら心外だなということもありまして少し問題提起が遅くなったということもあります。

そういうことでなかなかその当時はこういうこと言い出すことができませんでした。60もなりますとそれも言ってもいいのかなと思うようになりまして、それぞれの観光地などの話を承りますとちょっと違うんじゃないのかなという思いがありました。東北にもございましたし、今後そうした河川の改修に当たっては検討したいという、いろいろ住民の方ともこの話をする中でやっていきたいということでありましたので、それはそれで結構なんですけど、ぜひ生態系の全体の問題ということでもとらえていただきたいなということを思っているところであります。

国や県の管理する川についてのお話もございました。ぜひそういう視点で、何ていいますか、要請をしていただくように思いますが、再度国・県等の河川についての考え方についても1回御答弁ください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には、先ほど御答弁申しあげましたとおりいろんな河川改修、今後とも進めていく中で自然環境に十分配慮したような形の整備をできるだけ進めていけるようにしていかなければならないということでもあります。もちろん、国の管理あるいは県の事業などとも調整を図りながら進めていかなければなりませんし、国のほうでもいろんな河川の改修などもしておいて、そういう意識というんですか、もう十分持ってきていると理解をしています。ただ、先ほども若干申しあげましたけれども、いろんな災害なども、突然の豪雨とかそういう災害も頻繁に起こっている状況の中で、先ほど内藤議員の御指摘にもありましたけれども、市民の生命財産を守る災害の未然防止、防災という点からの整備というものを優先せざるを得ないという状況もあるのではないかと思います。国全体から見ればそういう地域もあるということで、国のほうでもそういう考えを持っているところもありますから、そういったところと実際のそれぞれの地域の河川の状況なども我々のほうで丁寧に御説明をして、理解を求めて調和を図りながら自然環境に十分配慮した整備を進めていただくということをお願いをしたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

もう少し具体的などころで伺いたいと思いますが、沼川のさっきお話がございました。河川整備についても今重要事業ということで県に要望されておりますので、そういう点にもぜひ配慮するような要望していただきたいと思えますし、もちろん沼川の水環境改善連絡協議会の取り組みなども承知をしておりますけれども、そうした皆さんの努力には敬意を表しながらも、先ほど申しあげました一部分のビオトープとかそういうことではなくて生態系全体のものをということの考え方の中でぜひ整

備をしていただくような要望をしていただきたいものだなと考えておるところであります、なかなか防災のことを言うと難しい問題があることは私も承知しております。ぜひしかしそれも加えて整備を図るような要望にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沼川の整備、そもそも沼川が昔大分いろんなはんらんをした、そういう観点からも沼川の整備が進められてきたということがあるわけでありましてけれども、先ほど内藤議員も御指摘ありましたけれども、やはりまちの中を流れる部分というのものもあるわけでありまして、そういった意味での自然に配慮した景観形成という面からあるいはそういった市民の憩いの場所にもなりつつあるわけですので、そういったことからの、今後の整備というものが中心になろうかと思っておりますけれども、ぜひそういったことに十分配慮していただけるような整備について御検討いただくようお願いしたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 意を酌んでいただきまして大変ありがとうございました。

1回整備をしますと大体100年はもう手をつけられないということが言われておるわけでありまして、したがって今進めていることについて完成しますとその後100年はなかなか手をつけられないという状況になりますので、事を急いでいただきたいなと思っております。

沼川にも虫が飛び交うようなことができれば夢があって大変いいことじゃないのかなと思いつつ、もちろん災害を忘れてはならないわけでありまして、両方両立するというのはなかなか難しいかもしれません。しかしできるだけ早い機会にそうした状況をつくり出していくことが私たちの今の課題なんじゃないのかなと、こういうふうに私思っているところであります。

ですから、今やれることぜひやっていただきたいと思っておりますし、例えば上流にある工業団地の下水道化なども同時に進めていただくことであると思っております。それから、工業団地の調整池もありますけれども、その水は沼川には通常は入らないという構造になっていると聞いておりますけれども、そうしたのもできるだけ早く処分なんかできるような形で進めていただければなと、こういうふうに思っています。いろんな関係機関との調整もあると思っておりますけれども、きれいな水を引かないことにはなかなかそういう環境がつかれないということでもありますから、上流部の水路から沼川に水を引くような、それも先ほど申しあげましたように一つの団体だけではなれないと思っております。いろんな関係機関との協議や調整などもあると思っておりますが、寒河江川などのそうした水路から水を引いて、災害時にはそれはもちろんとめなくちゃいけないようになるわけですから、難しい問題もあると思っておりますが、そんなことをぜひお考えになっていただきたいと思っておりますけれども、その点もあわせて御見解を承りたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沼川のお話をされておられるわけですが、先ほどから御指摘のようにその河川の具体的な河川整備の部分のみならず、先ほど内藤議員もおっしゃっておられましたけれども、全体的な河川の体系の観点から幅広くさらに環境を浄化する、環境を改善をしていくという取り組みをやはりいろんな面から検討しながら、できることから進めていくということが大事だろうと思っております。そういった意味で、先ほど御提案いただきました中身についても我々の方としても全体的な沼川の河川浄化のための対策の中でいろいろ検討していく必要があると思っております。いずれにしても、いろんな

面から取り組みを進めながらできるところからやっていくということには御指摘のとおりでありますので、そういった観点から進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変、何と申しますか、意を酌んでいただいている答弁をいただいていると理解をいたします。ぜひ、最後には沼川のところに行きましたが、市全体のそうしたまちづくりということを中心がけていただきたいということをお願いをして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号9番、10番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、社民党・市民連合の一員として通告している課題について市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、私の考えや提案を含め市長並びに監査委員に質問いたします。

通告番号9、環境政策について。

(1) 市町村設置型合併浄化槽整備の課題について伺います。今年度より下水道整備手法の一部が市町村設置型合併浄化槽に変更され、その工事が開始されました。そこで3点について伺います。

一つは、谷沢地区で水道配水管更新工事と一体的に合併浄化槽排水管布設工事が行われています。ところが、上水道の給水管工事は全世帯に行われるものの合併浄化槽の排水管工事は合併浄化槽設置申請者の分だけが投入口を設け接続されますが、それ以外の世帯については投入口もなく排水管の埋設だけとのこととあります。私は、経費の削減及び路面などの工事後の仕上がり状況や市民の安全と市民生活の利便性の面からも下水道整備工事と同じく排水管理設時に各家庭からの排水投入口を民地まで延ばして設置することによって合併浄化槽設置時にその都度必要となる道路の掘り起こしや排水管への投入口の取り付け及び側溝の下を通す工事などの無駄を省くことができると思いますが、見解を伺います。

二つには、農業用水路である新田堰に生活雑排水が入らないように処理施設を備えた排水路、排水管が谷沢地区の一部に農林事業で整備され、土地改良区が管理しているものがあります。こういった団体などの管理する排水路は他の地域にないのか伺います。

また、市町村設置型合併浄化槽整備に変更したことから、今後改良区から市に管理移管を求められた場合、一定の条件のもとに引き受けるべきと思いますが、その場合の条件についての考え方も含めて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

三つには、合併浄化槽設置申請者個人分の請負業者が寒河江市の浄化槽設置委託業務の有資格者である場合は、4月設置する合併浄化槽の入札の際指名業者に指名すべきと思いますが、このことについての見解もお聞かせをいただきたいと思います。

次に、(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射線汚染対策の課題について伺います。4月5日、議会に対して「道路側溝清掃に伴う放射性廃棄物検査結果について」の説明がありました。それによると若葉町1、2、3町会内の3地点で国の基準値である8,000ベクレルを超える9,180、1万5,250、2万1,350ベクレルの放射線が検出され、地域内の二つの公園に仮保管する計

画で、地区民へ説明し理解を得て対処したいというものであります。

5月に入って幸田公園周辺にお住まいの方より、「議員に話を聞いてほしい」との要請を受け、担当課にも連絡をし、5月15日の夜、若葉町公民館で話を聞かせていただきました。参加された方々の一致した意見として、一つは側溝の放射性物質で汚染された泥上げは早急にすべきであること、そして二つには、しかし汚染した汚泥を公園に仮保管することには反対であること。その理由は公園は人々が集う場所、憩う場所であり、そこに放射性物質で汚染された汚泥を保管することは公園設置の趣旨に反するのではないかということでもあります。そして三つには、したがって仮保管場所を再検討してほしいというものであります。このことについても担当課に報告をしているところであります。そこで2点について伺います。

一つは、基準値を超えた側溝の清掃は現在どうなっているのか。理由をも含め示していただきたいと思えます。

二つには、市民の安心・安全を確保するために早急に仮保管場所を再検討し、市民の理解を得て進めるべきと思えますが、見解を伺います。

次に、通告番号10、行政執行の基本姿勢について。

(1) コンサル依存からの脱却について伺います。地方分権一括法が施行され12年になります。国と地方自治体の関係は一変し国の通達などは廃止されました。地方自治体にとってまさに自己決定、自己責任の時代であります。民主政治の原点である「市民の市民による市民のための市政」を実現することが、今強く求められていると思えます。

そのような観点から見たとき、安易なコンサルタント委託については問題があると思えます。もちろん、コンサルタントをすべて否定するものではありません。コンサルに頼る問題点の一つは他力本願となり、職員や市の行政自体がみずから積極的に実態を調査・分析し方針をつくらうとする作風や意識改革など、積極的な人づくりが進まなくなるのではないかということでもあります。

二つには、寒河江市の住民でない人がさまざまなデータをもとに事務的に計画をつくっても、実態にそぐわない結果になってしまうおそれがあるということでもあります。

したがって私は、コンサルタントに任せるのではなくコンサルタントを活用し、市民で知恵を出し合ってよいものをつくり上げていくということが重要だと思えます。とりわけ、現場で市民に接している職員が、大変であっても実態に即した取り組みを積極的に展開することでもあります。そういう人づくりを常に意識して行政執行に当たるべきと思えますが、市長の見解を伺います。

次に、(2) 課題を先送りせず対処することについて伺います。議会では、毎回多くの課題が明らかにされ、その都度当局より対応策が示されています。しかし、何年たっても改善されず先送りされている案件もあります。先送りすることによって、解決に多くの時間と労力を要すると同時に正確さを欠いたり困難さが増す場合もあることから、即対応すべきと思えます。もしその間に事故などが発生した場合は、適正な対応ができないばかりか行政の怠慢の責任も問われかねません。

そこで、具体的なケースとして平成13年3月議会で指摘している寒河江市老人福祉センター温泉施設について2点伺います。

一つは、平成13年以降どのように対応され、現在どうなっているのか伺います。

二つには、これまで非公式ではあるが、配湯管布設場所の記録なども見当たらないために苦慮していると聞いたことがあります。施設の管理運営上、また施設財産の管理上、どのように取り扱うべき

か市長並びに監査委員の見解を伺いまして、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員からは、環境改善について、それから行政執行の基本姿勢についてということで何点か御質問をいただきましたから、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、市町村設置型合併浄化槽の整備についてでありますけれども、今年度より事業がスタートしているわけでありまして、現在までの申請件数、24件申請をいただいているところであります。また、本議会に、議案を上程させていただいておりますが、県の新規事業として浄化槽の整備における住民負担を軽減をして整備を促進するということによって公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るための「山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金」というものが創設されるということであります。5人槽については8万円、6人槽以上については10万円を補助するという制度がスタートするというところでありますので、浄化槽整備における環境がさらに充実をしていくのかなと思っております。今後については、県とともにPRを行いながら円滑な浄化槽整備が図られるように努めてまいりたいと考えております。

議員からは3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

初めに、浄化槽排水管整備工事について個人宅への取り付け管も設置をしてはどうかという御質問でございます。浄化槽排水管整備については浄化槽整備事業の円滑な推進を図るために浄化槽処理水の放水先がない地域において、その放水策を確保することを目的とした事業でございます。浄化槽の設置申請をなされた方がスムーズに浄化槽を使用できるようにスピーディーに対応していく必要があるかと思っております。

先ほど、下水道のお話もされましたが、下水道における公共汚水ますの場合は下水道法によって設置をしなければならないと規定されているわけでありまして、浄化槽の場合についてはあくまでも個人の意思によって個人が管理する場合と、それから市の浄化槽整備事業に申請して行う場合という選択があるわけでありまして、個人宅への投入口の設置については各家庭からの承諾というものが必要になってくると思っております。したがって、個人宅への投入口の設置につきましては寒河江市浄化槽排水管整備計画に基づいて浄化槽の設置申請に合わせて随時施工していくということになるわけでありまして、その辺は御理解をいただきたいなと思っております。

次に、谷沢地区のような排水施設はほかにもあるのかどうかという御質問でございましたが、こうした施設については関係機関などから調査をいたしました。谷沢地区のみであると確認させていただいたところでございます。この排水施設については、先ほど御質問でもありましたが、平成12年度に県営中山間地域総合防災事業により整備されたもので、現在は寒河江川土地改良区で管理している排水施設であります。このたび谷沢地区に布設する浄化槽排水管の下流部においては、この排水施設に流入することになっているわけですね。この排水施設について管理移管の申し出というものはございませんが、本市の浄化槽排水管整備計画もこの排水施設を活用するとなっておりますので、市といたしましては管理及び使用に対する負担というものを寒河江川土地改良区に対して行っていくことになると考えているところでございます。

最後に、浄化槽設置事業者の選定に関して御質問がございましたが、浄化槽工事の発注につきましては今後とも法令・規則等に準拠して適正に対処してまいることにしておりますので、御理解を賜り

たいと思っっているところであります。

次に、環境対策の中で放射能対策について御質問がございました。ことし1月、県の調査におきまして島北地区の側溝汚泥から指定廃棄物の基準値を超える値が検出をされ、これに伴いまして本市における今年度の道路側溝清掃につきましては事前に放射性物質検査を実施することとしたわけであります。

これまで64町会から検査の申し込みがございまして、74検体を調査したところであります。その結果、島北地区及び若葉町の2町会、3町会から指定廃棄物の基準値を超える値が検出されたということであります。結果の詳細につきましては、当然のことながら住民の皆様にも説明会を実施させていただいておりますし、議員各位にも御報告をさせていただいたところであります。

これまで、市と町会で汚泥の回収方法や仮保管場所などについて協議を重ねてまいりました。現在は、基準値を超えた箇所につきましてはいずれも清掃は中止をしているところであります。なお、仮保管場所が決まっております二つの町会の汚泥につきましては、現在国と指定廃棄物の指定や汚泥の回収・保管方法などに関して協議を行っている状況であります。残りの一つの町会につきましては、仮保管場所の再検討を行っているところであります。今後、仮保管場所が決まっております町会から順次汚泥の回収を予定しているところであります。

次に、仮保管場所についても御質問がありましたが、特措法が施行されました1月以降、庁内に副市長をトップとする庁内の関係課長で組織する環境対策部会において今年度の道路側溝清掃の実施方法について検討し、また仮保管場所につきましても協議を行い、仮保管場所については各地区において道路側溝整備の実施方法の説明会を開催させていただき、各町会長、衛生組合長及び区長などの御意見をお聞きをすることにいたしました。去る2月7日から3月9日まで市内全地域を対象に各地区で説明会をさせていただいたところであります。

説明会におきましては、いずれの地区におきましても他の地区の指定廃棄物を受け入れることについては困難であるという意見をいただいたところであります。こうしたことから、市といたしましても市内1カ所に集約するということは難しいのではないかと判断をさせていただいているところでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

次に、行政執行の基本姿勢について、まずコンサル依存からの脱却についてということでありますが、議員の御指摘のとおりだと思っております。コンサルタントは一般に顧客が抱える課題を解決する方策を提供してくれる存在と言われているわけでありますけれども、行政がコンサルタントを活用するケースとしては主に専門的な分野や技術的な分野になるものと思っております。

御質問にありますように、市の将来ビジョンとなる計画案を市外のコンサルタントが限られたデータをもとに事務的に策定をし、その検証を経ずに市の計画が策定されるということになればそれは問題があると思っっているところであります。

私は、コンサルタントの活用というのは専門的知識や技術、客観的な視点を必要とする場合でありますとか、詳細な調査が必要な場合など、行政ではできないやむを得ない場合などに限定的であるべきだと考えておりまして、特に各種計画の策定は自前で行うことを基本とすべきだと考えております。

御案内のように、本市の中長期的な施策の方向や目標を明確にし、市民とまちづくりの目標を共有するまちづくりの憲法と私は思っておりますが、新第5次振興計画につきましてはコンサルタントを経ずに、任せずに市民アンケートを行い課題の把握から市民主体で取り組み、審議会における審議だ

けでなくてワークショップや地域説明会、さらにはパブリックコメントなどを実施をして、いわば市民の手づくりで策定したとされているところでもあります。

コンサルタントを活用することでよりよい計画などが策定できる場合などは活用を検討していくということになりますが、その場合でもコンサルのほうに100%ゆだねるのではなく、コンサルティングの前に基本的な考え方でありますとか情報提供について常備十分に協議をしていくこと、さらには中間のチェックなどを行い、提出されたコンサルティング結果についても市としてしっかり検証しながら、また市民の皆さんの御意見を十分お聞きをして計画策定をするべきだということでも指示もしているところでもあります。

今後とも、市民が主役、そして市民と一体となったまちづくりを市民の英知を結集して進めていかなければならないと考えているところでもあります。

次に、問題を先送りせず対処すべきではないのかということで、老人福祉センターについて御質問をいただきました。昭和50年に開設をいたしました老人福祉センターでは、開設当初、白岩温泉中村源泉より無償分湯を受けて浴用に利用し、源泉・配管設備などの維持管理は所有者の代表の方が行っていたわけであります。その後、昭和54年に市は源泉の無償譲渡を受けて源泉・配管設備等の維持管理の経費は市の負担とすること及び源泉の土地所有者に対して賃借料等を支払う契約を締結しているところでもあります。御案内のとおりであります。

この老人福祉センターの建設に当たりまして、市と源泉所有者が締結をした給湯等に関する契約書では、「源泉から施設の敷地までの給湯施設工事及び将来の維持管理については源泉所有者の責任とする」とあるわけであります。工事は源泉所有者が施行したものであるわけであります。

これまでも、担当者が当時の関係者から給湯管の配管状況について情報収集などを行うなど、いろいろ調べてきたわけでありますけれども、詳細な配管図については不明な状況でございました。また、ただ旧国道周辺部については配管状況が記載された字切図がありまして、また大まかな配管見取り図もございましたので、これらの図面によりこれまで維持管理を行ってきたところでございます。

御承知のとおり、市が保有する財産につきましては地方財政法第8条の規定を受け、本市の規則であります「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」第14条でその管理等について規定されているところでもあります。本市におきましては、市が所有する公有財産につきまして財政課のほうで一括して公有財産台帳に登載をして、財産に係る詳細な施設の図面等の資料につきましては当該財産の修繕や維持管理を行っていく必要がありますから、各担当課で管理、保管をしているというところでもあります。

今後の対応について御質問がありましたが、その後の調査におきまして給湯管理設工事の横断図と縦断図の所在が判明したところでございまして、これらの図面によりおおよその平面図の作成が可能と見込まれるところでもあります。給湯管理設から30年以上が経過している状況で、老朽化も進んでいる状況にありますことから、今後トラブルの発生なども考えられるということでもございますので、きちんとした平面図を整備をして適正な維持管理を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

以上であります。

○高橋勝文議長 大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 市有財産の管理につきましてお答えを申し上げます。

地方財政法第8条におきまして、地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所要の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないものとされておりまして。

この規定を受けまして本市におきましては、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則第14条におきまして市長は公有財産台帳を備え、すべての公有財産をこれに登載するものとされておりまして。公有財産台帳には、財産の種類によっても異なる部分もありますが、所在地、名称、沿革、構造、取得年月日、金額などを記載することとされておりまして。

お尋ねの温泉につきましては昭和54年10月に寄附を受けたものでありまして、当該規則に基づきまして公有財産台帳に記載し管理されているものでございまして。

なお、市の規則では公有財産台帳には構築物などの図面などの添付は必ずしも義務づけられてはおりません。公有財産の施設等に係る図面等につきましては、必要に応じまして当該施設の管理を行っている所管課等で保管を行っていることが多いのではないかと存じます。

次に、市有財産に係る構築物において図面等がない場合、財産の管理はどのように取り扱うべきかとお尋ねでございます。財産の管理という観点では、まず公有財産台帳に所要事項、経過も含めて記載をし、現状を常に把握し管理しておくということがございまして。また、当該財産たる構築物の維持管理という観点から申し上げますと、当該施設の維持管理を行っていく上で必要に応じまして図面の作成など、これは詳細なものから簡易なものまで程度の差はあると思っておりますけれども、そういったものも含めて所要の措置が講じられるものと認識をいたしております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目に対するそれぞれ答弁いただきましたので、さらにお尋ねをしてみたいと思います。

最初に、合併浄化槽の関係でありますけれども、埋設時に各家庭までの投入口をつける場合と、それから後で個別に申請あってから全部道路を掘り起こしてとした場合の費用というのは、それぞれどれぐらいになると見込まれているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字になろうかと思っておりますので、担当のほうから答弁させていただきます。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 お答えいたします。

排水管を埋設したときにその取り付け口と一緒に工事した場合と、それからその後に申請に基づいて掘り起こしをして排水口を設ける場合の金額ということでございまして、その状況によってかなりの開きがございます。私どもで標準的な一般的に考えた場合の金額でございまして、今回の予算の積算にもなっております。取り付け口、浄化槽からその排水先までの取り付け口ということで積算しているのが20万円でございます。それに対しまして、今回そのいわゆる排水管の設置時に合わせて取り付け口を設けた場合ということになりますけれども、その半額程度になると考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私、1問目でも提起したのは全体的な財政の効率的な運用という、使用ということで申しあげました。そしてやはり、下水道と同じようにというのは、法律で違うというのはわかっています。手法をそうすることによって今言ったように半分の金額でであるということでもあります。ただ、

これも一たん埋設しちまうと全部掘り起こしの形きりありません。最初、入れるときそれをする事によって半分の金で済む。これ、全体的な平成27年までのやつは出ていますけれども、同じように人口の減少など比例案分してやってみますと、この対象者の減らした数の60%でつけると見ても億の金が違います。差額出てきます。私の試算だと。

したがって、ぜひこのことについて法律上というのはわかります。それから、今平成24年度から切りかえになったので1軒1軒つけていくと金もかかるしなかなか全部に賄い切れないと、こういう事情もわかりますけれども、やはりこういうふうなことも含めてもっと早くからすることによってあるいは財政措置することによって億の金を軽減できるんだということもあります。したがって、ぜひ何とかこれからでも埋設していく箇所があるわけでありますから、財政当局とも十分な検討をしていただきながらお願いをしたいと思いますが、このことについての見解をお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、4月から市町村設置型合併浄化槽を推進をしている立場なわけです。そういったところでいろんなPRをして、県のほうも新しい制度もしているところでもありますので、そういった意味からできれば各家庭が最初に申請をしていただくということが推進のかぎになっていくと思いますね、いろんな面で。議員御指摘の点もありますので、今後の推移を見ながら状況を見て判断していきたいと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そこは何ぼ言ってもすれ違いのようではすけれども、でも全体的、トータルで見るとそのとき、掘っていたときにつなぐのとまた後から全部一つ一つ掘り起こしてつないでいくのでは億の金が違いますよということを申しあげておきたいと思います。

それから谷沢である改良区が管理をしている施設でありますけれども、こういうものがこの対象地域にないのかという部分については、ありませんということでしたけれども、谷沢の場合は生活雑排水を農業用水路に入れないために処理施設も備えた排水路なんですね、排水管なんです。ところが全市のに見た場合とどうか、対象地域を見た場合に、住宅団地の造成などをした際に単独とかその浄化槽のやつは入らない、すべて合併浄化槽の水きり入らないという形の中でそういう水路などがあるのかということも含めてお尋ねをしたきっかけでありますけれども、確認のためにそういうものもないということなのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長のほうから。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 失礼しました。

処理施設、汚水の処理施設を抱えた開発ということでお尋ねでございますが、そういう施設を抱えた開発ということでは確認はいたしておりません。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 谷沢の場合は処理施設も付随したもので、谷沢と同じようなそういうものはありませんというのはさっきわかりました。しかし、そういうふうには処理施設を備えない、既に合併浄化槽の汚水きり受けないという水路などは、例えば住宅団地、民間などで開発をしてあるいは公的でもいいですけれども、そこから排水路までの区間がなくて造成した際にきれいな水だけをやる水路をつくっ

ているという、団体やなんかで管理しているものも含めてないのかということを確認のためお尋ねしたんです。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 排水先でございますが、開発行為の際その協議の中で当然ながらその排水先を設けて開発となりますので、そしてまた現在は合併浄化槽でなければ設置許可はなりません。そういったことから整備は当然ながら、排水先を設けて整備されているというものは一般的でございます。以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 全体的なものもありますので、合併浄化槽だけに時間とることできませんが、今谷沢の施設なども市で今回は使用させてもらうということですが、将来的に寒河江市で合併浄化槽、市町村設置型に転換したわけでありますから、将来的に各家庭からの排水施設だということでも市に移管を求められるということも、将来的には想定されると思うんです。そうしたときには一定の条件をきちっとして受けるべきだと思いますので、この点については申しあげておきます。

それから、入札の関係ですけれども、これは法令に準拠してということでありますけれども、もちろん法令に準拠してやってもらわなくてはなりません。入札でありますから。ただし、指名競争入札でありますから、市の裁量の部分、指名という部分があります。したがって、そこには先ほど申しあげたような形の中で一定の要件があれば指名をするようにということ再度申しあげておきたいと思っております。

そこで、次の放射線汚染の側溝汚泥の関係についてお尋ねをいたします。

先ほど1問目でも市長から答弁あったんですが、現在の若葉町地区で言えば若葉町公園と幸田公園に決定したのはいつだれがどの場で決定したのか。そしてその際に、寒河江市の仮置き場を決定する際に最終処分場ということで一緒に、最終処分場は対象にならなかったのか、この点についてお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 仮保管場所については、先ほども御答弁申しあげましたけれども、住民の皆さんから御理解をいただかなければなりません。そういった形で進めさせていただいているというところがあります。地域の、地区の説明会におきましても各地区の説明会におきましても同じようなことを申しあげて、そういったことについては全地域で御理解をいただいていると思っております。

それから、最終処分場についても例えば現在の最終処分場、白岩地区、それから既に廃止されているわけでありますけれども、日田、柴橋の両地区の説明会におきましても指定廃棄物の受け入れについて御説明を申しあげていたわけでありますけれども、なかなか御理解を得られなかったということでもあります。

こうした状況の中でいずれの地域でも先ほど御答弁申しあげましたが、他の地区に指定廃棄物を持ち込むということについては理解を得るのは極めて難しいと認識いたしたところでございます。

また、私有地に仮保管場所を求めるとということについても現実的にはなかなか困難であるという状況もありますので、そういった中で公園でありますとか公民館などの市有施設の敷地を仮保管場所にするということについては御理解をいただいているのだと我々は思っているところでもあります。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回の放射能汚染の、放射性汚染の64町会で74検体でありますけれども、これは放射性物質というのはなくならないわけで、そのものが移動するという事は想定されるわけですが、したがってこれからだってスポット的にいろいろ出てくるのではないかとこの心配がまずあります。そうしたときに、それぞれの地区にこういうふうな、その地区その地区という形にしていくとかなり大変なんではないかなという思いがします。したがって私は、やはりそれぞれの地域で、よその地区では持ってきただめだと言っている地区でも、もしこれからその地区でも出た場合にいや困ったとなるんだと思います。したがってこういう問題は少し先を見越して、やはり住宅地にある公園とか公民館というのは、私はいかななものかと思ひます。

したがって、再度申しあげますけれども、最終処分場などを含めてもう一度全体的に検討してみる必要があると思ひますので、この点についての見解もお聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在までの取り組みの状況について先ほど来御答弁申しあげている状況については御理解をいただいたものと思ひますが、今後の展開などもありますし、また議員御指摘の点なども懸念されるということもあろうかと思ひますので、その辺は我々としても慎重に物事を進めていく必要があると思ひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 御理解をいただいたという市長の話ですけれども、私若葉町の方々に呼ばれていってお話を聞きました。そうすると、やはり置き場所、仮保管場所が問題ですというので、再検討していただきたい、その理由も含めて私はごもつともだなど思ひました。ごもつともだなど。しかし、その前段に各地区の町会長さんやなんか言ったら、いや、よその地区のやつは持ってきただめだということで、それぞれの地区でということだったようすけれども、実際こういう状態になって改めてそれぞれの地区で出てきている中で、どうすべきなのか。そして一部で同意も得ることがなかなか大変だとなったらもう一度みんなで考えるという、こういう知恵を出し合うということが必要だと思ひますので、この点は私が申しあげておきます。

市長また手挙げていますので、じゃあ市長の見解お聞きしますよ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげましたけれども、まだ仮保管場所について決まっていな町会があるわけですね。今そういったところで地域の町会の皆さんとも鋭意、仮保管場所をどこにするかということも含めて今後のことも含めて鋭意検討しているところでありますので、何とか御理解をいただくような結果が出るように我々も努力をしたいと思ひますので、よろしくお願ひ申しあげます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それから、もし同意が得られない場合には、その汚泥はそのまま、もちろん空中で基準を超えればそれは除染の対象になりますけれども、それを超えない場合にはそのままという説明がされました、以前。しかし、特措法第2条第3項の規定からして、問題ないのかどうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 特措法の第2条の第3項というのは、この法全体を見ますと汚泥等の除染等の措置の

言葉というんですか、文章の定義と理解をできるのではないかと思います。基準値を超える汚泥の清掃を実施する場合は除染等の措置に当てはまるのではないかと考えております。

また、特措法第17条に定める廃棄物の指定に関する基準というのがあるわけですが、そこについては廃棄物として処分する場合に適用されるんだ、処分するのではなくそのままにしておくことについては廃棄物としてはみなされないと理解しております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 その部分は、特措法第2条第3項の部分は、市長が言った部分、後段の部分です。汚染されているものを拡散を防ぐという部分があるわけです。そのまま放置すればまた移動していつて別なところにまた寄せられてきてとなるわけでありますから、もう2万という数値が出ているならばそこをきちっとまとめてというか、対処しておくということはこの2条3項の拡散を防ぐということに当てはまるなないかということで申しあげたんですが、それはいいです。

それで、コンサル依存の関係は、市長のさっき言ったような関係、これがまさしく実効あるように運用をやっていただきたい。あるいは執行に当たっていただきたいということを申しあげておきます。

それで、市の老人福祉センターの関係でありますけれども、平面図もつくれるという答弁がありました。いつまでどういうものができるのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的にいつまでということは想定しておりませんが、できるだけ早くということ、条件は整っていると御答弁申しあげましたし、できるだけ早くそれは整備をしていきたいと思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 条件整ったということでありまして、これは平成13年に問題提起をし、その後決算議会やなんかで何回となく指摘をしてきておったわけでありまして、これまでわからなかった原因というのはどういうことだったのか。

それから……。

○高橋勝文議長 一問一答です。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど第1問目の御答弁でも申しあげましたけれども、現状の維持管理、現在の維持管理まではこれまでの存在する資料などによって管理が可能だということで対応してきたところありますので、そういうことで改めてというんですか、再度いろんな資料を点検していく中でそういう新たな資料なども手元に見つかったということもありますから、そういうことで具体的な平面図が描けるという状況になってきていると御理解をいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひきちっと財産の管理ができるあるいは施設の管理運営ができるように、万全を期していただきたいと期待をしています。

それから、監査委員にお尋ねでありますけれども、先ほどの答弁はわかりました。しかし、これまた、平成13年に指摘をしているわけでありまして。そして定例監査もあるわけでありまして、この間定例監査ではどのようにこの問題について対応されて、今の人、なかなかやっただけわからないということだと思いますけれども、こういう問題ね、提起していながら監査委員としてはどういうふうにしてきておったのか。今回、こういう調査をする中でわかったなら教えていただきたい。もし

なかったらわからなければわからない、端的にお答えで結構ですけれども、教えていただきたい。

○高橋勝文議長 大沼監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

先ほども御答弁申しあげたんですが、私どもは二つの観点から監査をさせていただいております。

一つは、公有財産台帳によって所管課において市有財産を事細かに確認をし、変化があれば記載をして管理をしているわけでございます。このものにつきまして非常に膨大な量でございますし、私どもこれまで監査をしておりますけれども、抽出監査といいますか、大まかなお話を伺いそれから個別に代表的なものを見せていただいていたという経過がございます。

もう一つお尋ねの実際の配湯管ですか、この件につきまして先ほども申しあげましたように、やはり施設を直接管理するところでその管理、財産を保全するあるいは維持管理していく上で必要なものというのはあるわけですから、それは整備されているものだと認識してきたと思いますし、特にこれまで大きな問題もなく維持管理がなされてきたものと認識をいたしております。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長にお尋ねしたいんですが、議会などでさまざまな問題点が指摘をされ、そして当局もそれに対する対処方針というか対応策が示されます。しかし、ずっと放置されているという問題、これらを議会で答弁したあるいは当局が示したことが常に当局としてチェックをしていくという、このことが今非常に重要だと思います。基本的にはそれぞれの所管課長だと思います。どこで自分のところの関係のやつで議会で指摘されて対応しますと言ったらなったか、どうなったと常に管理職はチェックすると同時に、議会でこういうふうにするわけですから、市全体のもの、これはやはり副市長がきちっと常に目を光らせながら行政の事務のトップとしてやはりやっておく必要があるんだと思います。ここが散漫になっていると、さまざまな問題が出ているんだと思います。市長が何ぼ立派な方針をお持ちになっても行政ですからみんなでやっていくわけですから、その間違いやなにかというのは、私はあつてならないとか、もちろんないにこしたことはないんです。あつたならそこはきちっと正すという、こういう行政みずからが自浄作用働くようなことにすべきだと思いますけれども、このことについて市長の見解をお聞きをして、私の一般質問、終わりたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々行政が御答弁申しあげた内容についてはその表現、言葉についても当然責任があるわけでありますので、そういったことについてはぜひ我々も中のほうで改めてチェックをしながらその実現、言葉の表現の実現、具体的な内容についてチェックをして御期待にこたえるような施策展開に進んでまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 どうも大変ありがとうございました。

以上で終わります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時30分といたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時30分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号11番について、3番遠藤智与子議員。

〔3番 遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 2012年5月21日は歴史的な金環日食でした。月が地球と太陽の間に入り込み、黄金のリングが宇宙の神秘を見せつけました。自然の摂理の中で人として精いっぱい生きるために今いる場所で力を尽くしたいと思います。

それでは質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

通告番号11番、子ども・子育て新システム法案が寒河江市の子育てにもたらす影響を踏まえ、子供たちにとってどんな保育環境で育つことが望ましいのか一緒に考える機会になればと思い質問いたします。

子供子育て政策に大事なことは子ども権利条約がうたっているように子供の最前の利益、これを実現することです。保育指針でも「入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と明記されています。

私たちは子供たちに何を望むでしょうか。元気で思いやりがあって賢く育てほしい。優しく強く明るい心を持ってほしい。金子みすずの詩のように、「みんな違ってみんないい」。そんな一人一人の子供たちが丸ごと受け入れられ大切にされる社会であってほしいとだれもが願っているのではないのでしょうか。

そんな願いにこたえようと多くの保育士は日々子供たちを受けとめ・共感し、ともに生きるというかけがえのない仕事に奮闘しています。マニュアル化できない高度な判断を伴う専門性を磨き、子供たちに寄り添っています。

このような中、消費税増税と一体とされた社会保障改悪法案の一つに、「子ども・子育て新システム関連3法案」の趣旨説明と質疑が、5月10日の衆議院本会議で行われました。この新システムの目的は、「すべての子供への良質な生育環境」の整備というより、ふえ続ける保育需要に対して公費をなるべく支出しないで対応する、つまりは公的責任をなくし保育を民営化する仕組みを構築することにあります。

その内容は、市町村が保育の実施義務を負っている現在の公的補助方式を解体し、介護保険法や障害者自立支援法と同じ直接契約による保育所入所の仕組み、つまり利用者補助方式に転換するものです。

このため、市町村の保育実施義務を定めた児童福祉法第24条を改変し、保育の市場化のため株式会社を初め多様な事業者の参入を認め、その事業から上がる利益を認め株式配当も認めるというものです。利益を目的にすれば、人件費を削減したり保育の質を低下させることに直結します。さらに、同システムではそれぞれの保護者が保育所と直接契約を結ぶとされています。それができなかった場合、保護者は仕事を抱えながらあちらこちらと受け入れてくれる保育所が見つかるまで探し回らなければ

ならなくなります。また、現行制度では保育士の配置基準や面積の最低基準が決められていますが、新システムではその最低基準も取り払うとしています。

私たちはだれもが子供たちを愛し、よりよい環境の中で健やかな成長を願っているはずです。その願いを壊してしまうような「子ども・子育て新システム」は国会を通してはならないと考えます。

保育関係者の反対も日ごとに広がっています。5月13日には東京明治公園に6,000名の親子連れが集まり、法案反対のパレードを行いました。県議会での新システム法案反対ないし撤回を求める意見書を採択しているのは、32議会中24議会で山形県議会も反対を表明しています。山形市議会も同様の反対意見書を採択しています。そのほかにも、多くの保育団体や保護者の会が反対の声を上げています。

以上のことを踏まえ、新システム法案と深くかかわっている以下の諸点について、佐藤市長はどう考えているかを伺うものです。

1点目の幼保一体化について伺います。幼稚園の持つ教育機関としての要素と、保育所の持つ保育機関としての要素を一体的に実施することを目的にしています。新システムでは「質の高い学校教育・保育の一体提供」が言われていて、3歳児以上を対象にした標準的な教育時間を「学校教育」と定め、それ以外の時間や3歳未満児の1日を「保育」としています。「就学準備こそ乳幼児期の教育の最大目的」という視点で、子供が過ごす時間の価値を区別したことは大きな問題です。学校教育を保育より価値のあるものとしていることは、どの年齢、どの時間、どんな遊びも生活もどれも子供の成長に欠かせない大事な学びであるというこれまでの保育観を根底から覆すものです。「学校教育の質」の内容については不明な点が多いのですが、英会話やパソコンなどの特別な内容やオプション的な教育を受けると「上乗せ料金」が必要とされているようです。私は、教育や保育の質はすべての子供たちに保障されるべきものだと思います。そして、何より保育者と子供との間の温かな関係をつくることこそが大切だと思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、新システムで待機児童解消のためとして打ち出されている地域型保育（小規模保育、家庭教育）について伺います。児童1人当たりの面積など現行の最低基準を切り下げるとして、これで子供の安心・安全を守れるのか、保育の質は大丈夫なのか懸念されます。これについて市長に伺います。

3点目は、保護者の負担増と直接契約の問題について伺います。新システムではこども園給付以外の部分については公費補助がなくなることで、保護者の負担がふえてくると考えます。自治体に認定された保育の必要量を超えた場合、自治体の独自の支援がなければ保護者の全額自己負担ということもあり得ます。そして、保護者の職業の形態によっては土日保育や時間外保育などの需要も出てきますが、その場合も特別料金の対象になると思われ、負担が増すおそれがあります。これまで以上の負担を保護者に押しつけることにならないか、これについての見解を伺いたいと思います。

4点目について伺います。児童福祉法第24条では「市町村は保護者の労働または疾病、その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児または幼児または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において保護者から申し込みがあったときはそれらの児童を保育所において保育しなければならない」と、市町村責任による保育所入所の仕組み、保育所への公費補助方式を自治体に義務づけています。ところが、新システムでは自治体の保育実施義務を外し、「こども園との直接契約」「利用者補助方式」にするというものです。市町村は保育の必要性

の認定を行うだけで、認定を受けた子供はこども園や総合こども園と直接契約を結び保育サービスを利用するというものです。

児童福祉法に定めた自治体の保育の実施義務と新システムの実施の責務では、明らかに責任の度合いが違います。希望する保育所に入れないとか3歳未満児の子供を預けるところが近くにないなどという事態が起こっても、保護者と施設側の問題だから自治体は関係ない、苦情も受け付けられないということが起こり得るのですが、佐藤市長はこの問題をどのように考えているか伺います。

5点目の最低基準の廃止について伺います。認可保育所は子供1人当たりの面積や保育士の配置などの保育条件について、国が保育所設置最低基準として定めてきました。2点目とも関連するのですが、地域型保育所や家庭的保育などについては国が定める基準を踏まえ市町村が条例で定めるとされ、保育室の床面積についてはゼロ歳児、1歳児1人当たり3.3平方メートル、2歳児以上が1.98平方メートル以上必要となっていた基準が取り払われ、それ以下でもいいということになります。子供たちが狭い部屋にぎゅうぎゅう詰めになるといふことも起こり得ます。どの程度の面積にするかは都道府県の条例制定と対象自治体の判断によるとされていますが、寒河江市はどういう対応をされるのか伺いたいと思います。

6点目について伺います。新システムでは幼児教育と保育の事業への自治体の義務を外す一方で、民間事業者の参入を積極的に推進するとしています。保育の仕事が自治体の義務から外され、独立採算制や利益追求を目的とした民間事業者が参入してくればどういふことが起きるのでしょうか。現在は、滞納があっても保育に欠けると認定された子供はその状態が続く限り保育を受ける権利があるとして保育所を退所させられることはありませんが、保育所と直接契約を結んで保育サービスを受ける新制度では即退所を求められるようになるおそれがあります。そして、保育料の滞納のおそれのある家庭の子供は、自治体の認定があっても最初から受け入れを拒否されることも起こります。民間事業者は新システムでは独立採算制の事業体であり、利用実績で施設に支払われる公的な給付金と保護者が支払う保育料のみでやりくりすることになります。そのために、効率的なこども園経営が求められ、保育料滞納者への厳しい督促やコスト削減のために人件費の圧縮や保育の質の低下も起こり得ると思われれます。こうした場合自治体はどのような対応ができるのか、私は大きな懸念を持っているのですが、市長の考えを伺い私の第1問といたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは国会に上程されております子ども・子育て新システム法案について6点ほど御質問いただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

3月31日に御案内のとおり子ども・子育て支援法案、総合こども園法案並びに関係法律の整備等に関する法律案の3法案が閣議決定をされて、現在衆議院において審議がなされているわけであり、この3法案の趣旨につきましては先ほど御質問の中でも述べられましたが、すべての子供の良質な成長環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としております。子供・子育て支援の関連制度及び財源を一元化した新しいシステムを構築をして質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡大、さらには家庭における養育支援の充実を図るものとされているわけであり、

6点目の第1点目ではありますが、幼保一体化についてお答えをしたいと思います。この幼保一体化

というのは、子供子育てに関するサービスの給付システムの一体化と仮称総合こども園の創設による施設の一体化を推進をして、小学校就学前のすべての子供に質の高い幼児教育の学校教育及び保育を保障し、子供の良質な成長環境を整えていくことを目的とするものと理解をしております。

具体的には、新システムにおいて保育所・幼稚園が児童福祉施設と学校の両方の法的位置づけを持つ総合こども園に移行することによって、保育士資格と幼稚園教諭の免許状を併有する保育教諭が配置されることになるとなっております。このことによりまして、従来保育所に通っていた子供についても質の高い学校教育が制度的に保障される。従来幼稚園に通っていた保育を必要とする子供さんについても、質の高い保育が制度的に保障されるということになります。すべての子供に対して質の高い幼児期の保育、学校教育が保障されるということでもあります。

法案が成立をし、新システムがスタートするということになりますと現在の認可保育所は一定期間後に総合こども園に移行することが義務づけられるということでもあります。幼稚園につきましては、補助制度など政策的な誘導により総合こども園への移行を促すということになっているようでありませ

す。また、御指摘にありました上乗せ料金につきましては国が定める基準に基づいた学校・保育の活動の一環であるものに限られ、限定的であります。保護者の過度な負担にならないよう一定の基準を設けるということにされているところであります。寒河江市といたしましては国の動向を見きわめながら今後の対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、待機児童の解消について御質問がございました。新システムにおいては、子供の安全や保育の質を確保するために一定の要件を満たした施設を指定して参入を認めるということにされているわけでありませ

す。法案が成立しシステムがスタートするということになりますと、市町村ではニーズ調査等を踏まえた事業計画の策定や指定基準の条例化などを行うこととなるということでもありますので、御指摘の子供の安心・安全、保育の質などの点につきましては、その段階において市として十分検討していかなければならないと考えているところであります。

3点目でございますが、保護者の負担増と直接契約の問題について御質問がございました。サービスを利用した場合の利用者負担については現行制度の水準を基本として利用者の負担能力に応じて設定するということにされておりますので、基本的には直接契約となることで保護者の負担の増になるということはないものと理解をしております。御指摘のような点について具体的にどうなるかということでは現時点ではまだ把握できておりませ

す。今後情報収集をしながら鋭意努めてまいりたいと考えているところであります。

また、利用手続の面につきましては直接契約になっても情報提供や利用調整、相談への対応などを市町村がきちんと行い、保護者の保育所探しや利用契約の締結を支援するというところになってい

るところであります。また、ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子供さんについては、保育の必要性の認定を行う際に優先利用の認定を行い優先的に施設と契約を結んでいただけるようになるということに聞いております。いずれにいたしましても、サービスを利用するに当たって経済的な面や利用手続などの面で保護者の皆様の負担増になることのないようにしていかなければならないと考えているところであります。

4点目でございますが、児童福祉法第24条の廃止と自治体の責任と義務について御質問がございました。新システムの導入に伴いまして、児童福祉法第24条は保育を必要とするすべての子供に対し必

要な保育を確保するための措置を講ずる全体的な責務を市町村に課す内容に改正されているわけであり、また、虐待事例など特別に支援が必要なお子さんに対しては、市町村は利用の勧奨のほか、新たな入所の措置を行うことになるわけであり、さらに、施設、事業者との連携・調整を図るなど、市町村は引き続き保育の保障に係る中心的な役割を担うということになっております。

こうしたことから、新システムにおいても市町村は制度運営の中心的な役割を担うわけでありまして、安心して子供を産み育てられる環境づくりに市町村としてはより一層取り組んでいかなければならないと認識をしているところであります。

次に、5点目でありまして、最低基準の廃止による保育の質についてお尋ねがありました。最低基準につきましては、「児童福祉施設の入所者が明るく衛生的な環境で素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の指導により心身ともに健やかに育成されることを保障すること」を目的として国が定めているわけでありまして、現行制度における設備や職員配置の最低基準を定めたものと理解しております。新システムにおいては、事業者の指定基準は現行基準を基礎として国が基準を定めそれを踏まえて最終的に市町村が条例で定めるということであり、また、学校教育及び保育の質の確保・向上の観点から、今後現行の職員配置基準の引き上げを検討すると言われております。

現段階においては具体的な国の基準案についてまだ示されておりませんので、今後も国の動向を注視していかなければなりません、いずれにしましても事業者の指定基準を条例で規定するに当たりましては、サービスの低下を来すことがないように最善の努力をしていかなければならないと考えているところであります。

最後に、企業の参入と市場化によるさまざまな影響について御質問がございました。新システム法案においては、保育サービスの質の確保を図りながら量的拡大を図り利用者のニーズに応じて選択できるシステムとするために、「指定制」の導入により学校法人や社会福祉法人に加えて一定の基準を満たす株式会社、NPOなどさまざまな事業主体の参入を認める内容となっているところであります。

先ほども申しあげましたが、事業者の指定基準については国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めるということになっているわけであり、また、指定及び指定後の指導監督権限も市町村に与えられるという内容になっております。

こうしたことから、事業者を指定する段階での十分な審査及び指定後における定期的な立入検査や基準遵守の勧告、措置命令さらには指定取り消しなどの権限などを行使しながら十分な指導監督を行うことによって、サービスの質の低下を来すことがないように努めていかなければならないと考えております。

先ほども申しあげましたが、利用者負担金につきましては利用者の負担能力に応じて決定をされるということであり、利用者の理解と協力のもとに納入していただけるよう努めていかなければならないと考えているところであります。御指摘の点につきましては、現在国のほうでも検討中ということですので、情報の収集に努めてまいりたいと考えておるところであります。

御質問のあった件については現段階でお答えできる範囲でお答えを申しあげたところでありますが、制度の詳細がまだ不明な点がござい、情報収集に努めているところであります。いずれにいたしましても、寒河江の子供たちがよりよい環境の中ですくすくと成長することを願う気持ちは同じでありますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、全国市長会におきましても去る3月6日付で、国に対し今後制度の詳細の検討に当たっては

自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分に反映されるよう要請を行ったところでありますので、申し添えさせていただきたいと思ひます。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○遠藤智与子議員 1問に対しましての市長の答弁、ありがとうございました。

まず、この間の経過を見てみたいと思ひます。国はこの間、1984年までは保育所運営費の8割を負担していましたが、相次ぐ改悪で国の負担を5割まで引き下げて自治体に負担を押しつけました。2004年からは、公立保育所に対する国庫負担金をすべて廃止し、一般財源化しております。しかも、同時に進められた地方交付税の大幅削減が地方財政を圧迫し、公立保育所の民営化にも拍車がかかりました。そして今、子育て支援の充実を図るとして、消費税増税を押しつけてきました。今まさに、この社会保障と税の一体改革が国会を通るかどうかの瀬戸際となっております。

そこで、先ほどの市長の答弁の中でよりよい保育をしていきたいという気持ちは同じだとおっしゃいました。そのお気持ちは大変ありがたいのですが、この子ども・子育て新システムを国会を通ることによって本当によりよい保育ができるのか、ここで一緒に考える場になればと思ひて質問いたします。

まず、私は1回目からの一般質問で子育て対策について政策について、地域の人たちが自分の地域に希望する保育所にすべて入れるようにということで再三質問させていただきましたが、この地域性といひますか、にしね保育所だったらにしね保育所、西根の住民だったら西根の保育所、自分のおうちの近くに入りたいというこの保護者の要望はかなえられるのでしょうか。その点まず最初にお伺ひしたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは、当初から子供たちが、地域の中で育っている子供たちがその地域の中で保育所に入れるようにという保護者の皆さんからの要望を何とかしてほしいという御質問を再三いただいているところでありますし、我々としてもできるだけそういう地域の要望もかなえていくようにいろんな形で配慮をしながらまたそういう手だてを講じていくということでこれまで来たところでもあります。それと一方で、待機児童の問題もこれまで過去にも寒河江市内においてもそういう現象が出ている状況でありますので、そういったところも解消していくということで、いろんな手だてを講じながらまたゼロ歳から3歳未満までの保育が必要とする子供たち、保護者の皆さんの要望にもこたえていくという形で民間の事業者の皆さんにも加わっていただくという形で整備をしてきたところであります。できるだけ、そういう形で地域の皆さんからその地域の中での保育に入っただけするように努力をしていきたいと思ひているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 保護者が今以上に困ることのないように、ぜひ力を尽くさせていただきたいと思ひております。そして、先ほど答弁の中でも優先利用、障害を持っている子供さんや虐待のおそれのある

子供さんたちが優先に入れる利用があるのだというお話でございましたけれども、これは保護者の方が市に認定して、市では認定書を配付いたしますが、その認定書の中に保育が必要な事由、それから利用時間の区分、短時間か長時間か、それからまた、先ほど出ましたひとり親家族や虐待のおそれのあるなどを理由にした優先利用、それから所得の多い少ないで判断される保護者負担の区分というのが記載されるようになるということです。これでは、家庭の状況がその認定書により容易にわかってしまい、プライバシーの問題も心配ですし、逆にいろんな企業が参入いたしまして株の配当も認めるという状況にもしものなった場合、そういう優先利用、大変な子供は受け入れないというような事業者も出てくるやもしれないという懸念を持っております。

それで、手続も大変煩雑になって、認定結果が出るまでに時間がかかり申請から原則30日以内となっております。そして、現在8時間もしくは11時間近く保育が利用できた子供たちが、親の就労時間次第では短時間区分と認定され利用時間が短くなる、必要な保育が利用できなくなる可能性があるというんですけれども、この辺についてどのようにお考えなのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども概括的にお答え申しあげましたけれども、この優先利用の認定を受けられた子供さんや障害を持つ子供さんなどの特別な支援が必要な子供さんについては、市町村がやはり可能な限り施設あるいは事業者の方とのあっせんでありますとか、利用の要請などについて積極的に役割を果たしていくということで、そういう不安や懸念というものを払拭をしていく役割をこれまで以上に取り組んでいかなければならないと思います。

市町村の役割というのは、このシステムの発足になると今まで以上に市町村の役割というのが重要になってきて我々自身も今まで以上にそういう責任が出てくるのではないかと思っているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 今まで以上に責任が重大になるという認識でいらっしゃるということは、大変心強いと思います。ですが、この児童福祉法第24条の中に、保育に欠ける子供を保育しなければならないという義務、これが責務としてすりかえられております。これは義務の場合ですと法的な処分ですとか義務を実施しなかった場合きちんとした判定、基準がされるんですけれども、これが責務となった場合、やはり義務と責務では大変な差が生じてくるのではないかと懸念しているのですが、ぜひこれも市長の先ほど来の今まで以上に責任が重大になるという言葉は私よりどころといたしまして、今後ずっと見守っていきたいと思います。

それで、実際に事業を株式会社、いろんな会社が参入されてまいりますと実際どういうことが起きるかという例として挙げたいと思います。

都会と寒河江市では違う状況もございますが、この制度が一たん通ればこういうことも起こり得るのだという一つの事例としてお聞きいただきたいと思います。

まず、東京都中野区立打越保育園は民営化により営利企業であるピジョンハーツ株式会社に委託されました。その保育園では言うことをきかない子供には手を上げどなるなど力を使って子供をコントロールするというのがなされていまして。手のかかる子は虐げられ集団からはじかれるという状態が生まれたということです。そして経費を削るために会議や研修なども非常に少なく、子供たちについて話し合う時間がないため保育士同士の連携がとりにくく子供の状況も把握しにくく、ミスを誘発し

ているという状況があるそうです。

子供は商品ではありません。子供と保育士の愛着関係や信頼関係を深めたつぷりと時間をかけ、一人一人異なる発達の仕方に手を差し伸べその子なりの成長をじっくり見守るという本来の保育のあり方が壊されている事例があります。

例えば、利益が上がらないからと撤退されたら、保育を必要とする子供たちが突然行き場を失うことも考えられます。介護の分野のコムスンのような例もございます。子供の立場に立って現行制度を守り拡充してほしいと私は望むのですが、この点についてどのようにお考えになるでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お聞きするところというんですかね、現在の制度でも株式会社による認可保育所の経営というのは可能だそうではありますが、新システムでは先ほども申しあげましたとおり国のほうで客観的な基準を設けて、そして参入する場合は行政がきちっとチェックをしながら、その守らない事業者に対してはいろいろ制裁措置を講ずるということの中身に今なっている聞いておりますから、我々としてもそういったところできちっと、迷惑をするのは子供であり保護者でありますから、そういったことが万が一にも生じることがないようにやはりきちっと監視をしながら、そして基準を遵守していくようにしていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ、その言葉を信じていきたいと思っております。

それで、もう一つの例を挙げますが、東京のこれまたある企業の保育園なんです、多様なニーズにこたえるために、入園はいつでも結構です、朝食350円、昼食500円、夕食600円、おやつは150円、入浴シャワー料として300円、そういう例もあります。子供や親がともに育ち合っていくという保育の場がなくなって単なるこれでは預かり所になってしまいます。こういうことも起きないよう、ぜひとも目配り・気配りを強めていただくということをお願いしたいと思えます。

それで、この保育料なんですけれども、認定された時間以外に利用できなくなり、例えば利用した場合それも上乗せ料金となったり、それからパソコン、1間でも述べましたとおりオプション的な保育、教育を望みたいとなるとその基本料金より以上にお金がかかってしまう、そしてお金によって保育に格差が生まれてしまう。これは子供にとって不幸なことだと思いますが、このような保育料の格差についてどのように思われるでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたけれども、基本的な基準、最低基準と言っているんですかね、国のほうでは。そういう最低的な基準についてはきちっと国のほうで定めてそれを市町村が条例化していくという、全体的にそういう仕組みでありますし、逆に今お話しにもなりませんでしたが、上乗せ料金的な発想もありましょうが、逆に値下げダンピングというようなことで価格競争的なものも、国のほうではそういう心配もしているというところもあります。そういったところである程度価格基準というんですか、基準について示して、そういう不適切な競争あるいは保護者の負担増ということがないようにしていくということですから、我々としてもそういったことを国の考え方を踏まえて対応していくとしたいと考えております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 値下げが心配されるということでしたが、保育がお金によって差別されるという大

きな仕組みそのものは同じだと思います。これでは子供たちはかわいそうだと思います。

そして、その保育もお金次第だ、教育もお金次第だとなっていっていったら、子供たちはどのようになるのでしょうか。例えば、保育時間の認定、短時間、長時間ありますけれども、例えばある1日にだれちゃんは短時間で午前中、だれちゃんは午後から、だれちゃんは1日と時間で区別されますと子供たちが保育を利用する時間がばらばらになりまして、集団での生活とか遊びは大変困難になると思われます。例えば、保育というのは集団の場でみんなと同じ、例えば、給食がおいしい、おやつがおいしいね、そういう一つの場所で一つの時間で共有して育ち合っていくわけです。それが時間の区分によってばらばらにされて、もっとだれちゃんと遊びたいのにだれちゃんはもう帰る時間だ。その1日の保育時間がばらばらにされます。そしてこの中でいきますとパートの保育士もふえ、保育士も1日に何回も入れかわるという状況も生まれかねないということです。これでは、保育が今まで保障されてきた保育がないがしろにされると思うのですが、私はこのような弊害を生む子ども・子育て新システムはしないほうがいいと思うのです。

先ほど市長は、さらに高い保育の質、教育の質が求められるだろうとおっしゃいましたが、本当にそうなのでしょうか。情報を収集するというので、広く深く情報の収集にも努められて、私はこの制度、踏ん張って国会を通さないことのほうが子供のためになるのではないかと思います。

それで、これに対するいろんな団体の行動やら考え方やら表明しております。まず、一般社団法人の保育会の方、それから日本保育学会、保育政策研究委員会などが八つの疑問としていろいろな見解を出しております。そしてさらに、日本弁護士連合会、その方たちも子供の健全な育ちを保障できないとして表明しております。私はこのように全国の多くの議会で県議会、市議会も含めまして3月31日現在で200以上の意見書も出ておりますので、これは私そのような立場でこの子ども・子育て新システムを通さないという立場で一緒に行動していけたらと思っております。

日本の保育士の労働は、世界的に見てもとても大変だと思います。3歳児、日本は保育士1人に対して20名です。ですが、ニュージーランドは6名、アメリカは7名、フランスは8名と、もう断然に日本の保育士はかなりの労働を強いられていると思いますが、先ほど答弁の中にもそういう基準を引き上げていくこともできるのだという内容があったと思いますが、このような状態で本当に基準を引き上げていくことができるのか、お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からはいろいろな現状について御指摘をいただいているわけでありましてけれども、やはり保育所あるいは幼稚園もそうだと思いますけれども、入る以前と入ってからでは子供たちの育ちというのは随分変わってくる、集団生活の中でいろいろと他人との協調でありますとかそういったことを学んでいながら成長していくということをつぶさに感じるわけでありまして、そういった現在の保育所あるいは幼稚園のあり方というものはやはりこれからも必要でありますし、できるだけその集団生活を営めるような環境をつくっていくことは必要だと思います。ただ、保護者の皆さんのいろんな事情があって、朝早くからとか夕方遅くとかそれぞれの状況がありますから、なかなかその点については我々としてもそれぞれの保護者の皆さんの要求にこたえていくということも、やはり我々の仕事かなと思っております。

それから、このシステムのいろんな、国のほうでも説明会がなされているわけでありましてけれども、先ほど申しあげました職員の体制などについてもできる限り今の基準を維持しながらそして職員配置

基準などについては引き上げを検討していくということを表明しておりますから、我々としてもそこは充実をして子育ての環境あるいは勤務環境というものもあわせて充実が図られるものと思っているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 国が保育配置基準の引き上げを望んで、決めているということでございましたけれども、私の今まで見てきました資料の中ですと、例えば地域型保育所、家庭保育、保育ママですとかベビーホテルですとか、そういう認可外の施設、そういうところでは、国が基準を定めその詳しい内容は都道府県が政令で定め市町村が条例化できるとなっているわけですが、ただでさえ世界の水準の中で低いこの子供1人当たりの床面積、これが取り払うとなればさらに1人当たり3.3平方メートルゼロ歳、1歳児、2歳児以上は1.98平方メートル、これ以上なくてもできると、下げられる可能性だってあるわけです。そうした場合に、本当に市はそういう事業者、株式会社の指定をすとなっておりますが、このところで本当の意味で子供たちにとってのセーフティーネットが張られるのかさらにお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としてはいろんな角度から事業を推進していくということは、将来的には必要なことでございます。それはなぜかといいますと、先ほど議員も御指摘ありましたけれども、希望する保育環境にこたえていくということもやはり大事であります。御案内のとおり、寒河江市内ではほとんど待機児童は少なくなってゼロということになっておりますけれども、地域によってはそういうことが出てきている、若干のアンバランスも出てきているということでもありますから、そういったところのバランスを確保していきながら環境をよくしていくということが必要だと思います。

現在は、御案内のとおり指定管理者のほうにお願いをして2カ所の保育所について運営をさせていただいているわけですが、大変地元の方からも我々としては好評を得ているのではないかと思います。そういったノウハウ、民間のノウハウも活用するということは、やはり福祉全体にとっても意義あることではないのかと思っておりますが、先ほど御指摘のとおりやはり水準を低下をさせるあるいはいたずらに競争を刺激するということがあってはならないと思えますし、全体として福祉の水準を向上させるという観点から、やはりそういう意味ではしかるべき適正な民間事業者の人に参入していただくことについてはやむを得ないのではないかと、それは推進すべきなのではないかということも考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 現在、寒河江市内の保育施設、保育士も保護者も大変頑張っております。指定管理者の方も精いっぱい仕事なさっております。ですが、その中の保育士のパート・臨時職員は正規よりも多いということですね。これでは、先ほど一番最初に言いました公立保育所の民営化がこれからどんどん進んでいくのではないかと懸念があるわけです。そういった場合に、保育士の労働のあり方、それから保護者の負担にならないあり方、そういうことをぜひとも考えていただきたいと思えます。今現在の寒河江市の保育施設で働く方に何名かお会いしてお話を伺ってまいりましたが、こんな子育て・子どもシステムを通したら子供が本当にかわいそうだと言って私がしゃべるのを遮るようにしてしゃべっておられた、そういう方もおります。ですので、今からこの子ども・子育て新システムに乗じて民営化を進めるという立場ではなくて現行制度の拡充で子供たち、保育士、保護者の

要望を拡充していただけますように、実現していただけますようお願いしたいと思うのです。

地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。自治体の仕事というのは、国がひどい仕打ちをしてきてもそれに立ちはだかって防波堤の役割を果たすことだと私は思います。どうか、この考えに依拠してこれからの子育て支援、ますます力を入れてくださるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。一緒に子育て支援、頑張ってくださいませう。ありがとうございました。

散 会 午後1時31分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成24年第2回定例会

平成24年6月7日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長

安孫子 政 一 情報観光課長
阿 部 藤 彦 子育て推進課長
丹 野 敏 幸 水道事業所長
荒 木 利 見 教 育 長
月 光 龍 弘 生涯学習課長
大 泉 辰 也 監 査 委 員
事 務 局 長

那 須 吉 雄 健康福祉課長
横 山 一 郎 会 計 管 理 者
(兼) 会 計 課 長
安 食 俊 博 病 院 事 務 長
工 藤 恒 雄 学 校 教 育 課 長
大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員

○事務局職員出席者

丹 野 敏 晴 事 務 局 長
佐 藤 利 美 総 務 主 査

佐 藤 肇 局 長 補 佐
兼 子 亘 総 務 係 長

議事日程第4号

第2回定例会

平成23年6月7日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- // 2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- // 3 議第45号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- // 4 議第46号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- // 5 議第47号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- // 6 議第48号 寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- // 7 議第49号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- // 8 議第50号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更について
- // 9 議第51号 市道路線の認定について
- // 10 議第52号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- // 11 請願第2号 村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願
- // 12 質疑
- // 13 予算特別委員会設置
- // 14 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、承認第2号から日程第11、請願第2号までの11案件を一括議題といたします。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第12、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

承認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 このたび、指定管理者指名のことなんですけれども、3,000万円ばかりかけて改修したわけでありまして。

指定管理者、3名ほどなるような感じしますけれども、この施設に対して児童や親がいるわけでありましてけれども、それに対して採用する、指定管理者の採用する人、幼稚園の免許証というか教員の免許というのを持っている人を採用にするのかどうかであります。

なぜならと思いますけれども、私安定所に行ったならば学童保育、クラブやっておりますね。それに対して教員の免許というか幼稚園ですか、保育所の免許を持った人を募集しておりましたので、寒河江市では指定管理者を導入するわけでありましてけれども、どのようなことをなされるのかであります。その辺をお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答え申し上げます。

お話がありましたように、総合子どもセンターということで指定管理者のほうに管理運営をお願いするというございますけれども、職員の採用につきましては指定管理者たるその事業者が最終的には選考するということになりますけれども、指定管理に付するに際して特に教員とかそういう資

格ということは想定しておりません。やはり、子育てに関して知識と経験を有し、そして意欲のある者ということで、現行の補助事業等につきましてはそのような条件になっておりますので、今申しあげましたようなことで指定管理者のほうで具体的に採用するようになると考えております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、子供さんと親もついてくる、そのほかのお子様も来るはずでありますし、当然指定管理者に人選が採用されるわけでありましてけれども、ぜひそういう資格を有する者に基準が必要じゃないかなと思うんです、私なりに。その辺の明白に、指定管理者に強く申し入れる必要があるんじゃないかと思えます。当然、市の施設でありますし、その辺のことも十分認識してもらいたい。学童保育、放課後にやっているところは教員の免許、幼稚園の免許や保育所の持っている人を募集しておりました。やはり同じようにその辺のことも認識しなきゃならないんじゃないかなと私思うんです。やはり、市長が提案者でありますし、その辺のこともどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 学童クラブ等については保護者の自主的な運営ということになっておりますので、それぞれのクラブにおいて職員を採用しているわけでございます。子育て支援センターにつきましては、現在補助事業等で県内でも80カ所ほど実施されておりますけれども、その要綱には必ずしもそういう資格がなければならぬということはありません。

先ほども申しあげましたように、子育てに関して知識と経験があつて、そして意欲がある方ということで指定管理者のほうで採用してくれればよいと考えております。御理解をいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。概括的な質問にとどめてください。

○佐藤良一議員 では、指定管理者の市のセンターでやるわけでありましてけれども、その指定管理者の運営して委託している、指定管理者が運営するわけでありましてけれども、そのときの事故、起きた場合はどこで責任をとるのか明白にお願いしたいと思います。

○高橋勝文議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 第一義的には指定管理者ということで責任をとるようになるかと思えますけれども、故意とか重大な過失というようなことでなくて起こった事故という場合には最終的には協議をしながら処理をするとなろうかと思えますけれども、第一義的には指定管理者たる事業者が責任を負うと考えております。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第51号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第52号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第13、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第45号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○高橋勝文議長 日程第14、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	承認第2号、承認第3号、 議第49号、議第52号、 請願第2号
厚生常任委員会	議第48号、議第50号
建設経済常任委員会	議第46号、議第47号、 議第51号
予算特別委員会	議第45号

散 会 午前9時40分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成24年6月12日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第 5 号

第 2 回定例会

平成 24 年 6 月 12 日 (火曜日)

午前 10 時 00 分開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 45 号 平成 24 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑、討論、採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
〃 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
〃 6 議第 49 号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
〃 7 議第 52 号 町及び字の区域並びに名称の変更について
〃 8 請願第 2 号 村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願
〃 9 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 10 質疑、討論、採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第 11 議第 48 号 寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
〃 12 議第 50 号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更について
〃 13 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 14 質疑、討論、採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第 15 議第 46 号 平成 24 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
〃 16 議第 47 号 平成 24 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
〃 17 議第 51 号 市道路線の認定について
〃 18 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 19 質疑、討論、採決

〃 20 議会案第 6 号 村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出について
〃 21 議案説明
〃 22 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、発言訂正の許可について申しあげます。

阿部子育て推進課長より発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 おはようございます。

6月7日の本会議において、議第50号に対する佐藤議員の質問に対し、施設の管理運営上の責任について第一義的には指定管理者にあるとお答えしたところであります。

これは施設の管理運営について指定管理者にも責任を負ってもらう必要があり、故意または重大な過失があった場合には後日市から賠償額の求償を行うことになることからこのように申しあげたところであります。

しかし、先日の答弁では、指定管理者が管理運営する施設で生じた事故等について市には責任がないとの誤解を招くおそれがありますので説明を補足させていただき、第一義的には指定管理者にあるとの答弁を、市の施設における事故等については市が責任を負うと訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○高橋勝文議長 ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、去る6月11日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は議会案第6号の1案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第20で、議会案第6号を上程した後、日程第21で議案説明、日程第22で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第45号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

6月7日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第3、これより、質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第45号に対する委員長の報告は可決であります。

本案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第4、承認第2号から日程第8、請願第2号までの5案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第9、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

- 辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申しあげます。

本委員会は、6月7日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第2号、承認第3号、議第49号、議第52号、請願第2号の5案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「固定資産税課税に関する経過措置に係る旧条例附則第9条第2項について10分の8から10分の9になるので、実質値上げになるのではないか」との問いがあり、当局より、「基本的には若干の値上げになります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「1階が工場で2階が住居の場合どのように課税しているのか」との問いがあり、当局より、「居住用として使っている部分あるいは貸している部分についてもすべて現場を調査して課税をしております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「寒河江市内に避難している方で、被災住宅用財産に係る譲渡期限延長の特例が該当する人は何人いるのか」との問いがあり、当局より、「寒河江市に住所を移した方で平成23年度分の住

宅の雑損控除を提出した方が7名ほどいるので、その7名が7年間の間に住宅用財産を処分した場合に適用されるというように考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号町及び字の区域並びに名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「木の下地区に住んでいる人でほなみという名称より前のほうがよかったという人への対応について」の問いがあり、当局より、「字の名称の変更につきましては、これまで土地区画整理組合並びに市のほうで一体となって地権者、借地権者や住民の方に事前に説明をして了解を得ているということでございます」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より、「ぜひこの請願を採択して、関係機関に意見書として提出していただきたい」との意見がありました。

討論を省略して、採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって、議会案を提出することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第10、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。承認第2号、承認第3号、議第49号及び議第52号並びに請願第2号の5案件を一括して採決いたします。ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも承認、可決及び採択であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第3号は原案のとおり承認とし、議第49号及び議第52号は原案のとおり可決とし、請願第2号は採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第11、議第48号及び日程第12、議第50号の2案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第13、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月7日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第48号、議第50号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第48号寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「総合子どもセンター運営委員会の構成委員はどうなるのか。センター利用者の声をどのようにとらえるのか。また、利用者を運営委員のメンバーに入れる考えはあるのか」との問いがあり、当局より、「運営委員会は児童関係者や学校教育関係者、公募委員等で10名以内を予定しています。定期的にアンケートをとるなどして、利用者の声を大切に運営を行ってまいります。利用者の代表については公募委員の中で運営委員に選出してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「毎日、総合子どもセンターにつくスタッフは何名なのか。また、愛称公募の応募状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「子育て支援センターは3名の指導員と管理者、児童センターは2名の構成ですが、交代勤務ですので子育て支援センターは2名、児童センターは1名の勤務になります。愛称については、県内外から288件の応募があり、間もなく決定になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「寒河江市立児童センターの指定管理者を社会福祉協議会に決定する際に、どのような条件をつけたのか」との問いがあり、当局より、「現在、指定管理者として委託している児童センターと一体的に運営できることから社会福祉協議会に一括して管理運営を委託するものです」との答弁がありました。

委員より、「これまで市として行ってきた体制を社会福祉協議会に委託することから、それなりの資格を持つ人を勤務させるよう指定管理者に指導すべきではないか」との問いがあり、当局より「多

様な人材を採用できることから、あえて資格要件は設けておりません」との答弁がありました。
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

- 高橋勝文議長 日程第14、これより質疑、討論、採決に入ります。
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり
これにて質疑を終結いたします。
討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
議第48号及び議第50号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。
2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。
よって、議第48号及び議第50号の2案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

- 高橋勝文議長 日程第15、議第46号から日程第17、議第51号までの3案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第18、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。
〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕
- 工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。
本委員会は、6月7日委員全員出席し開会いたしました。
付託されました案件は、議第46号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）及び議第51号市道路線の認定についての3案件であります。一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。
初めに、議第46号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
主な質疑を申し上げます。

委員より、「非常時に電力を供給する施設の概要について」の問いがあり、当局より「電力規模は45キロワットで太陽光パネル両面型を180枚設置する予定です。有事の際、夜間に汚水管渠に汚水のため、日中にその電力でポンプを回して排水するという計画になっています」との答弁がありました。

委員より、「有事以外にこれを使うことは可能か」との問いがあり、当局より、「通常は下水道施設の維持管理のために太陽光発電を消費させていただきます。年間の電気料の約1割、250万円程度を賄えると思います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「補助額の470万円の算出方法について」の問いがあり、当局より、「今年度の浄化槽は60基を予定しております。これまでの申請数で案分し、それを5人槽・7人槽にそれぞれ案分率を掛け、端数を切り捨てた金額が今回の補正額になります」との答弁がありました。

委員より、「もし60基を超えた場合、県からの追加補助はあるのか」との問いがあり、当局より、「県の担当者は「議会があるので何とも言えないが、基本的には補正をしても取り組んでいきたい」ということを聞いています」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「今回の認定箇所は地元からの要望ということだが、道路が狭く拡張しなければならない区間の地権者も要望者の中に入っているのか」の問いがあり、当局より「3名いらっしゃいますが、3名とも今回の要望者として署名捺印をさせていただいております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第19、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第46号、議第47号及び議第51号の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号、議第47号及び議第51号の3案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第20、議案第6号を議題といたします

議案説明

○高橋勝文議長 日程第21、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第22、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第6号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時31分

○高橋勝文議長 これにて、平成24年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成24年第2回定例会

平成24年6月7日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	月光龍弘	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会予算特別委員会
平成24年6月7日(木曜日) 本会議終了後開議

開 会

日程第 1 議第45号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時55分

○内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○内藤 明委員長 日程第1、議第45号を議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議
ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する

る質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

議第45号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。新宮委員。

○**新宮征一委員** 今の委員長の方から、関係する委員会、所管のものについては極力控えるように、そしてまた直接予算に関係ある部分に対しての質疑ということの話がありましたけれども、ちょっと基本的かというと、ちょっと不思議に思った点があるので、質問させていただくんですが、今回の補正予算を見ますとほとんどが追加予算であります。先ほどちょっと、子育て支援センターのことで本会議で質問あったわけですが、そこで386万1,000円、報酬の減額補正が組まれております。これ1件だけで減額補正というのはいないんですね。

これは当初、報酬でやっていくつもりのもので、指定管理者に委託すると、したがって920万円の委託料を盛り込んだためにこの減額補正だと理解できるんですね、これは。

私がお聞きしたいのは、必要でなくなったものは当然このように減額補正を組むというのが基本だと思うんです。私がお聞きしたいのは、3月議会でもいろいろ問題になりました。いわゆる、第1款の議会費の中で、これ委員長よろしいですか、ここにはちょっと載っていない部分なんだけれども、基本的な部分なので発言させていただきたいんですが、よろしいですか。

○**内藤 明委員長** どうぞ。

○**新宮征一委員** 要するに安東市からの議員の招聘事業、209万8,000円、当初の予算に盛られました。いろいろ問題があって協議をして、しかし最終的にはあのまま予算は通ったわけでありましてけれども、4月に入って議会のほうではこの事業はやらないと年度中に、少なくとも今年度中にやらないということが決定されているわけですね。したがって、この209万8,000円というのは不要な金になってくるわけです。

これ何で今回減額補正されなかったのか、その理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

○**内藤 明委員長** 財政課長。

○**奥山健一財政課長** お答え申し上げます。

補正予算につきましては、原則緊急にしなければならない事業に対して補正を組んで対応しているようなところでございます。

今、新宮議員がおっしゃられた減額補正については、当然にしていずれは減額しなきゃならない予算だとは思いますが、基本的な考え方としまして緊急に何かしなければならぬ、支出に重点を置いたということになればちょっと語弊がありますが、そういうふうな考え方でありましたものですから、減額補正については今回はしなかったところでございます。

○**内藤 明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 原則としてというの、それは当然執行部の皆さんの立場からすれば3月の議会で予算を計上して6月議会で減額するというのは非常に心苦しいという部分、これは体面的なものがあると私は理解できるんです。しかし、前にも申しあげましたように、これはしないとはっきり決まったわけですよ。209万8,000円というのは予算から要らないんです、今年度は。

非常に財政が厳しい中で、予算を有効に使うと、そういう観点から考えた場合には、これは当然はっきりしたものは減額して、ただ現行のままですと、例えばその金を側溝整備に向けるなんてできません。当然できないわけですから。側溝整備あるいは用悪水路の整備、いろいろたくさん要望がある

わけですよ。しかし限られた予算の中でなかなかそれが思うように進まないという実態があるわけですよ、実態は。

であれば、今課長の答弁というのは私も理解できないわけではないんです。しかし、これまでのいわゆる慣例に沿ってどうだとかあるいは原則的にどうだとか緊急を要するとか要しない、そういうふうなものじゃなくて、限られた予算を有効に使っていかなければならないという時代だと思うんです。これまでの慣例に沿ってすべて前に進まないなんていうことでは、私は行財政改革の最たるものだと思う。行革というのは何も節約することだけが行革じゃないんですね。やはり時代が変わっているわけですから、ましてや今、財政が厳しい。こういう状況にはその予算を有効に使うと、全額、予算全体を、そういう角度からいけば、これ何で3月まで凍結したまま、その予算をほうっておく、棚上げしておくんですか。

そうじゃなくて、緊急を要する、しないんじゃないかと、はっきり要らないと決まったものであれば減額補正をして、ほかの例えば8款の土木費だったら土木費にそれを追加補正して、それを有効に使う、そのぐらいの柔軟性を持ったとらえ方でないと、今の社会には私は逆行するんでないかと思いません。

また、今回歳入の部分になるわけですけども、市債も起こしますよね、6,350万円ですか。こういうものも例えばさっき言った200万円なんていうの減額すれば市債を200万円少ない数字で起こしても間に合うと思うんですよ。したがって、基本的にそういう部分、これまではこうだからというのではなくて、行革という大義名分からいってもやはり柔軟性を持った方向に今後はやるべきだと思うんですが、御見解を承りたい。

○内藤 明委員長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 私のほうからは姉妹都市交流担当という立場のことでお話をといたしますか、答弁させていただきます。

私のほうでも、財政課のほうにも実はお願いをしたんでありますが、3月に予算が通りまして姉妹都市のほうでも予算は恐らくホームページ等でインターネット等で見ています。寒河江市では今回議員を招待するんだなということが思っていたと思うんです。寒河江市の議会として安東市の議員を招待するということを思っていたと思います。それで、予算も通った。その中で6月に寒河江でも呼びませんから、呼びませんということちょっと姉妹都市間の儀礼的なことからちょっと言いづらいということで、財政課のほうにはこのまま持ってもらえないかということをお願いしたという経緯がございますので、御了承お願いしたいと思います。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 その辺もわからなくはないんです、正直言って。ただし、行政の皆さんは、私は責めているんじゃないんですよ。今回のこの問題というのは3月議会であれだけ問題になったわけですね。所管の総務委員会で当初からこの結論を出せなかった。代表者会議に一たん差し戻しをして、その結果を踏まえて3月予算というのは成立したんですよ。今確かに菅野課長からあったように、ホームページでも市民は招聘があるだろうと見ている、それはそのとおりだと思います。

しかし、先ほど申しあげましたように、やらないとはっきり決まっている。これ、議会の問題なんですよ。行政の執行部の皆さんのミスじゃないんです。議会側でのボタンのかけ違いからああいう問題が起きて非常に異常状態の中で、異常事態の中で3月予算は通ったと私は認識している。であれば、

何も市民にそうしたから、ホームページに招聘事業をのつけたからこうだというものじゃなくて、議会でそれをやらないと決まったんであれば当然それは素直に受けてもらって減額補正すべきだということをお聞きしたんです。

いや、あの、理解してくれといえは提案権というのは執行部のほうにあるわけですから、これ以上どこまでも追及しませんけれども、私ははっきりしたものは緊急性なくても要らないものは要らないんですから、そういうふうにあるべきだと、今後の対応についての見解は先ほどお聞きしたんです。もし、財政課長が答弁できなければ、市長でも副市長でもどなたでも結構ですけれども、基本的な考え方、柔軟性を持った予算の使い方というものがないのかということをお尋ねしている。

○内藤 明委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 今、御提案といえますか、御提議ありました。基本的にはそういう考え方のもとに予算というものはあるべきものだと思います。ただ、今菅野課長のほうから申しあげましたとおり、相手がある話でなおかつ友好都市ということから、そういうことで配慮を少ししたということでありますので、基本的なことについてはやはり予算執行しないものはできるだけ早く減額をして別な用途に、年度途中に出てきた緊急に対応しなくてはならないものに振り向けていくという基本的な考え方は全く同じでありますので、よろしくお願ひします。

○内藤 明委員長 大丈夫です。新宮委員。

○新宮征一委員 先ほども申しあげましたように、それ以上この件についてどうのこうのは申しあげたくありませんけれども、先ほど菅野課長からあった相手があることだということなんで儀礼的なものもあると言いましたけれども、3月の議会で質問したときの答弁では、相手さんのほうにはまだ伝わっていないんですよ。いないんですよ。いなかったんですよ。そういう答弁だったんですよ。私が質問したのに対しては、まだ向こうに打診したりはまだしていないんだということであれば、今の菅野課長の相手というものはこの議会と寒河江市の内部の問題ですから、私はそれほど問題ないのかなという理解をしておったんです。

それと、今の副市長の答弁で理解しますけれども、何ていうのかな、もう1点別のほうに入ります。

今の件についてはそれで終わりますけれども、先ほど本会議で子育て推進課長からの佐藤良一議員に対する答弁で、3款民生費の中に先ほども報酬の減額があつて指定管理者だと思われませんが920万円の追加がなされて、先ほどの答弁で私ちょっと納得できないんですよ。というのは……。

○内藤 明委員長 新宮委員に申しあげます。今、歳入の部をやっておりますので、歳入全部について……。

○新宮征一委員 歳入全部か。わかりました。

○内藤 明委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 先ほど大変失礼しました。

この3款なんですけれども、事故があつた場合の責任の問題、先ほどの答弁ですと、指定管理者の責任だと、こういう答弁だったの、これ間違いないですね。

○内藤 明委員長 子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 先ほども申しあげましたように、第一義的には指定管理者だということでございますけれども、特に故意とか過失ということではなくて、しかも指定管理者の例えば能力を超えるような損害賠償とかそういったことになる、なったという場合は協議ということ踏まえて、場合によっては市の最終的な責任となろうかと思えます。第一義的には指定管理者ですけれどもということ。

○内藤 明委員長 副市長。

○那須義行副市長 ちょっと言葉足らずの面がありますので、補足をしたいと思いますけれども、指定管理をしていく中で事業をいろいろやっていく中で、それが指定管理者が企画した事業の中で指定管理者自身に瑕疵とかそういうものがあつた場合にはもちろん指定管理者に問う場合もありますが、すべて市の施設で市がやる事業ですので、ほとんど事故とかそういうものは偶発的といいますか、そういうものが大部分でありますので、基本的にはすべて市のほうに責任がありますので、市のほうで全部対応するという形で、今課長が答弁したのはそういう中の指定管理を実際してもらっている中のケースとして、そういうケースもあるということなので、基本的には市のほうで責任持って全部対応するという形になります。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 今の説明で大体理解できましたけれども、これは市で施設をつくって運営面を指定管理者に任せるわけですから、公の施設として、これ個人の業者の方が立ち上げたセンターであつて、それに市が補助を出したあるいは助成金を出したという程度のものであれば、これは民間の経営になるわけですから、運営になるわけですから、それはそれでいいんですけれども、運営上の問題で指定管理者を選択して、それに委託するということであつて、これはあくまでも寒河江市の施設であつて、その施設内で起きた事故というものは最終的に、最終的にというよりも市が責任を負わなければならないものと思うんです。これは直接的には今課長の説明にもあつたように、指定管理者のほうで重大な管理者のほうのミスで事故があつたのであればこれは市と管理者の間での、市と管理者の間で協議をして決めるべき問題であつて、責任そのものというのは私は市にあるんだということ申しあげておきたいと思えます。

終わります。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 これに対して債務負担行為の質問もよろしいですか。

○内藤 明委員長 歳出第3款です。

○佐藤良一委員 じゃあ、それについて約9カ月間の委託料をこの900万円台でよろしいんですか、その辺。

○内藤 明委員長 子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 御案内のとおり、総合子どもセンターにつきましては7月からの開所ということで、7月から指定管理者による管理ということを用意しておりますので、7月から3月までの9カ月間ということで積算をいたしております。

○内藤 明委員長 佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 指定管理者の募集、指定管理者に委託、指定管理者が職員を選ぶんですけれども、年

齢の制限というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。時間給ですればどのくらいなるか、最低賃金644円でしたか、それを上回ればいいんですけれども、その辺のことも参考なされているのかどうか、これから協議なさるんですか。

○内藤 明委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 職員の賃金、給料といいますか、人件費ということで理解させていただきますけれども、指定管理料につきましては人件費、それから事業費といったところで積算をしているということであります。児童センターと一体的な運用を図るということですので、その辺の例を参考に積算をさせていただいているということですのでございます。

年齢等につきましては、特にこちらで何歳までということは考えておりませんが、先ほど申しあげましたような育児に関して経験、熱意があってその子育て支援センター、子どもセンターの機能であるところの親子の触れ合いですとか遊び場を提供したりそういった施設を管理するにふさわしい人を指定管理者で採用していただければと考えております。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 これもまた、私所管の委員会なんですけど、今回もここで、雪害対策事業費の補助金という形で計上されているわけでありまして、これは施設やなんかだと思えます。ただ、昨年の夏の集中豪雨での道路欠損がありまして、これ補正予算を組んで対応しています。ところが、雪降ってからの工事になったのね。そしてことしの春先にもう一冬もちゃんと越さないでまた崩落しているんです。その場所が、同じ場所が。したがって、これ設計上のミスなのか、施工上のミスなのか。またまた、する時期などが問題だったのかということがあって、そして特に世の施設やなんかの場合なんだと、ちょっと違うのやなんかでなくて、私重要なので、あと所管の委員会だから細かいことは後で聞きます。

それで、例えば何かした場合だと、保証期間というのがあるんだね、一般的に。もちろんこれだって昨年に完成検査も皆しているんだと思えます。一冬も越さねでこういうことが起きた場合などはどういうふうになるのか、制度的に。ちょっとこの点、お聞かせを。

あと、細かいことは分科会のほうでしたいと思えますけれども、今回も雪害あってこの雪害のやつがこれさも含まってんだかないんだか。災害対策でなくてそれらもしようとするのだから含めてわかりませんので、お尋ねをしておきます。

○内藤 明委員長 川越委員に申しあげます。

後ほど、開会されます分科会の中で詳しく質疑していただきたいと思えます。川越委員。

○川越孝男委員 分科会でしますけれども、分科会の所管の課長等だけで入札の関係、制度的なものもあってわからないということにならないように、そのときにはきちっと当局のほうの関係課長等が、それぞれの立場の人が入って説明していただけるようお願いをしておきますけれども、これでいいのかどうか、予算特別委員長に、そういうふうにさせてもらいたいわけですがけれども、その点はしっかりしていただきたいと思えます。

○内藤 明委員長 じゃあ、当局に申しあげますが、そのような配慮をよろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

佐藤委員に申しあげますが、総務文教分科会の中で質疑されますので、そこで質疑されますようにお願いをしたいと思います。

そのほか、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましてはお手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第45号第1表中歳入全部、歳出第10款、第2表、第3表
厚生分科会	議第45号第1表中歳出第2款、歳出第3款
建設経済分科会	議第45号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款

散 会 午前10時21分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成24年6月12日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 農事務局長
宮川徹	商工振興課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	月光龍弘	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会予算特別委員会
平成24年6月12日(火曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第45号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第45号を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 内藤 明委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。
〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕
○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は6月7日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第45号第1表中歳入全部、歳出第10款、第2表及び第3表であります。審査に入る前に、審査の進行について議第45号第1表中歳入全部の審査終了後に第2表及び第3表までの審査を行い、その後に第1表中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市債について借りた内容が決算委員会までわからないが、報告があつていいと思うがどうか」の問いがあり、当局より「工事が終わってから起債を借りるという手続になります。借入れは通常の場合ですと次年度の5月に借入れすることとなりますから、やはり決算委員会のときに報告という形になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「施設耐震化事業費の三つの施設の委託料と工事費の内訳について」の問いがあり、当局より「耐震補強設計の委託料につきましては中央公民館が399万円、南部地区公民館が404万円、柴橋地区公民館が222万円、工事費は中央公民館が2,586万円、南部地区公民館が2,893万円、柴橋地区公民館が1,832万円です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は6月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第45号第1表中歳出第2款、歳出第3款であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号平成24年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「放射性検査機の規模はどのようなものなのか、また何台配付されるのか」との問いがあり、当局より「放射性検査機は消費者庁と独立行政法人国民生活センターが貸与するもので、全国で279自治体に394台を配付するものです。寒河江市には1台が配付になります」との答弁がありました。

委員より「放射性検査機の使い方は決まっているのか」との問いがあり、当局より「寒河江市環境対策部会で検討しておりますが、自家消費作物と給食用食材等の検査が中心になる見込みです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求めました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「老人福祉センターの耐震工事に当たり、利用者に不便をかけなくするための対策はどのようにとるのか」との問いがあり、当局より「一時的に利用をとめて耐震工事をしなければいけなくなりますが、指定管理者と日程調整をしながら、なるべく利用者に迷惑をかけないように検討してまいります」との答弁がありました。

委員より「子育て支援センターにおける相談体制はどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「基本的には3名の指導員が相談に当たりますが、ハートフルセンターの職員や関係機関と連携をとり適切な対応をしてまいります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は6月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第45号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款及び第11款であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「雪害対策に関連して災害復旧事業の工事が完了したが、雪が消えたら工事箇所が崩落していたということになった場合、工事施工や設計に関して制度上はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「制度上は瑕疵担保責任というのものが、期間は1年から2年となっておりますが、工事についても設計どおり施工されていることを確認いたしました。なお、設計は市直営で実施しております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「重油使用のボイラーの交換ということだが、熱源の部分を別な形にというような検討はなかったのか」との問いがあり、当局より「新エネルギーの補助メニューがないか検討しましたが、具体的に今回の更新に際して使えるものはありませんでした。2基のうちの1基を交換することや配管の部分などを考慮した結果、現段階ではこの補正がベストではないかということになりました」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「道路の維持管理について予算が足りないようなので、次の補正でも組むなり、来年度の予算要求の際にはきちんとしていただきたい」との意見がありました

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「今回150万円の補正は設計費だが、工事はどうなるのか」との問いがあり、当局より「今回は設計委託料としての補正です。その設計で事業費を算出しますので、具体的に9月に工事費の補正を行うかどうかはこれから検討させていただきます」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑、討論、採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

議第45号に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

議第45号は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時46分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明